

令和 7 年第 3 回定例会

(9 月 4 日招集)

# 山都町議会会議録

## 令和7年9月第3回山都町議会定例会会議録目次

### ○9月4日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 諸般の報告	2
日程第4 提案理由説明	3
日程第5 認定第1号 令和6年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について	4
日程第6 認定第2号 令和6年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	4
日程第7 認定第3号 令和6年度山都町病院事業会計利益の処分及び決算の認定について	4
日程第8 報告第8号 令和6年度山都町財政健全化判断比率等報告書について	4
日程第9 議案第80号 専決処分事項（令和7年度山都町一般会計補正予算第3号）の報告並びにその承認を求めることについて	7
日程第10 議案第81号 山都町職員の育児休業等に関する条例及び山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	11
日程第11 議案第82号 山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部改正について	13
日程第12 議案第83号 山都町火入れに関する条例の一部改正について	14
日程第13 議案第84号 山都町手数料条例の一部改正について	15
日程第14 議案第85号 山都町水力発電所条例の廃止について	17
散会	18

### ○9月9日（第2号）

出席議員	19
欠席議員	19
説明のため出席した者の職氏名	19
職務のため出席した事務局職員	19
開議	20

日程第1	一般質問	20
	6番 矢仁田秀典議員	20
	2番 坂本幸誠議員	34
	散会	42
○9月10日（第3号）		
	出席議員	43
	欠席議員	43
	説明のため出席した者の職氏名	43
	職務のため出席した事務局職員	43
	開議	44
日程第1	一般質問	44
	10番 吉川美加議員	44
	1番 東 浩昭議員	59
	4番 西田由未子議員	70
	散会	85
○9月11日（第4号）		
	出席議員	86
	欠席議員	86
	説明のため出席した者の職氏名	86
	職務のため出席した事務局職員	86
	開議	87
日程第1	議案第86号 令和7年度山都町一般会計補正予算（第4号）について	87
日程第2	議案第87号 令和7年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	96
日程第3	議案第88号 令和7年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	98
日程第4	議案第89号 令和7年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）について	99
日程第5	議案第90号 令和7年度山都町水道事業会計補正予算（第2号）について	101
日程第6	議案第91号 そよ風パークの指定管理者指定期間の延長について	103
日程第7	議案第92号 財産の取得について（山都町運動公園中央グラウンド備品調達（グラウンド整備用機械））	112
日程第8	議案第93号 財産の取得について（山都町運動公園中央グラウンド備品調達（防災備蓄品））	114

日程第9	発議第4号	山都町議会委員会条例の一部改正について	116
日程第10	発議第5号	山都町議会広報の発行に関する規則及び山都町議会タブレット 端末運用に関する規則の廃止について	118
散会			121

## ○9月25日（第5号）

出席議員			122
欠席議員			122
説明のため出席した者の職氏名			123
職務のため出席した事務局職員			123
開議			123
日程第1	議案第94号	工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園中央グラウンド電気設備工事）	124
日程第2	議案第95号	工事請負契約の締結について（通潤橋ミエルテラス展望デッキ設置工事）	127
日程第3	議案第96号	工事請負契約の締結について（通潤橋ミエルテラス外構工事（南側））	134
日程第4	議案第97号	山都町特定教育・保育施設等及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	143
日程第5	諮問第3号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	145
日程第6	認定第1号	令和6年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について	145
日程第7	認定第2号	令和6年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	151
日程第8	認定第3号	令和6年度山都町病院事業会計利益の処分及び決算の認定について	152
日程第9	委員会報告	請願付託報告について	154
日程第10	委員会報告	請願付託報告について	156
日程第11	議長報告	各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について	157
閉会			157

9 月 4 日（木曜日）

令和7年9月第3回山都町議会定例会会議録

1. 令和7年9月4日午前10時0分招集
2. 令和7年9月4日午前10時0分開会
3. 令和7年9月4日午前11時02分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第1日）（第1号）
  - 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 会期決定の件
  - 日程第3 諸般の報告
  - 日程第4 提案理由説明
  - 日程第5 認定第1号 令和6年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 日程第6 認定第2号 令和6年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
  - 日程第7 認定第3号 令和6年度山都町病院事業会計利益の処分及び決算の認定について
  - 日程第8 報告第8号 令和6年度山都町財政健全化判断比率等報告書について
  - 日程第9 議案第80号 専決処分事項（令和7年度山都町一般会計補正予算第3号）の報告並びにその承認を求めることについて
  - 日程第10 議案第81号 山都町職員の育児休業等に関する条例及び山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
  - 日程第11 議案第82号 山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部改正について
  - 日程第12 議案第83号 山都町火入れに関する条例の一部改正について
  - 日程第13 議案第84号 山都町手数料条例の一部改正について
  - 日程第14 議案第85号 山都町水力発電所条例の廃止について

---

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 東 浩 昭	2番 坂 本 幸 誠	3番 眞 原 誠
4番 西 田 由未子	5番 中 村 五 彦	6番 矢仁田 秀 典
7番 興 梶 誠	8番 藤 川 多 美	9番 飯 開 政 俊
10番 吉 川 美 加	11番 後 藤 壽 廣	12番 工 藤 文 範
13番 藤 原 秀 幸	14番 藤 澤 和 生	

---

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

---

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	坂本靖也	副町長	坂本浩
教育長	井手文雄	総務課長	工藤博人
清和支所長	西田法生	蘇陽支所長	村上敬治
会計管理者	嶋田浩幸	企画政策課長	北貴友
税務住民課長	玉目知穂	健康ほけん課長	長崎早智
福祉課長	高野隆也	環境水道課長	有働頼貴
農林振興課長	松本文孝	建設課長	西賢
山の都創造課長	菊地勝也	商工観光課長	山下公司
学校教育課長	鈴木保幸	そよう病院事務長	枝尾博文
監査委員	橋本由紀夫		

---

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 高橋尚孝 外2名

---

開会・開議 午前10時0分

○議長（藤澤和生君） おはようございます。ただいまから令和7年第3回山都町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

**日程第1 会議録署名議員の指名**

○議長（藤澤和生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、会議録署名議員に、2番、坂本幸誠君、3番、眞原誠君を指名します。

---

**日程第2 会期決定の件**

○議長（藤澤和生君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月25日までの22日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月25日までの22日間に決定いたしました。

---

**日程第3 諸般の報告**

○議長（藤澤和生君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付しているとおりです。

次に、本日までに受理した請願は、請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託しました。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 提案理由説明

○議長（藤澤和生君） 日程第4、提案理由の説明を求めます。

町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） 令和7年第3回定例会を招集しましたところ、御参集を賜り、誠にありがとうございます。

さて、先月10日から11日にかけて発生した大雨に際しては、幸いにも人命に関する被害はありませんでした。しかし、矢部地区を中心に各地で甚大な被害が発生しました。被害の状況については、町民の皆様から提供された情報や罹災証明や被災証明、農業施設や公共土木施設等の被害報告を通じて明らかになりました。

今回の大雨は、甲佐町及び美里町から本町の南西部にかけて発生した線状降水帯によりもたらされました。特に11日未明には、気象庁から記録的短時間大雨情報も発表され、極めて異常な降雨が観測されました。

町内では、矢部地区を中心に11日未明から明け方にかけて強い雨が降り続き、中でも下矢部西部の三ヶ地区において、同じ時間帯に累計400ミリ程度の降雨量が計測されています。この影響を受け、多くの道路が崩土等により通行不能となり、11日夕方の時点で下矢部東部、下矢部西部、目丸、津留の各地区が孤立状態でしたが、地元土木業者等の多大な御尽力により、12日には下矢部東部、目丸、津留の3地区の孤立が解消し、残る下矢部西部地区も13日中に孤立が解消しました。

しかし、孤立は解消したものの、下矢部西部地区においては依然として不通となっている固定電話や寸断された生活道である県道の復旧時期の見通しが立ちつつも、地元住民の方には大変な不便が強いられている状況にあります。

また、道路や農地等に関しましても、矢部地区を中心に、熊本地震後の大雨災害に匹敵するような甚大な被害が発生している状況です。

町としては、早急な復旧が図られるよう一日でも早い復旧を目指し、関係機関に対し積極的な働きかけを行うとともに、係る事務に取り組んでまいります。

次に、先般、本町出身の柔道家である山下泰裕氏が3期6年間にわたり務められたJOC日本オリンピック委員会会長を6月26日をもって任期満了により退任されたとの報を受け、慰労と感謝の意を込めて手紙を送りました。

任期中に携わられた新型コロナ禍の中での東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会では、私たちには想像もし得ない御苦勞があったと思いますが、世界中のアスリートたちが最高のパフォーマンスを披露したその雄姿は、子どもたちをはじめ、私たちに大きな感動と勇気、そし

て希望を与えてくれました。2023年10月に頸椎を損傷され、現在も療養中ということで、直接お会いすることはできませんが、非常に残念ですが、一日も早い御回復を心よりお祈りいたします。

次に、来週の11日から今月25日にかけて実施されます陸上自衛隊及び米海兵隊等との実動訓練に際する大矢野原演習場の使用に関して、先月12日に町立中島体育館において、山都町民を対象とした説明会を行いました。説明会には、大矢野原演習場周辺の地域住民の方を中心に50名程度が参加され、九州防衛局及び陸上自衛隊西部方面総監部から訓練の概要等について説明が行われました。説明後、昨年度の日米共同訓練実施後に共有した諸課題を中心に質疑応答等が交わされましたが、特に米軍に対しての連絡調整の重要性が改めて認識されたところです。

町としましては、地域住民の安心・安全が最重要であることを念頭に、関係者との連絡調整の徹底を図ります。訓練期間中、何かお気づきの点がありましたら御一報をお願いいたします。

このほか、主な出来事等を広報やまとに紹介していますので、ぜひ御覧ください。

次に、今定例会に提案しております議案につきまして、概要を説明いたします。

今回の定例会に提出する議案は、専決処分事項1件、条例5件、補正予算5件、その他7件、報告1件の合計19件です。

専決処分事項1件は、地方自治法の規定に基づき専決処分を行ったので、その報告並びにその承認を求めるものです。

条例5件のうち、4件はそれぞれ必要な条例の一部を改正するもの、1件は条例を廃止するものです。

補正予算5件は、令和7年度の一般会計及び特別会計並びに事業会計に関するものです。

その他7件のうち、1件はそよ風パークの指定管理者指定期間を延長するもの、1件は人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求めるもの、2件は財産の取得に係るもの、3件は令和6年度の一般会計及び特別会計並びに事業会計の決算の認定等を求めるものです。

報告1件は、令和6年度における町の財政健全化判断比率等を報告するものです。

以上、提案理由について説明いたしました。

詳細については担当課長から説明させますので、適切な決定をいただきますようお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 提案理由の説明が終わりました。

---

**日程第5 認定第1号 令和6年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について**

**日程第6 認定第2号 令和6年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について**

**日程第7 認定第3号 令和6年度山都町病院事業会計利益の処分及び決算の認定について**

**日程第8 報告第8号 令和6年度山都町財政健全化判断比率等報告書について**

○議長（藤澤和生君） 日程第5、認定第1号「令和6年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第6、認定第2号「令和6年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」、日程第7、認定第3号「令和6年度山都町病院事業会計利益の処分

及び決算の認定について」及び日程第8、報告第8号「令和6年度山都町財政健全化判断比率等報告書について」を一括議題とします。

認定第1号、認定第2号及び認定第3号の執行部の説明については省略します。

報告第8号の説明を求めます。

総務課長、工藤博人君。

**○総務課長（工藤博人君）** おはようございます。それでは説明いたします。

報告第8号、令和6年度山都町財政健全化判断比率等報告書。

この財政健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして、地方公共団体の財政運営の健全性が確保されているか否かを判断、分析し、これらの状況を踏まえ、早期の是正措置を講じるなど、的確な対応に基づく財政運営を行っていく必要があるかを見るものとなります。

次のページを御覧ください。

1、健全化判断比率です。上段の指標について簡単に説明いたします。

左から、実質赤字比率、これはまちづくり、福祉、教育など地方公共団体の中心的な事業を行う一般会計の赤字の大きさ、程度を指標化し、財政運営の深刻度、厳しさを示すものとなります。

次の連結実質赤字比率は、一般会計だけでなく特別会計や企業会計を含む全ての会計を合算し、地方公共団体全体としての赤字の大きさ、程度を指標化し、地方公共団体としての運営の深刻度、厳しさを示すものとなります。

この二つの比率は赤字となった場合にのみ数値が表れます。本町における令和6年度決算はいずれも黒字であるため、バー表記、横棒表記になっております。

次に、実質公債費比率です。起債など借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものとなります。令和6年度は4.0%となりました。前年度は3.9%でしたので、0.1ポイント増加をしております。これは元利償還金等に充てることができる経費充当後の公営住宅使用料等の特定財源が減少したことが主な要因だと思っております。公債費等借入れの増大や特定財源の減少等がポイント増加の要因となるものです。

最後に、将来負担比率です。一般会計の借入金や将来支払っていく可能性がある負担額などについて、現時点での残高の程度を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。令和6年度はバー、横棒表記となっております。前年度は4.2%でしたが、令和6年度決算では、将来負担額を充当可能財源が上回ったことにより、このような表記となっております。将来負担額は、地方債の現在高や退職手当負担見込額を合算したもので、充当可能財源は基金や特定の歳入、交付税算定に使用する基準財政需要額算入見込額等を合算したものとなります。充当可能財源のうち、基金額が増加したことが主な要因と考えられます。

中段の表を御覧ください。ただいま説明いたしました四つの指標に対する段階別の基準を定めたものとなります。

地方公共団体は、健全化判断比率により、それぞれ健全段階、早期健全化段階、財政再生段階の三つに区分されます。四つの健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上になりますと、

財政健全化計画の策定や外部監査の要求が義務化され、自主的な改善努力による財政健全化を図らなければなりません。また、将来負担比率を除いた三つの比率のうち、一つでも財政再生基準以上となる場合には、財政再生計画を策定し、さらに起債の制限や財政再生計画の総務大臣協議など、国の関与による財政健全化が求められます。

これに照らして本町の指標を改めて見ていただきますと、いずれも基準を下回っていますので、健全段階とすることができます。しかしながら、各種公共事業の実施による地方債の借入れ額の増加や、国の動向によっては地方交付税の縮減も考えられるなど、財政運営に大きな影響を及ぼす要因がありますので、今後も財政確保と効率的で持続可能な行財政運営に不断の見直しを行っていく必要があります。

次に、2、資金不足比率です。これは公営企業会計の資金不足を料金収入等と比較して指標化し、経営状況の深刻度、厳しさを示すものです。令和6年度は、いずれの会計も資金不足はありませんので、比率が横棒表記となっております。

以上、報告書の説明を終わります。

**○議長（藤澤和生君）** 報告第8号「令和6年度山都町財政健全化判断比率等報告書について」は説明が終わりましたので、報告済みといたします。

監査委員から認定第1号、認定第2号、認定第3号、報告第8号について、決算審査意見書が提出されております。

ただいまから決算審査意見書の報告を求めます。

代表監査委員、橋本由紀夫君。

**○監査委員（橋本由紀夫君）** おはようございます。

それでは、令和6年度の山都町における決算審査の報告を行います。

地方自治法第233条第2項の規定により、町長から令和6年度の山都町一般会計及び国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の3特別会計と水道事業会計及び病院事業会計の二つの公営企業会計について審査を付されました。

去る7月17日から8月6日までの間、関係書類の点検をはじめ、関係各課からの聞き取りなどの方法により審査を実施しました。

その結果、各会計について、計数には過誤は見られず、支出命令等に符合し、収支は適法であると認めました。

また、財政健全化判断比率等の状況についても、良好な状態にあると認めました。

決算審査意見書の5ページ、第7表にありますように、本町における一般会計の歳入総額166億224万円のうち、自主財源は41億3,176万円で、昨年と比べて9.2%減少しています。その主な要因は、物価高騰対策の定額減税による町民税の減収、太陽光発電設備に係る減価償却による課税標準額の減少、大型施設の完成に伴う公共施設整備基金繰入金の減額などが挙げられます。

また、地方交付税や国県補助などの依存財源も前年度から10.6%減少して、124億7,047万円で、これは歳入の75%を占めています。

歳出におきましては、6ページの第9表でお示ししているとおり、総額152億959万円と、前年

度から18億8,681万円減少しました。減少の主な要因は、前年度の道の駅通潤橋や総合体育館パスレルの大型施設の完成などがあります。

なお、審査内容の詳細につきましては、お手元の決算審査意見書及び財政健全化判断比率等審査意見書により御確認をいただきますようお願いいたします。

最後に、本町において、九州中央自動車道、山都通潤橋インターチェンジの開通後、道の駅通潤橋や総合体育館パスレル、運動公園の大型施設が続々と完成し、人の流れに大きな変化が見られたかと思えます。今後も大型施設等の建設が計画されていますが、完成して終わりではなく、そこから本当の始まりだと思えます。町には課題が山積しており、漫然と状況を眺めていては町の発展は望めません。ここは職員、町民が一丸となった取組が必要ではないでしょうか。

みんなが子や孫に自信を持ってこの自然豊かな郷土を引き継いでいけるようなまちづくりに期待を申し上げ、決算審査の報告を終わります。以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 決算審査意見書の報告が終わりました。

監査委員におかれましては、長期にわたり決算審査、大変御苦労さまでした。

お諮りします。

認定第1号「令和6年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」は、総務常任委員会に付託し、各常任委員会と連合して審査することとしたいと思えます。

認定第2号「令和6年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」は、経済建設常任委員会に付託して審査することとしたいと思えます。

認定第3号「令和6年度山都町病院事業会計利益の処分及び決算の認定について」は、厚生常任委員会に付託して審査することとしたいと思えます。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号、認定第2号及び認定第3号については、各常任委員会に付託して会期中の審査を行うことに決定いたしました。

---

## **日程第9 議案第80号 専決処分事項（令和7年度山都町一般会計補正予算第3号）の報告並びにその承認を求めることについて**

**○議長（藤澤和生君）** 日程第9、議案第80号「専決処分事項（令和7年度山都町一般会計補正予算第3号）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、工藤博人君。

**○総務課長（工藤博人君）** それでは、説明いたします。

議案第80号、専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めます。

専決第5号、令和7年度山都町一般会計補正予算（第3号）について。

令和7年9月4日提出、山都町長。

令和7年度山都町一般会計補正予算第3号について、議会を招集する時間的な余裕がございましたので、8月の豪雨に伴い応急的に対応しなければならない案件につきまして専決処分を行いましたので、その報告並びにその承認を求めるものです。

それでは、歳出から説明いたしますので、予算書の10ページを御覧ください。

4款1項保健衛生費です。6目環境衛生費では、10節及び18節において、飲料水供給施設2地区の修繕料及び小規模等水道施設6地区に対する整備補助金を計上したものです。

6款1項商工費です。4目観光施設費では、10節において通潤橋周辺施設の修繕料、12節において五老ヶ滝遊歩道の支障木等の撤去委託料、14節において猿ヶ城キャンプ村復旧工事並びに山神山のり面修復工事を計上したものです。

11ページを御覧ください。

7款2項道路橋梁費です。2目道路維持費では、応急復旧に要するものとして、10節において町道修繕料、13節において重機借上料を計上したものです。

4項住宅費です。1目公営住宅等管理費では、10節において町営住宅の雨漏り等修繕料を計上したものです。

10款1項農林水産施設災害復旧費です。1目現年度農業施設災害復旧費では、3節において職員の時間外勤務手当、10節において消耗品費を。

12ページを御覧ください。12節において災害査定設計書作成に係る技術員派遣業務委託料、13節において重機借上料、14節において応急復旧工事費、15節において工事材料費を計上したものです。

3目現年度林業施設災害復旧費では、3節において職員の時間外勤務手当、13節において重機借上料を計上したものです。

13ページを御覧ください。

2項公共土木施設災害復旧費です。1目現年度公共土木施設災害復旧費では、3節において職員の時間外勤務手当、13節において重機借上料、14節において応急復旧工事費、15節において工事材料費を計上したものです。

13款予備費は調整です。

次の14ページ以降は給与費明細となります。

次に、歳入を説明いたしますので、8ページを御覧ください。

14款分担金及び負担金、16款国庫支出金につきましては、歳出の財源として確認いただいておりますので、説明は省略いたします。

20款2項基金繰入金です。1目財政調整基金繰入金では、財源を調整するために1,286万3,000円を計上しました。

9ページを御覧ください。

21款1項繰越金です。1目繰越金では、令和6年度一般会計繰越金のうち1億1,471万2,000円

を計上したものです。

23款1項町債です。9目災害復旧事業債では、起債対象事業の追加に伴い、起債借入額を計上したものです。

続きまして、予算書表紙の次のページを御覧ください。

令和7年度山都町一般会計補正予算。

令和7年度山都町の一般会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145億9,700万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加は、第2表、地方債補正による。

令和7年8月26日専決、山都町長。

以上です。よろしくお願ひいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第80号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、飯開政俊君。

**○9番（飯開政俊君）** 歳出で、10ページの保健衛生費のところ、飲料水供給施設と小規模等水道施設の事業の箇所と内容的なことを少し教えていただきたい。

**○議長（藤澤和生君）** 環境水道課長、有働頼貴君。

**○環境水道課長（有働頼貴君）** お答えします。まず、歳出のほうの飲料水供給施設2か所につきましても、菅囲、津留本村地区で、どちらとも水源地からの排水管のほうは消失しておりますので、それに伴いまして、仮復旧として予備水源のほうからつないでおります。そちらの分を本水源から引き直すための事業費150万円の2施設を考えております。

そのほか、小規模等水道施設につきましても、金福寺、瀬峯、中園、久保野、葛原後谷、小柏原地区、この6地区の水源地からの排水管のほうは水源地が流出しているところもありますし、なっております。それぞれについて75%から70%の補助を計上しております。総額が大体1,400万円程度ですので、補助金額としては1,000万円程度を考えておりますが、既存の残額がありますので、その分の残額の引いた分829万円程度を今回計上しております。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑ありませんか。

9番、飯開政俊君。

**○9番（飯開政俊君）** 飲料水は生活の本当に命に関わる問題でございますし、非常にこの山都町でも上水道に関してはいろいろな要望も伺っておりますので、速やかな事業を進めていただきたいと思います。よろしくお願ひを申し上げます。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑ありませんか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 同じく10ページですが、観光施設費の工事請負費。猿ヶ城キャンプ場の件なんです、より詳しく説明をお願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、山下公司君。

**○商工観光課長（山下公司君）** それでは、観光施設関係の災害状況について御説明いたします。

15節におきましては、猿ヶ城キャンプ村敷地内道路の破損ということと山神山ののり面崩土復旧工事を入れているというところでございます。

猿ヶ城キャンプ場内の道路につきましては、河川が越水しまして、表面のコンクリート舗装を剥ぎ取ったと、水流に押されましてそれが剥げたというところで、現在、車が通行できないという状況になっておりますので、その復旧を行うというところでございます。

二つ目の山神山公園につきましては、町有地の公園化しておりますところののり面が、いわゆる大雨によりまして崩土が起きたというところでございますので、その土砂の撤去並びにのり面の保護を予定しているというところでございます。

工事請負費に関する専決予算につきましては、その2件を予定しているというところでございます。

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑ありませんか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** それでは、キャンプ場としての道路の復旧ができるまでは利用停止ということですか。今、休止しているのかどうか。いつ頃までとか、計画がありましたらお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、山下公司君。

**○商工観光課長（山下公司君）** お答えいたします。こちら指定管理施設となっております、一般的に言えることですが、今回、大雨予報が出ていたということもございまして、管理者との情報共有を図り、いわゆる予報の期日の間は施設そのものを休止しておりました。以前、そういったことで濁流にのまれて、施設内道路が剥ぎ取られたという過去の災害もございましたので、それで大雨期間中は営業を休止していたと。

この災害によりまして、現地確認を当然、至急行いまして、管理者とも連絡を取りまして話を行っておりますが、実際この工事を発注して、工事完成まではもう休止せざるを得ないというところでございますので、それを今、至急積算を行いまして、発注できるように整えているというところでございます。

目標というところでございますが、できればというところなんですけれども、秋のシーズンはと思っておりますが、何せ濁流にのまれた破損状況が結構ございますので、早期に完成を目指させていただきたいというところで本日はお答えをさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

13番、藤原秀幸君。

○13番（藤原秀幸君） 災害復旧費に充てたというようなことでございますが、国の激甚災害の指定等になった場合に、国からこういった専決処分した分の負担金、国の負担金と申しますか、交付金と申しますか、そういったのはどれぐらい、激甚になるか否かによってもかなり違うと思っておりますが、どれぐらいの財政的なあれがあるのか、見込み的なことで結構ですのでお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） これはあくまで予想です。激甚に指定になりますと、恐らく過去の事例からいくと、95%とか、それぐらいには国の補助が行くんじゃないかなということで想定しているところです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第80号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号「専決処分事項（令和7年度山都町一般会計補正予算第3号）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

---

#### 日程第10 議案第81号 山都町職員の育児休業等に関する条例及び山都町職員の勤務時間、 休暇等に関する条例の一部改正について

○議長（藤澤和生君） 日程第10、議案第81号「山都町職員の育児休業等に関する条例及び山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） それでは、説明いたします。

議案第81号、山都町職員の育児休業等に関する条例及び山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について。

山都町職員の育児休業等に関する条例及び山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年9月4日提出、山都町長。

提案理由です。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律及び人事院規則の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

次のページを御覧ください。

条例改正分となります。

第1条において、山都町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。

2ページ後の第2条において、山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、それぞれ規定しています。

7ページを御覧ください。

山都町職員の育児休業等に関する条例に係る新旧対照表です。

10ページを御覧ください。

山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例に係る新旧対照表です。

それでは、資料で説明させていただきますので、最後のページを御覧ください。

まず、条例第1条の山都町職員の育児休業等に関する条例に関しましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、就学前の子を養育している職員の部分休業の取得パターンの多様化に対応するものとなります。

1日につき2時間を超えない範囲内となる現行の部分休業を第1号部分休業として、1年につき人事院規則で定める時間を超えない範囲内の部分休業が第2号部分休業という形になりまして、条例の一部改正の主なものとしましては、第21条において、現行の部分休業とあるものを第1号部分休業とし、第21条の2から第21条の5までの4条を新設しています。第21条の2では、第2号部分休業の承認に関する事項や単位が1時間であることなど、第21条の3では、部分休業の単位期間が毎年4月1日から翌年3月31日までであること、第21条の4では、単位期間に請求できる第2号部分休業の上限を設定し、第21条の5では、承認の執行等に係る事情を規定しています。

次に、条例第2条の山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例に関しましては、人事院規則の一部改正に伴い、仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取、配慮に係る関係規定を措置するものになります。子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を取るよう示されており、第16条に新たに妊娠、出産等についての申出をした職員や3歳に満たない子を養育する職員に対する意向確認等の措置を規定しています。措置の内容につきましては、資料にお示した形となります。

5ページを御覧ください。

附則です。

第1項において、条例の施行日を令和7年10月1日とし、附則第2項の規定は同年7月1日から、第4項の規定は条例の公布の日から施行するとしています。

第2項から第4項は経過措置であり、第2項では、施行日前であっても第2号部分休業の請求に係る申出を行い、請求が可能であることを、第3項では、この条例施行後における第2号部分休業の上限について、年度の残期間が2分の1となること、第4項では、仕事と育児の両立に関

する個別の意向聴取、配慮に係る関係規定について、条例の公布の前でも措置できることをそれぞれ規定しております。

以上です。よろしくお願ひいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第81号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第81号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号「山都町職員の育児休業等に関する条例及び山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第11 議案第82号 山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部改正について

**○議長（藤澤和生君）** 日程第11、議案第82号「山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、工藤博人君。

**○総務課長（工藤博人君）** それでは、説明いたします。

議案第82号、山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部改正について。

山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年9月4日提出、山都町長。

提案理由です。

消防団員の数の減少を理由として、消防団員の定数を見直すため、消防組織法第19条第2項の規定に基づき、関係条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

次のページを御覧ください。

条例改正分です。

第2条第1項に定める定員について、現在、500人とあるものを420人に改めるものです。

附則として、条例の施行は公布の日としています。

次のページは新旧対照表となります。

最後のページ、資料を御覧ください。

合併後の消防団員数の推移を記録したものとなります。消防団員に任期の縛りはありませんが、組織として2年に1回幹部の交代があっており、世代交代もあって各年で人数が大きく減っているのが分かります。

条例の定員数を定めるのは、町の費用負担を減らすのが主な目的となります。例年、熊本県市町村総合事務組合に対する退職報償金に関する負担金を支出する必要がありますが、10月1日現在の条例定員数が算定人数の根拠となっているためです。現定員は500人ですが、実人数が400人弱であるため、このタイミングで見直さなければ、来年度において100人強、金額にして200万円弱程度を過剰に負担しなければならないこととなります。

なお、420人と設定しましたのは、実数に合わせてしまうと増員があった場合に支障が生じるため、これまでの減員の割合を参考にして、2割程度の減員で算定したものです。

以上です。よろしく願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第82号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第82号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号「山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

## **日程第12 議案第83号 山都町火入れに関する条例の一部改正について**

**○議長（藤澤和生君）** 日程第12、議案第83号「山都町火入れに関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、工藤博人君。

**○総務課長（工藤博人君）** 説明いたします。

議案第83号、山都町火入れに関する条例の一部改正について。

山都町火入れに関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年9月4日提出、山都町長。

提案理由です。

気象発表で用いられていない用語等を改めるため、関係条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

次のページを御覧ください。

条例改正分です。

条例の規定中に、現在、気象等の注意報に用いられていない異常乾燥注意報の文言を乾燥注意報に改めるものが主なものとなります。

また、併せて様式第1号及び様式第2号を改めるものです。

次のページから5ページまでは、改正後の様式となります。

6ページ以降は、新旧対照表となります。

次の7ページを御覧ください。

様式第1号の新旧対照表となります。火入れ許可申請書となりますが、申請者の押印の部分を削除しています。

8ページは様式第1号の別紙、誓約書となります。誓約書本文の表現を改めるとともに、責任者氏名の押印の部分を削除しています。

最後の9ページを御覧ください。

様式第2号の新旧対照表となります。火入れ許可書となりますが、指示事項欄及び備考欄の一部について文言を改めています。

2ページにお戻りください。

附則です。

条例の施行を公布の日としています。

以上です。よろしく願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第83号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第83号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号「山都町火入れに関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 議案第84号 山都町手数料条例の一部改正について

**○議長（藤澤和生君）** 日程第13、議案第84号「山都町手数料条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長、玉目知穂君。

○**税務住民課長（玉目知穂君）** 議案第84号について御説明申し上げます。

議案第84号、山都町手数料条例の一部を改正する条例について。

山都町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年9月4日提出、山都町長。

提案理由。

公的年金、児童扶養手当、特別児童扶養手当、医療・補償手当、被害者救済等の各種支給手続の際に必要な戸籍証明書については、各関係法令に条例に定めるところにより無料で証明を行うことができる規定としてあり、そのためには、山都町手数料条例を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

4ページ目の資料、当該法令一覧を御覧ください。

本案は、こちらにごございます33の法律において、各種支給手続の際に必要な戸籍証明書については、条例に定めるところにより無料で証明を行うことができると規定してありますが、本町の手数料条例にはこの規定がございませんので、この規定を追加するための条例改正案となります。

参考までに、この資料の下部に郡内及び近隣市町の導入状況につきましてお示ししております。各自自治体の条例の規定によるものですので、このように自治体によって取扱いに違いがあると御理解いただければと存じます。

戻っていただき、2ページ目の条例改正の条文を御覧ください。

現行の手数料条例には、第6条に手数料の免除について第1号から第7号まで規定してあります。この第6条中の第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げまして、第1号の次に新たに第2号となる「戸籍に関し、条例で定めるところにより無料で証明を行うことができる旨を規定する法律の当該規定に基づく証明の請求があったもの」を加えます。繰り返しになりますが、この条例で定めるところにより、無料で証明を行うことができる旨を規定する法律が資料にお示ししています33の法律となります。

3ページ目の新旧対照表を御覧ください。

現行の条例の第2号は第3号になり、順々に号数が繰り下がりがして、第6条は第8号までの規定があることとなります。

なぜ第2号に新たな条文を追加するかなのですが、第1号が、法令は規定により無料で取扱いをしなければならないものとなっております、こちらが義務規定になります。今回追加の新しい第2号は、これに性質が近い任意規定でありまして、ともに法令に基づいたものでございますので、条文整理の観点から第2号に置くことが適当であるということで、こちらに追加しております。

再度2ページ目にお戻りください。

附則によりまして、この条例改正の施行期日を令和7年10月1日からとしております。

この条例が改正となりましたら、33の法律の下に住民の方が行われる各種支給申請について、僅かながらではございますが、費用負担の軽減が図られます。例えば、公的年金受給者が亡くなられた際に発生します未支給年金請求手続の場合の申請者と亡くなられた方との続柄確認に必要

な戸籍証明書や、ひとり親家庭における児童扶養手当の支給申請の際のひとり親の家庭であることと申請者と児童の親子関係が分かる戸籍証明書について、これを無料で証明、交付することができるようになります。

交付手数料の額は、戸籍が450円、除籍が750円となっております。令和6年度の有料交付の実績は、戸籍が2,571件で115万6,950円、除籍が3,986件で298万9,500円ですが、通常の申請のときには、手続の内容についての記載は不要になっておりますので、これからどのくらいの減少が見込まれるかは予想できません。

なお、実際の運用につきましては、申請書に手続の内容と提出先を必ず記入していただき、通常発行している戸籍謄本や戸籍抄本とは異なる様式である、手続に必要な事項のみを記載した戸籍一部事項証明書を発行し、有料交付と差別化を図って行います。戸籍一部事項証明書は本籍地以外での交付はできませんので、広域交付による無料交付がございません。この条例により行う無料交付は本籍を本町に置く方のみとなります。

この改正案が可決されましたら、早急に窓口、町ホームページなどで周知を行う予定です。窓口で交付申請をお受けするときも都度御案内を行っていきます。戸籍事務もシステムの標準化が行われると同時に、マイナンバーによる情報連携が進んでおり、今後、戸籍証明書を必要とする手続は減っていくことが予想されます。また、住民票も戸籍事務よりも早くに情報連携が進められていますので、交付が不要になったケースが多くございます。

とは言いますものの、戸籍証明書は様々な手続においてまだ必要な提出書類であることから、今回の条例改正の御提案となりました。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第84号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第84号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号「山都町手数料条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

---

#### **日程第14 議案第85号 山都町水力発電所条例の廃止について**

**○議長（藤澤和生君）** 日程第14、議案第85号「山都町水力発電所条例の廃止について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

清和支所長、西田法生君。

**○清和支所長（西田法生君）** それでは、議案第85号について御説明申し上げます。

議案第85号、山都町水力発電所条例の廃止について。

山都町水力発電所条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

令和7年9月4日提出、山都町長名でございます。

提案理由です。

山都町清和水利発電所を公用として供しなくなることに伴い、山都町水力発電所条例を廃止する必要があるとあります。

これが、この議案を提案する理由です。

3ページの資料1、4ページの資料2を参考に御覧ください。

山都町清和水利発電所は、平成17年4月より稼働してきたところですが、近年の大雨等により、土砂の流入等で稼働停止を行う期間が増えたことに加えまして、本年6月末には固定価格買取制度、いわゆるFIT制度の適用期間の満了により、売電価格が大幅に低下しております。

今後予見される維持管理費と売電収入を比較検討した結果、将来の収益が見込めないため、水力発電所を停止することが妥当という結論に達したところであります。

前のページ、2ページを御覧ください。

山都町水力発電所条例を廃止する条例。

山都町水力発電所条例は廃止する。

附則。

この条例は公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第85号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第85号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第85号「山都町水力発電所条例の廃止について」は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

---

散会 午前11時02分

9 月 9 日（火曜日）

令和7年9月第3回山都町議会定例会会議録

1. 令和7年9月4日午前10時0分招集
2. 令和7年9月9日午前10時0分開議
3. 令和7年9月9日午前11時43分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第6日）（第2号）

日程第1 一般質問

6番 矢仁田秀典議員

2番 坂本幸誠議員

- 
7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 東 浩 昭

2番 坂 本 幸 誠

3番 眞 原 誠

4番 西 田 由未子

5番 中 村 五 彦

6番 矢仁田 秀 典

7番 興 梶 誠

8番 藤 川 多 美

9番 飯 開 政 俊

10番 吉 川 美 加

11番 後 藤 壽 廣

12番 工 藤 文 範

13番 藤 原 秀 幸

14番 藤 澤 和 生

- 
8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

- 
9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長 坂 本 靖 也

副 町 長 坂 本 浩

教 育 長 井 手 文 雄

総 務 課 長 工 藤 博 人

清 和 支 所 長 西 田 法 生

蘇 陽 支 所 長 村 上 敬 治

会 計 管 理 者 嶋 田 浩 幸

企 画 政 策 課 長 北 貴 友

税 務 住 民 課 長 玉 目 知 穂

健 康 ほ け ん 課 長 長 崎 早 智

福 祉 課 長 高 野 隆 也

環 境 水 道 課 長 有 働 頼 貴

農 林 振 興 課 長 松 本 文 孝

建 設 課 長 西 賢

山 の 都 創 造 課 長 菊 地 勝 也

商 工 観 光 課 長 山 下 公 司

学 校 教 育 課 長 鈴 木 保 幸

そ よ う 病 院 事 務 長 枝 尾 博 文

監 査 委 員 橋 本 由 紀 夫

- 
10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議 会 事 務 局 長 高 橋 尚 孝 外 2 名

---

開議 午前10時0分

**○議長（藤澤和生君）** おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1 一般質問

**○議長（藤澤和生君）** 日程第1、一般質問を行います。

5人の方から質問の通告がっておりますので、本日2人、明日3人としたいと思います。順番に発言を許します。

6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** おはようございます。議員になって8年初めてトップバッターをすることになりました6番議員の矢仁田秀典でございます。今日もたくさんの方に傍聴に来ていただきまして、ありがとうございます。

まずは、8月10日から11日の朝にかけての豪雨に被災されました皆さんにお見舞い申し上げます。

私の家は川のすぐそばで、未明の3時頃には川の音が大きくなりましたので、災害にならなければいいがなと思っておったところでございます。

ところが、朝5時に従業員から「国道の土手が崩れました、役場も休みですけどもどうすればいいですか」という一報が入りました。その地区の区長さんに連絡を取り、まずは避難してもらおう段取りをし、その段取りをした後に地元を見て回りました。朝7時には役場内に対策室ができましたが、私の携帯電話は二日間鳴りっ放しでした。

私の住む下名連石、名連川地区でも、河川の氾濫、土砂崩れによる家やハウスへの土砂の流入など、農産物や建物への災害被害が多々ありました。しかし、素早い地域住民の結束により、土砂の撤去、水路の復旧などに対応していただき、応急処置がなされました。

盆には白糸から中島、下矢部を見て回りましたが、災害箇所が多さ、被害の甚大さに唖然としました。その間には、県議、国会議員の先生方に視察にも来ていただきましたので、激甚の指定と復旧のお願いをしたところ です。

今回の災害では、地元の建設業の皆さんが、お盆にもかかわらず献身的な迅速な対応、ありがとうございました。また、役場職員も徒歩で物資を運んでいただくなど、迅速な対応をしていただきました。ありがとうございました。

そこで、今回の一般質問は、8月の豪雨災害について、2番目に、県道に認定されてから100年以上たつのにまだ開通していない主要地方道矢部阿蘇公園線について、3番目に、山都通潤橋インターから通潤橋までのルート整備について、4番目に、滝巡りを含む観光ルートについて質問いたします。

それでは、質問台に移らせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（藤澤和生君） 6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） まず、8月豪雨について質問いたします。8月10日からの大雨による被害状況、被害件数、被害総額などを示していただきたいと思います。その前に、災害の基準があれば教えていただきたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） 例えば、農林業で、こういう基準を満たせば災害認定されます、これは認定できませんという基準があると思うんです。それを含めまして、被害件数辺りを、被害総額とかを教えていただきたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 建設課長、西賢君。

○建設課長（西賢君） 災害の基準について説明いたします。

災害につきましては、公共土木施設災害、農災等ございますけども、時間雨量で20ミリ以上、また、日雨量で80ミリ以上の雨につきましてが雨に対する災害の基準になります。

また、河川につきましては、計画水位がある河川については計画水位以上、町河川で言いますと、計画水位なんてございませんものですから、それにつきましては、河川の護岸高の2分の1以上の水位があれば災害として認定されることになります。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 税務住民課長、玉目知穂君。

○税務住民課長（玉目知穂君） 住宅についての被害状況をお答えします。

発災の翌日8月12日から、税務住民課課税係におきまして、家屋等の罹災証明、被災証明の申請受付を開始いたしました。

8月末日現在で被災証明申請は75件、その75件のうち22件につきまして、罹災証明申請を併せて受け付けております。

罹災証明に関しましては、8月18日から職員による現地調査を行い、国の基準により判定を行っております。

8月中に全ての調査、判定を終え、9月上旬には証明書の交付を完了予定としております。

内訳は、22件の申請のうち、21件が住宅、1件が畜舎となっており、判定結果は一部損壊が16件、準半壊が3件、半壊、中規模半壊、全壊がそれぞれ1件で、原因は、土砂崩れによる外壁、柱、建具等の損壊によるものが17件、床下浸水が4件、河川の氾濫による床上浸水が1件となっております。

こちらの罹災証明の判定基準も申し上げたほうがよろしいでしょうか。土砂につきまして、土砂の損壊等によりまして、10%未満が一部損壊、10から20%未満が準半壊、20から30%未満が半壊、30から40%未満が中規模半壊、40から50%未満が大規模半壊、50%以上が全壊になります。

また、浸水につきましては、床下浸水が一部損壊、床上で10センチ未満が準半壊、床上で10センチから1メートル未満が半壊、床上で1メートルから1.8メートル以上が中規模半壊、床上で1.8メートル以上が大規模半壊となります。

被災証明につきましては、申請者御持参の写真により確認し、即日交付を行いました。内訳は、

住宅が43件、倉庫が14件、畜舎が5件、石垣が2件、車庫が2件、卓球場や店舗、事務所、太陽光発電設備等のその他の物件が9件となっております。

被災原因としましては、土砂の流入が44件、土砂の流入と床下浸水5件、土砂の流入と床上浸水が5件、土砂の流入と中壁の倒壊が1件、床下浸水が8件、床上浸水が2件、倒木等による家屋の損壊、倒壊、そのほかが10件となっております。この被災原因につきましては、申請者の申出によるものです。

なお、被害額につきましては、建物の種類、構造、築年数、損壊の程度など、物件ごとの基準が大きく異なっておりまして、一律の基準で算定することや基準額を設定することは困難であるため、お答えすることができません。申し訳ございません。

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** 6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** 詳しく説明していただきありがとうございます。

ちょっと確認です。例えば家の裏手の土手が崩れました。その土砂が、泥水が家の中を流れました。これは床下浸水で間違いないですか。

**○議長（藤澤和生君）** 税務住民課長、玉目知穂君。

**○税務住民課長（玉目知穂君）** はい、土砂災害であっております。

**○議長（藤澤和生君）** 6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** 宅地についてはよく分かりました。それから、農災、農林業、また公共土木、住宅についてはよく分かりましたので、その辺の被害状況と被害総額等が分かれば教えていただきたい。

**○議長（藤澤和生君）** 農林振興課長、松本文孝君。

**○農林振興課長（松本文孝君）** それでは、お答えしたいと思います。9月5日現在で農地等災害復旧事業の申請件数でお答えをしております。

田畑の被害申請が111件、水路、農道等の農業用施設の被害申請が625件の合計で1,736件となっております。

地区別でいきますと、下矢部地区が547件、中島地区が256件、浜町地区が392件、御岳地区が190件、白糸地区が184件、名連川地区が110件、清和地区が41件、蘇陽地区が16件となっております。

被害総額としまして、44億3,000万円程度を見込んでおるところです。

現在、現地確認を実施しておりますので、件数及び被害額については変動する可能性があります。

以上です。

ちょっと訂正します。もう一度ちょっと訂正をさせていただきます。田畑の被害申請が1,111件、水路・農道等の農業用施設の被害申請が625件の合計で1,736件となっております。すいません。失礼いたしました。

**○議長（藤澤和生君）** 建設課長、西賢君。

**○建設課長（西 賢君）** 公共土木施設の9月5日取りまとめ時点の被害状況について説明いたします。

町道の被害件数は202件、町河川の被害件数は151件、合計の353件です。そのうち山都町西部、矢部地区に被害が集中しており、下矢部地区120件、浜町地区57件、中島地区43件、名連川地区37件、御岳地区25件、白糸地区24件、清和地区26件、蘇陽地区21件、現在把握している被害額として31億円で県に報告しております。現在も被害調査中で、件数金額とも変更する可能性がございます。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** やっぱり予想どおりすごい金額とすごい件数だというのがよく分かりました。これ、たしか8月29日で農災関係は打切りがあつとると思いますけども、まだ今から出てくる可能性があるんじゃないかと思うんですよ。まだ自分の農地辺りをしっかり管理というか見ていられる方がもっと出てくる可能性があると思うんですけども、その辺については随時受付をしていただけるでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 農林振興課長、松本文孝君。

**○農林振興課長（松本文孝君）** お答えいたします。基本的には8月29日で申請期限を定めておりましたので、一応その時点での件数となっております。今後いろいろ御相談はあるかと思えますけれども、そこは災害内容について精査しまして対応していきたいというふうに思っております。

**○議長（藤澤和生君）** 6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** 次に移ります。

この山都町の被害が、報道機関、例えば熊日等の県内被害状況欄に山都町というのがあんまり載ってなかったんですね。先ほどから聞いています床下浸水とか床上浸水、被害程度が何件あるとか、そういうところの、何というか、ほかの市町村に比べて報道に出てくるのが遅かったんですけども、この理由としては何ですか。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、工藤博人君。

**○総務課長（工藤博人君）** お答えします。報道における県内の被害状況の内容については、県の災害対策本部会議の資料を基に発表されているようです。その資料の情報源は、県と市町村をつなぐ熊本県防災情報共有システムからのものと思われまます。

本町においては、発災直後から被災情報や孤立状況等をシステムに入力していましたが、今回の報道を見て、なぜ取り上げられていないのか、疑問を感じるということが度々ありました。ただ、なぜそうなったのかは確認できておりません。

また、家屋等の被害については、より正確性を期すために、罹災証明申請を基に被害受状況等をシステムに入力することとしていましたため、他自治体に比べて情報が遅れたものと考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） この被災状況というのが早く伝わるか伝わらないかというのは、早く伝わったところは総務省の被災自治体の財源不足を補うための交付税の前倒しというのがあったりしているんですね。これがあるかないかというのは、山都町も今回災害応急復旧費として2億4,000万組んでおりますが、これが、あるお金であるのか、ないお金を元に予算組みをするのか、大きい違いがあると思うんです。災害復旧のために国から前倒しでお金が来とれば、復旧する事業をするにしても早くできる。そういう部分が、被災状況というのが早く伝わるか伝わらないかというのは大きい影響があると思うんですけれども、その辺についてはどうお考えですか。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。普通交付税の繰上げ交付の件だと思いますけれども、その交付の対象の判断なんですけれども、これが災害救助法の適用になっているかになっていないかだと思います。災害救助法の適用というのは、生命、身体への危害、またはそれぞれが生じた場合に国が定めた基準というのがございまして、それに該当する災害となります。

ただ、本町におきましては、災害により、現に住家被害が発生している、または発生している蓋然性、いわゆる確実性の度合い、これが高い場合に特別警報というのが発表されるんですけれども、これが山都町において発令されていないというのが一つ。

また、その後の被害、住家の規模が基準の数値がありまして、それに達していないということから、災害救助法の適用がなされなかったものと思われまます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） 県の基準がそうなのって言われればもうしようがないってしか言いようがないんですけれども、被害の程度、程度というか、先ほど農林振興課長、建設課長から聞きましたように、被害額、被害件数がこれだけあつとに、何で山都町には来ないんだというのが私の正直な気持ちで、ただ、その辺は今後もこういう基準ですけども困っております、そういう話は続けていって、災害があったときには、ある程度の基準で決まるとるかもしれんけども、ある程度の基準で対応していただいて、町のため、こういう自治体、特にこういう過疎地域の自治体には、できるだけの援助をしていただけるようお願いをさせていただきたいと思ひます。

次に行きます。

それでは、この農林業施設、公共土木施設、公共施設の被害を、今後の復旧スケジュール、これを示していただきたいと思ひます。

これについては、例えば農災の場合は、農業災害の測量負担金というのは、前から私が幾度となく申し上げてきましたが、工事負担プラス測量負担というのは負担が重過ぎる、この辺はどうにかならないかということで話をしてきました。この測量負担というのは、普通災害時が5%、激甚指定のときが2%です。ですけども、工事災害負担金と別個にその人は払うわけです。この負担というのはなかなか大きいんです。本人からすれば、被災された人からすれば、そういうところの話をしたり、これを聞いて要望を聞いていただいた結果、今年6月の議会で測量設計負担費

は無料になりました。これについては本当によかったなと思っております。

また、もう一つ、今まで提案してきて経済建設委員会から要望しました自力復旧事業。農災の基準に満たない、あるいは自分で復旧する、この事業というのがありますけれども、この辺についても、今回また自力復旧事業をしていただけるのか。そういったところも含めて、今後のスケジュールを示していただきたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 農林振興課長、松本文孝君。

**○農林振興課長（松本文孝君）** それでは、お答えいたします。今後のスケジュールについてですけれども、今回は8月13日より農災の受付を開始いたしました。申請期限も先ほど申しましたとおり8月29日までとして、先ほどお答えした内容の申請を受け付けております。

今後は、9月8日より申請者、町、測量業者の現地立会いを行いまして、順次、測量、設計協議、査定設計書の作成を実施し、10月中旬から12月下旬を想定しておりますけれども、国の災害査定を受けてまいります。

その後、12月下旬から1月上旬にかけて、補助率増嵩申請の手続を行います。

今回の災害につきましては件数が非常に多いことから、簡易査定を進める計画とし、令和8年4月以降に再度本査定を受けることになり、その後、事業の認定を受け、発注、入札に進んでいくことになるかと思っております。

林業施設についてもほぼ同じような流れで進めてまいります。

また、自力復旧の事業についてですけれども、これも、一応40万未満になった分の国の事業を受けられない分については自力復旧事業を今年度から通年化し、今度の災害についても対応していくことにしておりますけれども、農業施設災害の申請を受けて、申請をされまして、その後、現地確認を今週から始めておりますけれども、その中で振り分けをしていくところがございますので、現地確認の末、災害にかからないのであれば、自力復旧の申請を農業者の方とお話をして決めていくという流れになっております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** この自力復旧も農災も、1軒しか使ってない場合は指定されなくてすよね。例えばですよ、この道路を歩いて、この農道を歩いて、先に1ヘクタールの農地があります。今回の災害によってこの農道がくえました、あるいは水路がくえました。だけど自分1人しかないわけ、その農地が。となると、これの対象には、農災の対象にはならない、自力復旧の対象にはならないということでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 農林振興課長、松本文孝君。

**○農林振興課長（松本文孝君）** 一応、農災の申請の要件についてはそのようになっておりますので、施設に関しては1軒では申請できないということになっておりますが、自力復旧も同じような取扱いで進めているというところがございます。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** 自力復旧ですから、自分で業者さんに頼んだりあるいは自分で作業機械を使ったりして復旧するようになるんですけども、これは、1人しかいなくても、そこを使う人が1人だったとしても、認めていいんじゃないかと思うんですよ。今基準がそういうことであるということであれば、これは経済建設委員会でも話し合いをして、自力復旧についてはこの辺を認めてほしいという要望を出さなんかもかもしれません。そういうところになると思います。今回そういう話をしていきたいと思っておりますので、検討しておいてください。

次に、この災害に係る復旧工事です。これを着実に進めていく方法というのを何か考えてあるか。何でもかといえますと、町内の事業者さんというのは、令和3年、5年って大きい災害が来た関係上、まだまだ仕事を、復旧事業を、工事を抱えておられる。それなのにまた次が来てしまった。となると事業者不足というのが見込めるとは思います。この辺の復旧工事を着実に進めていくために何か方策を考えてあるかどうかをよろしくお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 農林振興課長、松本文孝君。

**○農林振興課長（松本文孝君）** それでは、まず、農林振興課から、過年度分の農災の残工事についてお知らせをしたいと思います。

今回の災害の実質的な工事件数については、今のところ未定でございますけれども、申請状況からしますと相当な数になると予想しております。

8月末現在での農災の残工事につきましてですが、令和3年災が6件、令和5年災が140件、令和6年災が47件で、合計の193件が残っております。完了率としましては73.2%という状況でございます。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 建設課長、西賢君。

**○建設課長（西賢君）** 公共災につきまして被害が多かった令和5年災の8月末の進捗状況について説明いたします。

町道、町河川、総数234件、26億5,000万に対しまして、完了128件、10億3,000万、未完了106件、16億2,000万円。率によりますと、件数において完了率55%、金額につきましては完了率39%という状況です。よって、大規模な復旧工事が残っている状況にあります。

以上です。

町道と町河川についてです。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、工藤博人君。

**○総務課長（工藤博人君）** それでは、私のほうからは復旧工事を着実に進めていく方策というふうな形でお答えしたいと思います。

以前、熊本地震後の平成28年災害復旧工事発注に際しては、その数の膨大さから、町内業者での対応が難しかったことから、町外業者に対する支援の依頼や実際に工事に参入いただくなどした経緯がございます。

今回、災害査定もこれからですし、現時点で明確にお示しすることはできませんけれども、まずは、今回の豪雨災害のように本町において災害が発生した際は、暦に関係なく、崩土除去等、

初期の応急復旧対応に迅速に対応いただき、その後の災害復旧工事にも多大な貢献をいただいております町内業者との協力体制を取りたいと考えております。

しかし、町内業者が抱えることができる請負の量にも限界があると思いますので、対応が難しくなるようであれば、早期復旧を目指す観点から、山都町建設業協会と協議しながら、策を練り迅速な対応に努めてまいります。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** 多分、業者数は足りないというのは大体分かっております。そういったところを加味しながら、今おっしゃったように建設業協会と話をしながら、被災の少なかった町村、あるいは県を通してそういったところからこちらに来ていただく、そういう段取りは早急に手配してほしいと思います。

次に、この下矢部に県道横野矢部線というのがありますけども、これは生活道路であり非常に困っていらっしゃいます。その辺の県や国への要望状況について示していただきたい。

**○議長（藤澤和生君）** 建設課長、西賢君。

**○建設課長（西賢君）** お答えします。県道横野矢部線について、猿渡地区で1か所の通行止め箇所がございます。今村入り口から石堂橋の間において、山腹崩壊が幅約50メートルで発生しているため、現在も通行止めの措置が講じられております。

迂回路としましては、御船町水越地区を経由し、県道稲生野甲佐線へ迂回されている状況です。

県の上益城土木に確認しましたところ、崩壊が大規模であることから、通行止め解消に時間を要しておりますが、安全面に配慮し、早期に解消できるよう取り組むとのことでありました。

町としましては、迂回されている集落、戸数等の説明を行い、早期開通に向けて要望しているところでございます。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** 本当に地域住民の方は困っていらっしゃいますので、早期開通に向けて頑張っていただきたいと思います。

それでは、次に主要地方道矢部阿蘇公園線の整備促進について伺います。

この主要地方道矢部阿蘇公園線というのはどういう県道かといいますと、大正9年に県道認定されました。昭和35年、1960年に中松矢部線という名称になりました。それが1982年、昭和57年に県道39号線主要地方道、主要地方道というのは国道に準ずる道路ということで、矢部阿蘇公園線と指定されました。

ところが、まだ未開通区間、ですから100年以上たつのに未開通区間が9キロあります。この道路は国宝通潤橋と阿蘇をつなぐ新しい観光ルートになる可能性がある。この阿蘇に観光客が今1,660万人来ていらっしゃるんですけども、その人たちがこの山都町に来る可能性を持っている。この道路が通れば、頂上付近には稲生野という地域があるんですけども、稲生野にキャンプ場を作ることができる。それから、ここには御所オートランドというのがありますが、このイベ

ント時に宿泊に困っていらっしゃいますが、キャンプ場ができるとその宿泊にも使えるということで、夢が広がる可能性が広がるんです。そういう山都町に対する観光客の誘致、あるいはキャンプ場に来る人、御所オートランドに来る人、そういう、何て言いますか、可能性を持っている。この可能性と、もう一つは、南阿蘇にとっては災害時の避難道路として非常に有効な道路になる。

そういったところを考えますときに、町は矢部阿蘇公園線の意義はどういうふうに考えていらっしゃいますでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 建設課長、西賢君。

**○建設課長（西賢君）** お答えします。矢部阿蘇公園線の歴史につきましては、議員の御案内のとおりです。

山都町におきましては、矢部阿蘇公園線と益城矢部線が主要地方道として認定されており、県内では68路線が指定を受けております。

主要地方道とは、重要な地方的基幹道路網を構成し、その整備にも強力に促進する必要がある道路として、国土交通大臣が指定されたものと指定されています。

山都町と南阿蘇の直接受益にとどまらず、整備促進期成同盟会を高森町、南阿蘇村、嘉島町、甲佐町、御船町、宇城市、美里町と山都町の8市町村において組織されており、熊本県へ毎年要望活動を行っているところです。

九央道山都通潤橋インターチェンジの開通など、交流人口の増加も望めることから、観光面のみにとどまらず、産業面、防災面にも寄与できる道路として、利用度の高い交通ネットワークが構築できる重要な道路であると認識しております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** 建設課長は認識されておるし毎年毎年県のほうにも要望に行かれておるわけでございますけども、町長、副議長はこの道の意義というのをどういうふうに考えていらっしゃいますか。

また、副町長は県のほうに長くいらっしゃいました関係上、その辺についてはどういうふうな考えを持っていらっしゃるかをお聞きしたい。

**○議長（藤澤和生君）** 副町長、坂本浩君。

**○副町長（坂本浩君）** 主要地方道矢部阿蘇公園線、主要地方道になったのは私が県庁に入ったとき、昭和57年です。ずっと県庁の中でもこの名前を聞き続けてまいりました。まだできないのかと私もずっと思っております。

そして今、この矢部阿蘇公園線の意義は、通潤橋が国宝になった今、単に南阿蘇と山都町の往來の利便性が増すということにとどまらず、世界文化遺産を目指す阿蘇と国宝通潤橋を擁する山都町をつなぐ新たな観光ルートができるということだと思っております。

山都町にとっては観光誘客道路として多大な効果をもたらすことが期待でき、さらには、山都町のみならず、熊本県の観光の起爆剤になり得るものと認識しております。

**○議長（藤澤和生君）** 6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** ありがたいお言葉をいただきました。ぜひ進めていただきたいと思  
います。

ただ、この整備促進には南阿蘇村としっかりした連携が必要だと考えております。今後、その  
推進活動の方策等がありましたら示していただきたい。

**○議長（藤澤和生君）** 建設課長、西賢君。

**○建設課長（西 賢君）** お答えします。当路線のルート選定については、熊本県より南阿  
蘇村及び山都町に対し、既設林道を利用したルートの検討状況、また、道路がつながることによ  
る効果の検証経過について報告があったところです。

南阿蘇村議会においても今年3月に特別委員会が設置され、また、山都町においても平成29年  
3月に特別委員会が設置されていることから、山都町長が会長、南阿蘇村長が副会長を務めてい  
る整備促進期成同盟会と、地元住民に組織されている期成会、また、議会側、両町村の特別委員  
会が丸一となって早期完成、事業促進に進めていく必要があると思います。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** 町長はどういうふうにお考えでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 町長、坂本靖也君。

**○町長（坂本靖也君）** お答えいたします。今先ほどから建設課長、それから坂本副町長のほ  
うからも話がありましたように、主要地方道としてこの矢部阿蘇公園線、非常に町にとっても重  
要な道であり、これまで長いこの開通に向けた活動につきましても、私も引き続き行っていき  
たいというふうにご考えておまして、現在も県、それから国会議員の先生等々も相談をしながら、  
どうしたら早くこの道を造ることができるか、しっかりと南阿蘇村と連携をしながら進めていき  
たいというふうにご考えております。

**○議長（藤澤和生君）** 6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** この道が必要であるというのは、町長以下副町長も建設課長もみん  
な必要であるという認識をいただきました。

それでは、この道路整備を要望するに当たり、今までは県庁に赴いて要望活動とか行ってきま  
したが、町として、この開通目標、要望だけをしておいてもいつまでたっても一緒です。確かに、  
私が議員になってすぐの頃は、費用対効果、BバイCというのが合わないののでできませんという  
話をいただいておりますが、何年か前から調査費として500万つくようになりました。ただ、  
それまでです。開通のめどというのは全く立っておりません。

ですから、町として目標を持って何年ぐらいまでにはこういう開通に向けてこういうことをや  
っていく、いつ頃に開通させるんだ、そういう目標を示していく考えがないかどうか、町長、お  
伺いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 町長、坂本靖也君。

**○町長（坂本靖也君）** お答えいたします。現在、九州中央自動車道山都通潤橋インターチェ  
ンジの開通によりまして、国から開通1年後の整備効果を発表され、現在その結果といたしまし

て、並行する国道445号と併せて通行量が2割増の結果となっております。

九州中央自動車道におきましても、矢部清和間の事業が始まるなど、今後さらに来場者の増加が見込まれているところでございます。

熊本県の横の軸として整備されております中九州自動車道、また、この九州中央自動車道の進捗に合わせまして、この縦軸となりますこの矢部阿蘇公園線につきましては、町といたしましても、もう本当にできる限り早く開通するように、引き続きいろんなどころと連携を取りながら進めていきたいというふうには考えておりますが、なにせこの予算、また、いろいろな事業計画等々の絡みもございますので、現時点として開通目標年度を示すというのは難しいことかというふうに考えております。

**○議長（藤澤和生君）** 6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** 私は、前回の一般質問で矢部高校の話をしました。矢部高校は、校長先生以下先生方が、生徒が、保護者や同窓会が、一生懸命頑張って、これに町として答えなくてどうするんですかという話をしました。

この矢部阿蘇公園線の期成会長、また、期成会が一生懸命なんです。政治は、困っている人、頑張っている人に光を照らすのが政治、私は自分の政治家生命をかけてもこの期成会長を喜ばせてあげたいんです。一生懸命頑張っておられます。その思いを酌んでいただいて、町長、副町長、よろしく願いいたします。

次に行きます。3番目に、山都通潤橋インターチェンジから通潤橋までの道路整備について伺いいたします。

この山都通潤橋インターから通潤橋までのルートというのは分かりづらくて、通潤橋までのアクセスがよいとは言えません。そういったところから、この新しいルート、例えば、山都町通潤橋インターから真っすぐ下市交差点まで道路を通すとか、あるいはこの役場の横のこの道路から下市交差点まで道路を通すとか、通潤橋前の拡幅をすとか、拡幅は次に話をする予定ですけども、そういうルート、新しいルート、そういう取組の考えはないのかどうかをお聞きいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 町長、坂本靖也君。

**○町長（坂本靖也君）** お答えいたします。山都通潤橋インターチェンジより通潤橋の道案内につきましては、普通乗用車である場合、いろいろなルートがあるというふうに考えております。国道218号から国道445号、また、町道牧野上司尾線、県道南田内大臣線と、複雑な案内をしなければならぬということで、非常に来られた方が分かりづらい状況であるということは十分承知しているところでございます。

そこで、九州中央自動車道山都通潤橋インターチェンジが開通したときに、熊本河川国道事務所と協議を行いまして、九州中央自動車道内の信号機手前に、通潤橋、役場本庁は右折、それから、道の駅清和文楽邑、また、そよ風パークは左折のサイン看板を設置しております。

その後、通潤橋への道順といたしましては、山都警察署の先の信号を右折して、また、上司尾交差点を左折、その後、下馬尾交差点を左折、その後、直進して左側に通潤橋である旨のサインの看板を設置することによって、一定の通行に関してはそのルートでの案内をしているところで

ございます。

また、併せまして、運動公園についても看板を要所に設置をしております。

ただ、新町通りにつきましては、3トン以上の大型通行制限がかけられておりますので、大型バスに対応する案内看板につきましては、また別に設置を行って案内をしているところでございます。

近年、車にはナビゲーションシステムがほとんどのところついてます。また、スマホでも道案内ができるような状況になっており、来られるお客様につきましては、最短ルートでの案内をされた場合に、宮崎県方面また美里町方面から、最寄りのルートナビによりまして案内されており、先ほど申し上げましたサインによらず分散して来られている方も多々見受けられるということで、現時点としては、町に対していろいろなそういったお問合せ等があっていない、混乱が少ない状況であるのではないかというふうに考えております。

放水日の13時、1時前後には幾分混雑するというような報告は受けておりますけれども、まだまだ渋滞での苦情ということには至ってないというふうに思っております。

ただ、先ほど議員のほうからも御提案がありましたように、町といたしましても町内の道路がまだまだ狭いところが多くございます。住民の皆様、また、歩行者の皆様の安全を確保するためにも、町内の道路の改良というのは引き続き行っていく必要があるというふうに考えておまして、現在では、人権センターから水道町交差点までの町道浜町下名連石線の2車線化を実施するために、現在概略設計を行っております、本年度、道路整備に支障となる町営住宅入居者の移転補償とか、また、住宅解体工事の準備を進めているということでございます。

浜地町内の町道整備につきましては、併せまして、下市畑線の舗装が老朽化しているため、水道管敷設替え工事と併せまして、中央公民館から畑橋まで本年度工事を行うように進めているところでございます。

今後、通潤橋への来訪者が増加し、また、渋滞が日常化し、住民生活に影響を生じることが予測される場合には、新たなルートを検討する必要があるというふうに考えております。

**○議長（藤澤和生君）** 6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** 道も狭くてアクセスも悪い。早めに整備をしていただくようお願いいたします。

それからもう一つは、通潤橋周辺です。県道南田内大臣線、これを拡幅を県に要望していただきたいと思っておりますし、また、通潤橋前、下市交差点から通潤橋の入り口まで。それからもう一つ、総合運動公園の手前、通潤山荘の先、この辺の狭いところがありますが、この辺は通行に支障があります。この辺の、県のほうに、県道ですから県のほうに拡幅工事をお願いしてほしいと思っておりますが、いかがでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 町長、坂本靖也君。

**○町長（坂本靖也君）** お答えいたします。通潤橋につきましては、令和5年9月25日に国室に指定されました。その後、令和5年12月に、中央公民館から通潤橋までの県道南田内大臣線につきまして、上益城地域振興局土木部を経由して、県知事宛てに、車両通行及び歩行者の安全面

に配慮した道路改良の要望書を提出しているところでございます。

また、上益城土木部に、通潤山荘から、先ほどおっしゃった旧畜協までの改良工事計画の有無を確認をいたしたところ、現在のところは計画はまだないということでございますけれども、これにつきましても、総合体育館、また、総合運動場が整備しておりますので、随時改良の要望を上げていきたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** よろしくお願いいいたします。せっかくの国宝でございますので、利便性がよく、事故等のないような道路にさせていただきたいと思っております。

それでは、次に、4番の滝巡りを含む観光ルートの整備についてでございます。先日の熊日に、「熊本DMCと観光を通じた地域経済の活性化に関する包括連携協定を結んだ。国宝通潤橋をはじめとする観光資源のつながりを見い出して周遊や誘客を促進する」と熊日に載っておりました。

それを含めまして、私はこれまで何回も、町内に数多くある滝、五老ヶ滝、鶉の子滝、聖滝、それから、蘇陽のほうに行きますと竿渡の滝、その他いろんな滝があります。その辺の数多くある滝を観光資源として私は考えておるわけですが、町としてはどういうふうに考えていらっしゃるかをお聞きいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、山下公司君。

**○商工観光課長（山下公司君）** それでは、お答えいたします。本町の数ある観光素材の中で滝に焦点を当てられた御質問でございますが、改めて滝そのものの魅力としましては、観光の動機づけとなる非日常感を自然景観の中でつくり出されているところであり、圧倒的な迫力とともに、滝の白くかがやく水流、また、滝つぼに落ちる水の音や動きによるマイナスイオン、そして、周囲の緑豊かな自然環境が、訪れていただいた方々の日常のストレスを緩和、開放する力、心の癒やしになる力を持っていると考えているところでございます。

このように、現代社会の日常におきます喧騒を離れ、来訪者への癒やし効果を生む素材として、特にストレス社会といったこの時代の社会的環境からもニーズがあると捉えているところでございます。

そのような中、多様な観光動向の一つの視点としまして、本町の観光資源の中でしっかりと位置づけを検討していく必要があると認識しているところでございます。

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** 6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** 観光資源として認識しているという課長からの答弁でございましたが、それでは、観光ルートとしての取組というのは現在どうなっておりますでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、山下公司君。

**○商工観光課長（山下公司君）** お答えいたします。本町においては、急峻な地形やなだらかな丘陵地など、起伏に富んだ地理的要件から、自然が作り出した美しい景勝地が数多く存在しているところです。

滝は、本町の自然景観や四季折々の風景を織りなす環境の中で、その代表的な存在であると認識しているところでございます。

滝の中で五老ヶ滝がございしますが、遊歩道の整備により滝つぼまで徒歩でいくことができます。また、途中の展望所やつり橋から雄大な瀑布を眺め、癒やしや滝の飛沫を楽しめるといった散策コースになっているところでございます。

滝の周辺環境の整備状況の1例を申し上げましたが、御質問の観光ルートとしてとなりますと、自然景観の観光地として、また、地元住民の散策コースとして、遊歩道等を整備している滝につきましては、その数からして一部にとどまっており、幾つもの滝を巡るといったルート設定については、そこまでは行き着いていないと言わざるを得ない現状であるというところでございます。

冒頭で申し上げましたが、滝としての絶景が楽しめる場所につきましては、基本的に地理的条件が険しい場所がほとんどでございしますので、そもそも遊歩道などの整備や、また、今般の異常気象から来る大雨によります安全確保等について、行政が案内、紹介していくには、課題の整理も必要になってくるものと考えているところでございます。

そのような状況ではございますが、過去にチャレンジ応援山都ラボ事業において、滝巡りのイベントが開催された実績もございします。行政主導型によらない民間レベルでの活動として、そのような取組との連携も模索していきたいと考えているところでございます。

また、視点を変えたところで、手軽に行ける山都町の滝としまして、道路から見える滝というのは御案内も行っております。市街地にあります上司尾滝や赤禿滝、国道に出まして聖滝など、他の観光サイトも組み合わせまして、町内の滞留時間を有意義に使っていただき、町内経済に波及するような取組も検討していきたいと考えているというところでございます。

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** 6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** 時間があれば、山都町から1回外に出てまた戻ってこられました副町長に、この辺の滝、山都町の滝、よそにはない資源だと思います。それを聞きたいと思っておりましたが、時間がありませんので、副町長、また個人的にお話をしたいと思ひます。

私たち議員は4年に1度の審判を受けなければなりません。私はまたこの場に帰って来れるかどうか分かりませんが、この8年、いろんな提案、提言をしてきました。私の提案、提言をよく聞いて実行して下さった職員の皆さんにまずお礼を申し上げます。ありがとうございました。

私は、常々この町の未来を憂い、職員の皆さんには座して死を待つより立って戦えという言葉は何回となく申し上げてきました。またこの場に返ってくることができましたら、意見を闘わせ、共にこの町の未来のために立ち上がって闘っていききたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

これで、一般質問終わります。

**○議長（藤澤和生君）** これをもって、6番、矢仁田秀典君の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩いたします。

---

休憩 午前10時59分

**○議長（藤澤和生君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

2番、坂本幸誠君。

**○2番（坂本幸誠君）** 坂本幸誠です。今日は、水害と文化財について、ちょっと質問したいと思います。文化歴史。

いろいろ、皆さん、地区を回っておられると思うんですけども、1か所、栗園を営業、経営している生産者がおられて、もう高齢になって維持し切れないということで、後継者を一般公募するんだというような話をされました。これは、何か山都町としても取り組んでいくと面白い結果にならせんかなど。

例えば、新規就農者を入れて、そこで生活してもらって、もう生産基盤はあるんですよ。これはいいなと思って。これ、一般質問前に聞くならよかったねというようなことで、今ここで言わせてもらいます。

では、質問に移りたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 2番、坂本幸誠君。

**○2番（坂本幸誠君）** 8月豪雨災害についてですね。先ほどの質問とも重複しますんで、私は、住宅の罹災証明が75件あったということでありますけれども、これ、地区別にちょっと報告できますか。

**○議長（藤澤和生君）** 税務住民課長、玉目知穂君。

**○税務住民課長（玉目知穂君）** お答えします。坂本議員、罹災証明とおっしゃいましたが、被災証明のほうでよろしいでしょうか。

地区別での被災件数について申し上げます。多いほうから申し上げます。下矢部地区27件、浜町地区27件、御岳地区7件、白糸地区5件、中島地区4件、名連川地区4件、蘇陽地区1件の合計75件となっております。

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** 2番、坂本幸誠君。

**○2番（坂本幸誠君）** 下のほうに、2番目に移りますけれども、激甚の指定を受けるように、8月の28日、木村県知事のほうから石破首相のほうに要望書が出されていますけれども、町からももちろん要望書出ていると思うんですけど、どんな出し方をすればこの激甚に入るんですかね。町長、お答え願います。

**○議長（藤澤和生君）** 町長、坂本靖也君。

**○町長（坂本靖也君）** お答えいたします。町からの要望といたしましては、激甚指定に特化したものではなく、町全体の被害状況を詳細にお伝えし、災害に対する全般的な支援についてお願いをしたところでございます。

要望書としての体裁は整えておりませんが、発災直後の8月13日に坂本哲志衆議院議員

が、8月19日には木村敬熊本県知事が、それぞれ現地視察に来庁していただいております。

その際に、降雨量や集落の孤立状況、被害状況の写真を見ていただくとともに、現地において被害状況等をお伝えし、町民の負担軽減を含め、災害対応への支援を求めたところでございます。

その内容につきましては、熊本県から総理大臣に手渡された要望書に盛り込まれているというふうに承知しております。

今後も、町の現状について、国、県としっかりと連携をしながら、復旧に取り組んでまいりたいと考えております。

**○議長（藤澤和生君）** 2番、坂本幸誠君。

**○2番（坂本幸誠君）** 県の中が激甚に入っても、山都町がどうしても激甚に入るように、要望のほうよろしくをお願いします。

3番目に行きます。先ほど、75件の地区別で言われたんですけども、例えば住宅地に、例えば上の農地が崩れ込んで、それを撤去せないかと、そこの地主の人が役場に来られたそうです。そしたら、建設課も行った、農林振興課も行ったと。住居に関しての土砂の排出については、もう一切何も補助金も何もないというふうで言われて、自費で、やっぱり自分の土地が住居を押しどうもんで、お盆を返上して業者に頼んで泥を上げてきれいにして、2次災害がないようにビニールをきれいに張ってあるわけですね。これに何の町としての補助もないというのはおかしいんじゃないかなと思ったんですけども、これについて、農林振興課長、お願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 農林振興課長、松本文孝君。

**○農林振興課長（松本文孝君）** お答えしたいと思います。お尋ねの件につきましては、農地等の災害復旧事業では対応できないものとなっております。災害復旧事業につきましては、あくまでも農地等を復旧するものとなっております。農地から宅地への流出した土砂の部分につきましては、復旧事業の対象となっていないというところでございます。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 2番、坂本幸誠君。

**○2番（坂本幸誠君）** それは分かるんですよ。農地の復旧はもう確かにあります。農地の泥が家屋に落ちととだけん、やっぱりよその土地に迷惑かけるとということで、緊急にお盆を返上してやっておられます。これは、やっぱり半額補助でも出して、町単事業としてやっていただくわけにいかないかと思っておりますけれども、町長いかがですか。

**○議長（藤澤和生君）** 町長、坂本靖也君。

**○町長（坂本靖也君）** お答えいたします。これまでも、住宅に対するそういった土砂の流入等の被害につきましては、住宅地への流入の土砂の撤去に際して、地域または消防団、それから社会福祉協議会のほうでもボランティアを募集し、その関係者の協力の下で自力で対応していただいているという状況でございます。

本町のような広大で点在している集落の状況から見ましても、非常時のこういった共助の対応ということは、本当にありがたいことだというふうに考えております。

支援制度につきましても、罹災証明申請をされる事案で、被害判定の結果、住宅が半壊以上と

見なされれば、町から見舞金をお渡しする制度と固定資産税を減免する制度を設けておりますけれども、土砂の撤去のみの助成制度というのは現在ない状況でございます。

議員がおっしゃるような事案があった場合、通常は土地所有者同士での協力によりまして問題を解決されているところでございますので、いずれにしろ費用の負担が強いられることに変わりはなく、災害時の課題であるとは認識しているところでございますけれども、これまでの費用負担の在り方を踏まえていかなければならないというふうに考えておりまして、どのような策が適当か、今後も引き続き検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 家屋に土砂が流れ込んだ件数というのは分かりますか。

○議長（藤澤和生君） 税務住民課長、玉目知穂君。

○税務住民課長（玉目知穂君） お答えします。土砂流入の被害についてお答えいたします。被災証明の申請受付のデータから、土砂流入を原因として申請された件数は55件になります。このうち、住宅が32件、住宅に隣接しているまたは同じ敷地内の倉庫などが19件と、住宅とは別の場所の倉庫などが4件となっております。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 19件というのは何だったですか。19件。

○議長（藤澤和生君） 税務住民課長、玉目知穂君。

○税務住民課長（玉目知穂君） お答えします。卓球場とか……、19件ですね、すいません、失礼いたしました。同じ住宅と隣接している倉庫とか車庫とかカーポート、あと石垣など、そういったものになります。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 例えば、工事の負担金を出したけんと言って、そこを町が、例えば町道が家屋に崩れたときは町が見ますよね。撤去費用は。それと同じで、畑の持ち主が崩れたなら畑の持ち主が見らなっていうとは分かりやすいとですけども、半額ぐらい何か工事費を見てやったほうが、お互い被害を受けてやっているからですね。ちょっと考えていただきたいなというふうに思います。

次、行きます。通潤橋周辺整備。ここになって今ずっと整備が進んでいます。今度、通潤橋の景観整備ということで、予算が10億、全体で10億ぐらい使っていますよね。この整備の計画の中に、以前から言っていますように、岩尾城周辺の整備、再建は含まれていますでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） それでは、お答えいたします。現在、商工観光課所管にて実施しております国の農山漁村振興交付金を活用しました通潤橋周辺整備事業の中には含めておりません。

御質問の岩尾城を再建するという観点からしますと、教育委員会によります対応となり、その中で文化財の復元整備として進める場合のお話ですが、各分野に及ぶ調査が必要となるものです。

慣例であれば、測量、文献などの調査により、城郭の構造について事前に把握し、発掘調査を行います。その後、復元案の検討に進みます。この間、調査結果を取りまとめ、調査報告書を刊行し、その歴史的価値を定め、国史跡などの文化財指定が行われることとなるものです。

これは、行政の縦割りの話ではなく、復元という歴史、文化的事業について、国等の補助を受けて実施する場合、そのような手順、そして時間が必要になるというところでございます。

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** 2番、坂本幸誠君。

**○2番（坂本幸誠君）** これから先も計画の中には入れないということでもいいんですか。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、山下公司君。

**○商工観光課長（山下公司君）** お答えいたします。今回の通潤橋周辺事業の目的としましては、本町の農産物を生産する基幹産業と通潤橋とを有機的に結合させた事業展開としているものです。よって、文化、歴史的事業となります岩尾城復元については含めておりません。

その中で、今回の事業といいますのは、町の歴史の食、自然などの魅力を発信し、交流人口の増加によります地域活性化と地域振興を図るため、通潤橋を望む眺望を楽しむことができる場所として、歴史を学べる場所として、また、地元特産品を購入できる場所として、総合的に来訪者の行動を広範囲に拡大していくための回遊と滞留の拠点として整備するというところとしております。

このように、今回の補助事業の枠組みとしましては、中央体育館跡地を含めた通潤橋前物産館一帯の整備を行うということを基本コンセプトとしまして実施に至っているというところでございます。

岩尾城の歴史的価値を思われての御質問と受け取らせていただいておりますが、補助事業を活用して実施する場合、改めて、先ほど御説明しました調査等が必要になるということ。あわせて、そもそも国等の補助事業といいますのは、補助金交付の趣旨にのっとった事業計画等の構築が必要であり、交付決定を受けた後には、同計画に基づいた施設整備計画が必須となるというものでございます。

そのような基本的な考え方を御理解いただきまして、本事業については議会でももちろん認められておりますので、事業を着実に進めているということで御理解をお願いしたいというふうに思っているところです。

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** 2番、坂本幸誠君。

**○2番（坂本幸誠君）** この周辺整備計画の中には、もうもちろん入らないですよね。今後、城の再建について、町長どんなお考えですか。

**○議長（藤澤和生君）** 町長、坂本靖也君。

**○町長（坂本靖也君）** お答えいたします。先ほど、商工観光課長から申しあげましたように、

本事業整備につきましては周辺について整備を行っております。

岩尾城におきましても、また、その周辺についても、非常に大事な文化財であるというふうに認識しておりますので、今後そういったところについても適宜整備を進めていければというふうには考えております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 2番、坂本幸誠君。

**○2番（坂本幸誠君）** ここに浜町の歴史という本があって、西暦1000年、浜の館を造るってあったんですよ。これでちょっと学芸員のほうに確認したら、全然違うんですよ。1450年から1580年の間で造ってあると。これ一体何ですかというような話をしたんですよ。学芸員からすれば、事実に基づいて年表は作らないかんというようなことをおっしゃったんで、そういうやっぱり学芸員さんがいらっしゃるんで、きれいに、浜の館にしても岩尾城にしても、大体同時期に浜の館と岩尾城ができていたというようなことをおっしゃいました。そういう学芸員がいますので、そういう人たちを上手に使ってやっていただけたらと思っています。

話飛んだんですけども、城山の木の伐採、これはもう再三言っています。私たちが小学校の頃は、城山、見えてたんですよ。ということは、ずっと木の手入れをしてあったんだろうと思うんですよ。なぜそれが今できてなくて、山に覆われて、城跡が見えてないかという思いがするんですけども。今の道の駅のレストランから城山がきれいに整備されてれば、あそこは何だろうかと、通潤橋は見えんけれども城山は見えるですよ。この整備の計画というのは入れられませんか、町長。

**○議長（藤澤和生君）** 町長、坂本靖也君。

**○町長（坂本靖也君）** お答えいたします。議員御指摘のとおり、本当に以前から私も知っておりますけれども、あそこからの見晴らしというのは非常によかったと、木が生い茂っている状況でなかなか今、見にくいというようなことがありますので、そこにつきましても今後適宜対応ができればというふうに思っております。

**○議長（藤澤和生君）** 2番、坂本幸誠君。

**○2番（坂本幸誠君）** やっぱりあそこを何か歴史的な場所ということで、町民が高く評価をして観光客に知らせるというようなことで、通潤橋を渡って城山まで観光ルート増えますよね。そのためにもぜひやっていただきたいなと思っております。

次、行きます。文化財関係の取組について。先ほど言いました歴史文化課に関することですが、学芸員が文化財関係の業務に専念できる環境をつくる必要があると思って、歴史文化課の新設、これが町にとって財産になるんじゃないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、工藤博人君。

**○総務課長（工藤博人君）** お答えします。現在、町では、地域の歴史文化資産の調査、保存、活用を図るため、2名の学芸員を配置し、生涯学習課の所管の下で業務を進めています。

議員御提案のように、学芸員が業務に専念できる環境を充実させるための体制として課を新設する案については、一つの方向性として理解できるところではございます。

しかしながら、組織の新設には、人員の確保や予算の調整が必要であり、現状の職員数、組織編成全体のバランスや町の財政状況等を考えますと、現時点で歴史文化に特化した課を新設することは困難であると考えております。

今後も、既存の組織内での効率的な業務分担や環境整備に努めるとともに、学芸員の業務負担や環境につきましても、継続して注視しながら、必要に応じて改善策を検討し、学芸員がより専門的な業務に専念できるよう取り組んでまいります。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 2番、坂本幸誠君。

**○2番（坂本幸誠君）** それは考えが甘いと思うんですよ。この前、通潤橋国宝のシンポジウムのときに、国宝になって通潤橋課があってもしかるべきというような話をいただいております。通潤橋課というのはちょっとあんまりだなと。それより浜の館もあるんで、歴史文化課、これを課でなくても係として特別に、それ専門で、有機農業推進課というのができたんですけども、推進係か、できましたよ。あんな形で、もうそれ専属に、山都町の歴史文化について専属に考える職員を置くと、山都町の発展のためにもつながるんじゃないかと思いますが、町長。

**○議長（藤澤和生君）** 町長、坂本靖也君。

**○町長（坂本靖也君）** お答えいたします。山都町は本当に歴史が古く、いろいろな資源が豊富にある町であるというふうに私も考えております。その上で、こういった歴史文化資源をしっかりと調査、保存、活用しながら、まちづくりに生かしていくという考えにおいては、議員提案についてはもうおっしゃるとおりだというふうに考えております。

しかし、先ほど総務課長のほうからも申し上げましたように、現時点として、町においては、多岐にわたる業務をこなしております。そういう中において、今回、この歴史文化に特化した部署、または係等の設置については、今のところすぐにやりますというお答えはできかねますので、御提案といたしまして、今後引き続きそういったところもしっかりと大事に、町としましても進めていけるような体制づくりを考えていきたいというふうに思っております。

**○議長（藤澤和生君）** 2番、坂本幸誠君。

**○町長（坂本靖也君）** 町長として要るか要らんか、ちょっと聞いてみたい。要るか要らんか。

**○議長（藤澤和生君）** 町長、坂本靖也君。

**○町長（坂本靖也君）** お答えいたします。先ほども申し上げましたように、山都町においては、こういった歴史、文化、非常に重要なものがたくさんありますので、そこを整理する部署としては今後必要になってくるというふうには思っております。

**○議長（藤澤和生君）** 2番、坂本幸誠君。

**○2番（坂本幸誠君）** 要ると思うんだったらつくっていただきたい、それがトップです。よろしくをお願いします。

次、行きます。浜の館の出土品ですね。あれは町の財産だろうと私は思うんですよ。今、県立美術館のほうでなおしてあるんですよ。誰も見ない。箱の中に御丁寧にくるんでありますけれども、あれはやっぱり山都町の宝として展示して、観光客に見せてほしいというふうに思うんで

すけれども、これを、誰が答弁かな。

**○議長（藤澤和生君）** 教育長、井手文雄君。

**○教育長（井手文雄君）** 議員御質問の浜の館の出土品につきましてですが、室町時代後期から戦国時代にかけて、山都町に本拠を構えました阿蘇大宮司氏の居館であった浜の館跡より出土した考古資料のことで承知しております。

現在ちょうど県立美術館で展示会が開かれているということを、先日承知しました。

そのうちの合計21点が、肥後阿蘇氏浜の館跡出土品として、昭和61年6月6日に国重要文化財の指定を受けており、山都町だけでなく全国的にも貴重な宝であると認識しております。山都町の繁栄の歴史でもある阿蘇家にスポットを当てた展示会は、町民の歴史感や郷土愛による影響、好影響を及ぼすものと思われまふ。また、本町を訪れていただきました皆さんにも、山都町の歴史や魅力をPRする機会にもなると期待できるところでございます。

これまでに2回、町内での里帰り展示等の実績がありまして、直近では山都町誕生間もない平成19年秋に、町立図書館において、山都町合併記念事業の一環として実施されております。

これらの出土品の活用に関して、以前にも展示やレプリカの製作など、大変意義深い提案をいただいておりますことを承知しております。

改めて、現時点での見解ということでお答えさせていただきます。

展示に関しましては、所有者であります熊本県をはじめ、文化庁と協議を重ね、許可を得る等の手続が必要でございます。近年では、災害が多発していることから、展示環境や施設の面で、条件のハードルが大変高くなっているというのが状況でございます。

また、レプリカ製作に関しましては、国や県との許可申請等が必要となります。製作の使用の仕方、あるいはその再現の程度によりまして、その費用が大きく変わり、1点当たり製作費が100万円前後から1,000万円程度と見込まれているところでございます。

いずれにしろ、製作に当たっては、製作後の公開、活用について、事前に十分な検討、論議、計画等が必要になるかと思ひます。

また、指定されています21点全てのレプリカを製作するのであれば、非常に多額の前算の確保が必要となり、山都町の財政状況を見据えた判断が求められるかと思ひます。

また、一方で、阿蘇氏の検証や歴史的価値を広めるためには、専門家による講座の開催や関連史跡を巡る見学会などの取組が、現時点では実現が、可能性が高く、また、効果的な方法ではないかと考えておるところでございます。

御提案をいただきました点は重要な視点として受け止めて、町の文化財保護、活用の在り方等に今後も検討を重ねてまいりたいと思ひます。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 2番、坂本幸誠君。

**○2番（坂本幸誠君）** 教育長、今、レプリカの値段言われたんですけども、その算定基準、何ですか。

**○議長（藤澤和生君）** 教育長、井手文雄君。

**○教育長（井手文雄君）** 最新の業者への見積りはただいま手配中ということで担当から聞いておりますけれども、これまでの作成の実績や、先ほど申しました使用の程度に応じての見積りを求めての結果という見積りでございます。詳しい、詳細、その再現度によってももちろん値段等が変わるといようなことでもございました。

**○議長（藤澤和生君）** 2番、坂本幸誠君。

**○2番（坂本幸誠君）** そうですか。私が県立美術館の担当者に聞いたところ、一つで50万という話、聞いたんですよね。それは、専門的な文化財を再生するといようなことだった。1,000万というのはあんまりだなというふうに思いますけれども。できましたら、ここには美術館がありません、歴史館もありませんので、今の文化の森か、あそこは阿蘇家がバックにイラストとしてありますので、そのために私は作ってあつたろうといような認識でございました。もちろん、作り物も大事ですけども、作り物も入りませんよね、あそこには。ちょうどいいスペースじゃないかと、浜の館の出土品を展示するのにはと思っております。よろしくお願ひします。

4番目、行きます。町の広報紙に町の歴史関係のページを入れてくださいといふうで願ひしてきましたけれども、あれはどうなっていますでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 教育長、井手文雄君。

**○教育長（井手文雄君）** 町の広報紙に、町に関します歴史に関する記事の掲載をとい御意見でございますが、これまでも承ってきたところでございます。

下期以降には、町に所在します文化財に関しますトピックスとか、過去に刊行しております、発行しております報告書をベースとした記事などを、不定期ではございますけども掲載することを検討しているところでございます。限られた人員の中で、可能な範囲での準備となりますので、もうしばらくお時間をいただければと思っております。

なお、町の担当者がその執筆を担うため、より歴史的な正確さを重視することが必要でございます。その反面、読み手にとりまして面白みになかなか十分満足いかないような点があるかなといのは予想するところでございます。そういった点、読みやすさとか親しみやすさとい点では、民間の方々がSNS等で発信されています山都町の歴史に関する記事や出版物もでございます。山都町のホームページでも、バナーを設けて記事が閲覧できるようにしたり、教育委員会で作成した調査報告書の専門書等につきましても図書館のホームページで閲覧できるようにしております。それぞれの皆様の興味関心の程度や、関心をお持ちのジャンルに応じたネット検索が可能な時代でございますので、そちらの御紹介しましたような記事等も併せて御覧いただきますと、郷土の歴史、文化への理解が一層深まるのではないかと期待するところでございます。この場をお借りして、御紹介とさせていただきます。

**○議長（藤澤和生君）** 2番、坂本幸誠君。

**○2番（坂本幸誠君）** 前向きに検討していただくといことでありがたいと思ひますけれども、広報紙の中で歴史のページがあるといことは町民がそれに目を向けて意識するといことにつながると思ひますので、今の中で世間話で阿蘇家の話とか一切しないですよね。そういったものが身近にできるような町の教育ちゅうかな、町民に伝えたいこと、そういうことを広報誌が

担っていけばいいんじゃないかなと思っていますので、歴史文化課をつくっていただくのと、併せて学芸員もちょっと増員して、その人たちが思い切って山都町の歴史を、仕事ができるような環境に、町長、居場所をつくってやってください。よろしくをお願いします。

これで、質問を終わりたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** これをもって、2番、坂本幸誠君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

---

散会 午前11時43分

9 月 10 日（水曜日）

令和7年9月第3回山都町議会定例会会議録

1. 令和7年9月4日午前10時0分招集
2. 令和7年9月10日午後1時30分開議
3. 令和7年9月10日午後4時36分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第7日）（第3号）

日程第1 一般質問

- 10番 吉川美加議員
- 1番 東 浩昭議員
- 4番 西田由未子議員

- 
7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 東 浩 昭	2番 坂 本 幸 誠	3番 眞 原 誠
4番 西 田 由未子	5番 中 村 五 彦	6番 矢仁田 秀 典
7番 興 梶 誠	8番 藤 川 多 美	9番 飯 開 政 俊
10番 吉 川 美 加	11番 後 藤 壽 廣	12番 工 藤 文 範
13番 藤 原 秀 幸	14番 藤 澤 和 生	

- 
8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

- 
9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	坂 本 靖 也	副 町 長	坂 本 浩
教 育 長	井 手 文 雄	総 務 課 長	工 藤 博 人
清 和 支 所 長	西 田 法 生	蘇 陽 支 所 長	村 上 敬 治
会 計 管 理 者	嶋 田 浩 幸	企 画 政 策 課 長	北 貴 友
税 務 住 民 課 長	玉 目 知 穂	健 康 ほ け ん 課 長	長 崎 早 智
福 祉 課 長	高 野 隆 也	環 境 水 道 課 長	有 働 頼 貴
農 林 振 興 課 長	松 本 文 孝	建 設 課 長	西 賢
山 の 都 創 造 課 長	菊 地 勝 也	商 工 観 光 課 長	山 下 公 司
学 校 教 育 課 長	鈴 木 保 幸	そ よ う 病 院 事 務 長	枝 尾 博 文
監 査 委 員	橋 本 由 紀 夫		

- 
10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

開議 午後1時30分

○議長（藤澤和生君） 皆さんこんにちは。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1 一般質問

○議長（藤澤和生君） 日程第1、一般質問を行います。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 皆様、こんにちは。10番、吉川美加でございます。

本日もお忙しい中、また、足元の大変悪い中に傍聴にお越しの皆様ありがとうございます。

まずは、本当にちょうど先月の今でしたね。豪雨の災害から1か月ですが、まだ、8月の豪雨災害で被災された皆様方に心からのお見舞いを申し上げたいと思います。

そして、また、昨夜からの激しい雨で、また災害が発生するのではないかと考えています。

このように、毎年毎年襲いかかる災害であり、復旧作業にほとほとお疲れのことと拝察いたします。

前回の災害復旧作業が終わらないまま、また、今年は米不足の心配から作付面積を増やされた方や、米づくりをやめようと思いつつながら、家族や親戚のために頑張って米を植えられた方もあるかと聞いています。稲刈り前のこの時期の災害発生に、力を落とされていらっしゃると思います。

昨日からの質問にもありましたが、甚大な被害を受けたこの豪雨災害の復旧が一日も早く進むように、町長はじめ、担当課の職員の皆様、また、全庁挙げて、被災された方々に寄り添う支援をお願いいたします。

災害は年々激甚化をしています。9月1日は防災の日でしたが、私の住む井無田地区でも、前日に地区の防災訓練を行いました。39世帯中24世帯が参加をし、どこの地区でも高齢化が進み、祭りなどの行事が縮小され、顔を合わせる機会が少なくなっていると思いますが、このような取組で参加できなかった方への思いやりが生まれることも大事な訓練だと思っています。

夕方に実施をし、公民館に集合後、各自の点呼をして、アルファ米の準備をする間に、防災講話をさせていただきました。講和の中では、正常性バイアスについてのお話をしました。自分だけは大丈夫だという観念が避難を妨げます。

毎回の災害でよく耳にするのは、生まれて初めての経験だった。まさか土砂崩れが起きるとは、川があふれてくるとはといった言葉の数々です。今回もいち早い避難をされた方々がおられ、人的な被害がなかったことは幸いでした。

今後も災害に巻き込まれないように、いつ自分の身に降りかかるか分からないという気持ちで、早めの行動をお願いしたいと思います。

今期で最後の質問の時間となります。今期も全ての議会で一般質問させていただきました。それは町民の皆様のおかげであり、皆様の声を町政に届けるのが私の仕事だと思っております。

さて、本日は三つの質問を準備いたしました。

役場デジタル化の推進、総合体育館パスレルの利活用、そして不登校児童生徒への対応です。

通告に従って質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** では、最初に、役場のホームページについて伺います。このホームページですが、熊本地震の後に防災機能を強化するような改修が行われたというふうに記憶をしています。ただ、使い勝手がいまいちなんです。知りたい情報にすぐにたどり着けない弱点があると思います。皆さんがご手持ちのスマホで山都町役場を検索するとホーム画面が出ますが、新着情報等は出てきません。その画面の山都町トップというところをタッチしなければならないんです。

また、その並びには観光サイト、通潤橋、防災サイトがあります。しかし、先月の火伏地蔵祭の情報を得ようとして開いたときに、その内容がアップされておらず、ほかの検索エンジンからたどり着いたところです。

このホームページの使い勝手の悪さは町民からも聞いているところなんです、このことに関して、役場のほうではどういうふうにお考えでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 企画政策課長、北貴友君。

**○企画政策課長（北 貴友君）** お答えします。本町のホームページは令和元年9月にリニューアルしており、6年が経過しております。改修もそろそろ必要と感じておりますが、自治体システムの標準化やDXの推進など、後の質問でもお答えしますが、自治体DXに関する課題は山積しております。とはいうものの、使い勝手が悪いという声があるのであれば、そちらも進めていく必要があると考えており、現在の管理業者からのバージョンアップの提案も受けております。更新時期などについて現段階でお答えすることはできませんが、前向きに考えていきたいと思っております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** 前向きな回答ありがとうございます。ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

次に、町の公式SNSについてなんですが、町では公式LINE、そしてインスタグラムで情報の発信をしています。9月3日に聞いたところ、その当時の数字ですけれども、インスタグラムは商工観光課が運用しており、約4,300名のフォロワーがいます。現場に出向いて動画を撮ったりして、なかなか魅力的な動きをしていると思っています。今後もフォロワーが伸びていく可能性を感じています。

一方、公式LINEについては、1,334名のフォロワーにとどまっています。私もフォローはしていますが、プッシュ型で町の情報が流れてくる程度でございます。防災係が運用しているラ

イフビジョンも、約2,000名のフォローがあつているそうですけれども、これも午後6時になるとプッシュ型のお知らせが届きます。インスタのほかはわくわくするような画面でもありません。例えば、他町のものですが、大津町のホームページは全国広報コンクールで特選を受賞されました。そのキャッチコピーは毎日見たくなるホームページです。確かに開いてみると、まず、ホーム画面が華やかです。新着情報もあり、町のキャラクターや動画、町の人の写真などが目を引き、情報に入ってみたいなというふうな気持ちになります。第一には楽しいというか、欲しい情報にたどり着けることが大切ではないかというふうに思うんですが、その辺り、担当課のほうでどのようにお考えでしょうか。お伺いします。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、山下公司君。

**○商工観光課長（山下公司君）** お答えいたします。現在の情報社会においては、若い世代を中心に広まったSNSにより、人や物に付随する情報に価値が置かれ、その情報を日常生活の中心に据えたライフスタイルになっていると肌で感じているところでございます。

そのことから、住民の皆様には正確な町政情報をお伝えするツールとして、また、町外に向けては町の魅力を広く発信することで、観光客や移住者を呼び込むためのツールとして、本町におけるSNS発信力の強化については、現状としまして非常に重要な課題であると認識しているところでございます。

そのような観点から、観光におけます本町の公式Instagramの活用について御説明いたします。

昨年度から当課の観光情報発信につきまして、Instagramを活用して投稿を開始いたしました。本年度については、通潤橋の放水情報、道の駅や物産館のお食事やお土産情報、三大祭りのイベント情報、ホテルやハナショウブなど、既設の観光スポット情報など、随時投稿しているところでございます。

併せて当課企画によります女子旅の勧め、インスタ映えカフェ巡りといったテーマを設定しまして、町内から投稿を希望する店舗を募集し、観光情報として官民間問わず幅広く、かつリアルタイムな情報を発信しているというところでございます。

また、そのほかSNS関連事業としまして、本年度、国の交付金を活用しまして、観光に特化しましたLINEを利用したデジタル観光パスポート事業を実施いたしております。具体的には、LINE上の山都町観光ナビにおきまして、お友達登録をしていただいた皆様へ、一元化した観光イベント情報、スポット情報やクーポン情報を提供するものでございます。併せて景品つきのレシートキャンペーンを実施することで、町内での購買活動を促すとともに、来訪履歴、購買履歴、属性情報を収集しまして、効果的な情報配信につなげていくことを事業目的としているところです。

これらの取組に関しましては、町からの一方的な情報発信にとどまらず、双方向のやり取りが可能となるため、観光客の来町への動機づけ、また、再訪を促す効果があるものと考えているところでございます。

観光という分野におきましては、行政が発信したい情報はもとより、受け手側にとって魅力あ

るアカウントにしていかなければ、誘客効果や経済効果にはつながらないとの認識を持っているところでは。

まだまだ手探りではございますが、引き続き情報力発信の強化に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** インスタについての課長の御説明ありがとうございました。事前にちょっとお伺いしたときに、このインスタはいわゆる町の公式というか、運用は無料といいますか、お金がかかっていないようなことを伺ったんですけども、ラインのほうはある程度お金がかかっているのかなというふうにも思っていますが、今、商工観光課のほうからだったんですが、この間の八朔祭では、本当に観光ページのところから入っていくことができました。当日までチラシがちゃんと掲載されていて、駐車場がどこであるとか、シャトルバスがどこで出るのかとか、そういう情報を得られたんですが、8月末の火伏については本当に情報がなかったんですよ。あれをなぜ気づかれなかったかなというところが非常に残念でした。

今後いろいろな町のイベントございますので、やっぱりそこから速攻で入っていける気の利かせ方というか、やっぱり早め早めのそういった対策をお願いしたいというふうに思っています。

双方向というところも非常にいいポイントだというふうに思っていて、私、今日はちょっとラインについての御提案をしたいというふうに思っているんですが、SNSの中でもやはりLINEは、高齢者でも本当に気軽に使っていらっしゃる方が多いというふうに思っています。若い方でもそうです。若い方から本当にいろいろな年代の方が、今、ユーザーが最も多いのではないかなって、私の感覚としては思っているところです。

もちろん、若い人はもっともっと進んだといいますか、動画のサイトであるとか、いろいろなものを今使って、発信をしていらっしゃると思うんですけども、本当にLINEであれば、本当家族間での連絡であったりとか、地域での連絡、そしてお仕事上の連絡、そしてまた子や孫から送られてくるメッセージ、写真、また動画、そんなものも気軽に楽しんでいらっしゃるんじゃないかなというふうに想像いたします。

先ほど申し上げたように、公式LINEのフォロワーは1,334名にとどまっているというところですね。この登録数を上げなければ、いずれにしても宝の持ち腐れになってしまうわけなんです。この数を上げるために、お悔やみ情報を掲載することを提案したいと思います。以前にも申し上げたことがあるんですが、個人情報だからというふうに、なかなかいい返事をいただけませんでした。しかし、毎日のように防災無線から流れてくるお悔やみ情報があり、これこそが防災無線で流れてくる情報の中でも大事なものとなっていることも事実でございます。家にいなくて聞き損なって、失礼なことになったりすることもあるわけなんです。町内の葬儀社では、ホームページに通夜、葬儀の告知をしてくださっているのでも、大変助かっていると思っています。このお悔やみ情報を掲載することで、登録者数がアップした例を他の自治体で聞いたこともあります。この件についてはどのようにお考えでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 企画政策課長、北貴友君。

**○企画政策課長（北 貴友君）** お答えします。ホームページやSNSにお悔やみ情報を載せることは考えておりません。インターネットやSNSに亡くなられた個人であれ、名前を掲載することについては、思わぬプライバシーの侵害や詐欺やなりすましなどに悪用される場合があると考えておりまして、公共のホームページに個人的な情報を掲載すべきではないという批判があることも事実です。

さらに、お悔やみ情報は正確性やタイムリーな更新が求められるため、万が一管理が不十分だった場合、間違った情報が広まることがあり、混乱されている遺族の方に精神的苦痛を与えたり、町への信頼を失う可能性があるためです。

インターネットやSNSは不特定多数の利用者があり、掲載された情報はデジタルタトゥーとって、なかなか消すことはできません。また、公開された情報は広く拡散される可能性があるため、個人情報保護の観点からも名前を掲載することは適切ではないと考えております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** そうなんですね。つまり、放送で流していくという部分については、その瞬間その瞬間で消えていくのでオーケーだということなんですか。

先ほどちょっと申し上げた他の自治体の話ですが、やはり、どこのつながりのところに聞いても、やはりこの情報が町のホームページ等々に載ると、先ほどちょっと申し上げたように、出先で聞きそびれていたとか、そういった確認、ちょっと何かお名前聞きそびれたとか、そういったときにホームページ等で本当に確認ができたなら、便利って言ったらおかしいけど、そして、しかも、今から拡張していくためにというふうには申し上げましたけれども、本当にその町の公式LINEがそんなに拡散していくというのもあまりこう考えられない。私はですけれどもね。いろいろ御配慮があるということは認識いたしたところです。残念な御返事ですけれども、また、御一考いただければというふうに思います。

引き続き課長にお伺いしますけれども、町でやっているオンライン申請の活用についてはいかがでしょうか。現在、役場のホームページにはオンライン申請についてのお知らせがあります。Log oフォームという機能を活用していますし、税務住民課であったり、健康ほけん課であったり、環境水道課であったり、各課からの申請フォームがここに掲載されています。このLog oフォームを使った申請は有効に働いているのでしょうか。お知らせください。

**○議長（藤澤和生君）** 企画政策課長、北貴友君。

**○企画政策課長（北 貴友君）** お答えします。オンライン申請につきましては、今、ホームページ上にオンライン申請とコンビニ交付についてというのをトップページに流しております。オンライン申請につきましては、公式LINEとホームページ上に載っています。ライン上でLog oフォームを使って、オンラインの証明書を申し込めば、そのオンラインで町の役場が受け付けて、証明書を発行するという形になります。決済については、電子決済、P a y P a yだったり、クレジットカード決済だったり。これは6年12月から開始しておりまして、合計で44件の

利用がっております。まだまだ普及が足りないと思いますので、普及に向けた働き方をしていきたいと思っております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** ありがとうございます。まだまだですね。今からなかなかオンライン申請についての、もちろん今私が最初に申し上げたように、非常に山都町のホームページ見勝手が悪いです。なので、そこを山都町トップというところに入れば、一覧があって、オンライン申請という一番下のところについています。そのところに行き着く人が果たしているかというところもありますので、やはりホームページの改修であったりとか、このL o g oフォームを使った、本当に家に居ながらにして申請ができるというのは非常に両方にとっていいことだというふうに思っておりますので、周知を進めていきたいというふうに思います。

また、令和5年11月から運用が始まったコンビニの各種証明書の発行についても、どのような効果があったかというところをお伺いしたいと思います。本町には証明書を発行できるコンビニは2軒しかございませんが、マイナカードを持っている方しか使えないということもありますが、お伺いしたところ、マイナカードの保有率は、今のところ79%あるというふうにお伺いしております。保有者の数はかなり上がっていますが、保険証、免許証と利用の範囲が広がるマイナカードについての利用促進も同時に考えなくてはならないのではないかと考えています。このコンビニ発行についての状況及びその認識をお伺いしたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 企画政策課長、北貴友君。

**○企画政策課長（北 貴友君）** お答えします。コンビニ交付は令和5年11月から開始しております。令和6年度の発行件数が2,413件、令和7年4月から令和7年8月まで、4か月間で601件の発行です。月平均180件の証明書発行となりますので、窓口に来られる方が役場に行く手続が減ったという形になっております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** ありがとうございます。やはりこちらのほうも、周知をもっと進めなくちゃいけないかな。もちろんこれは町内の人が取るといっただけじゃなくて、全国各地からこの申請がこの山都町に届いて、来ることもあるんじゃないかというふうには思っておりますけれども、こういった、本当に、でも残念ながら、本当に限られた2軒のコンビニですし、もう1軒なんか建ちそうな告知がされておりますけど、いずれにしても本当に町中心部に固まっていますので、やっぱり周辺部の人たちについてはあまり便利さを感じていないかもしれないというふうなことも考えています。

また、オンライン申請については、先ほど言った公式LINEからもつながっておりますし、また、ライブビジョンからも役場のホームページにはつながるようになっていきます。

しかし、あれこれのアプリを作るよりも、公式LINEに少し予算をかけて内容を充実させ、様々な役場への申請や申込みなどができるようにしたほうがいいのではないかなというふうに思

います。それを改修したりし、どのぐらいの委託費用がかかるかというのは私まだ伺っておりませんけれども、そんなに何千万もかからなくてできるというふうな話は聞いております。

先ほど商工観光課長がおっしゃったような、町民との双方向のやり取りができるというのがこのLINEの活用方法ではないかというふうに思っていて、また、よその自治体の話で申し訳ないんですけども、玉名市の公式LINEは非常に活発に動いており、本日もちょっとプッシュ型できましたので、見たら、やっぱりいろんな政策について皆様からのまちづくりについてアンケート、御意見を伺いますというページがぱっと目に入ってくるんですよ。そこからもうすぐに先ほどのLog oフォームであるとか、そういったものにですね。その場で回答ができるというふうなことがされています。

そういった政策とか、町への要望、そして実施している事業に対するアンケートなども、このLINEにそのようにして上げることで、1件につき多いときは1,000件ぐらいも答えが返ってくるというふうに担当の方がおっしゃっていました。

うちの本町ではパブコメなど、ホームページに載せましたというふうにおっしゃることが多いんですけども、内容によっては僅か数件、あるいは全然返ってこないというふうなものも多いのが実態ではないかと思えます。少し予算をかけても使い勝手のいいものにしたほうがよいのではないかと思います、いかがでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 企画政策課長、北貴友君。

**○企画政策課長（北 貴友君）** お答えします。LINEにつきまして、プッシュ型での町からの通知というものは、現在ホームページ上に上がったやつがLINEに届くという形になっておりますので、いろんなところのLINEのやつを研究いたしまして、今後よりよきものになっていくようにしていきたいと思えます。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** ぜひ研究してください。いろいろやっぱり他町のものを見たりとかすれば、いいヒントがあるというふうに思いますし、また、先ほど言ったシステム改修に幾らぐらいかかるかという問題もあるかとは思いますが、そういったことで職員の負担軽減になれば、そのコストは無駄ではないんじゃないかなというふうに思っております。

また、このオンラインでのやり取りができれば、先ほどの本当に双方向ということ。町民にとっても、役場職員にとっても、便利なものになると思っています。時間外でも平常時でもアクセスができるのは、ストレスが軽減されるというふうに思っています。

窓口対応の今、担当課長がおっしゃったように、先ほどのコンビニで発行される数を考えたときに、その人たちが窓口に来るとすれば、相当な窓口での負担が軽減されているのではないかなというふうに思うんですけども、その窓口対応の時間が減れば、職員が自分の仕事に向き合う時間が取れ、さらに創造的な仕事に当てる時間が生まれるのではないのでしょうか。

またまた、他の自治体の話で恐縮なんですけど、先月機会があって、福岡県の古賀市を訪問した際に、窓口業務の時短の話をお聞きしました。これまでは開庁時から閉庁時まで窓口対応していた市

役所が、今年1月から朝9時から夕方4時までの対応を始めたんです。もちろんそれまでの準備は用意周到にされたと聞きました。実際時短が行われてからも、市民からのクレームはほとんどないと言います。

逆に役場のほうが、時短に対して不安があったとおっしゃっていました。考え方、働き方をきちんと切り替えることも大事ではないかなと思った古賀市のやり方でした。

本町のデジタル活用も、そういう他の例にも倣いながら、研究を進めていただきたいというふうに思っています。私はDX化というものが職員の負担軽減、働き方改革につながると感じていますが、この件について、担当課長、また、この際、副町長はいろんな現場を経験していらっしゃると思いますので、このDX化についてどのようにお考えか。併せてお伺いをしたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 企画政策課長、北貴友君。

**○企画政策課長（北 貴友君）** お答えします。DX化の進捗状況ということですが、令和5年度から窓口関係のデジタル化に取り組みまして、マイナンバーカード利用による住民票等のコンビニ交付システム、LINEアプリを使った申請書類の作成ツールで、LINEアプリ上で証明書発行申請に必要な事項を入力すると、QRコードが発行され、役場の読み取り機にかざすことで申請書が発行されるデジタル窓口の導入、職員負担の軽減と会計処理のミスを防ぐセミセルフレジの導入を行っております。

また、熊本県が行う共同調達を利用して、職員間のチャットを行うLog oチャットの運用、インターネット上での各種オンライン申請では、Log oフォームを利用開始しております。

令和6年度も、書かせない、待たせない、来させない窓口に取り組み、書かない窓口ゆびナビの導入と総合窓口を見据えた本庁1階フロアのLGWANの無線LAN化、Log oフォームを使ったオンライン決済による住民票等の取得を可能とし、コンビニ交付と同様に、マイナンバーカードを利用し、住民関係証明書を発行するらくらく窓口も導入しております。

また、庁内業務となりますが、電子決裁による文書管理システム、ネット上で行う電子契約システムを稼働させ、ペーパーレス化に取り組んでおります。さらに、医療Ma a S車両や観光デジタルマップについてもDX化推進によるものです。

令和7年度におきましては、本庁と支所を結ぶリモート窓口の構築と、今回の補正予算で計上しております議事録作成システムの導入を予定しております。

また、本年度は役場本庁舎2階と3階のLGWAN無線化も行い、本庁舎全館でLGWANの無線化を実現しております。

環境水道課におきましては、熊本県と5市2町による人工衛星を使った漏水エリアの特定、衛星画像開設活用漏水調査事業に取り組まれております。

以上のように、DX化はこれからの住民サービスや、減少するであろう職員の事務負担の軽減に不可欠なものとなっておりますので、今後も率先して推進していくこととしております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 副町長、坂本浩君。

**○副町長（坂本 浩君）** DXデジタルトランスフォーメーションとは、直訳するとデジタル

変革という意味になります。デジタル技術を用いて、業務フローの改善や新たなビジネスモデルの創出を図るだけでなく、旧来のシステムからの脱却、組織風土の変革、そういうことを実現させるために、デジタル技術で人々の生活をよりよくする、よりよく変革するということを意味するものです。

つまり、AI、IoT、ビッグデータなどのデジタル技術を導入することは手段であって、業務の効率化さえもゴールではありません。企業にとっては、DX推進は変化の激しい時代の中で、市場における競争優位性を維持し続けるための重要なテーマとなっております。

本町のように、急激な人口減少、少子高齢化が進む自治体においては、また、これだけ広大な面積に集落が点在するという環境においては、行政の仕組みそのものの大きな変革が必要であり、デジタル技術で人々の生活をよりよいものにするというDX本来の目的に向かって取り組まなければならないと思っております。

商工会議所にいた経験からというのも踏まえてのお尋ねかと思いますが、県内中小企業の実態としては、人手不足と共に、働き方改革や人件費の高騰ということで、省力化が差し迫った課題となっております。

そのことから、DXの取組というのは、変革という本来の目的の前段として、まずはデジタル化による業務の効率化に取り組まれている段階、そういう企業が多かったように感じておりました。

山都町役場のDXについては、先ほど答弁がありましたように、既に多岐にわたるデジタル化が進み、様々な場面において、行政サービスの在り方そのものが変わってきており、住民の方々の生活をよりよいものに変革する方向性を明確に示しているものと思われまます。緒についたばかりであるものの、山都町においては間違いなくDXデジタル変革が進捗しつつあると感じております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** 大変感慨深いというのはおかしいけれども、いいお話を聞かせていただいたと思います。本当にゴールではなくて、手段だということですね。そして、やっぱりこの山都町のこの広大な面積、そしてやっぱり職員の人手不足、どうしても職員不足は否めないとあると思いますけれども、そういったのを補うところで、しっかりと進捗を進めていただきたいというふうに思います。

では次に、総合体育館パスレルの利活用について伺います。パスレルが開館して1年半だと思えますが、整備が進んでおり、体育館のエアコンの評判もよく、人工芝のサッカー場も完成し、スポーツ合宿の利用も上がっていると聞きます。特に夜の時間帯は駐車場が満車になるほどの盛況ぶりです。町内外からの利用状況が分かっているらっしゃれば、ちょっとお知らせいただきたいと思えます。

**○議長（藤澤和生君）** 教育長、井手文雄君。

**○教育長（井手文雄君）** 御質問、合宿の利用についてということでございますので、お答え

をさせていただきます。令和7年度当初予算におきまして、町内施設を利用し、町内宿泊を伴う合宿をした団体に対しまして、1泊1人1,500円を1団体1回上限10万円としておりますけども、その助成をしております。8月末現在で11団体、437人、延べ宿泊者数は725人となっております。そのうち、御質問のパスレル利用を目的として合宿された団体は1団体でございます。そのほかの団体は、運動公園サッカー場やそよ風パーク、天然芝サッカー場の利用をされた方となっております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** ありがとうございます。このパスレル、町の総合体育館です。山都町は広く、遠隔の地域においてはまだ行ったことがない、場所すら知らないといった方が多くいらっしゃるんですね。冒頭お話しした地域の集まりで、防災拠点であるパスレルについてのちょっとお話もしたところなんですが、行ったことがある人と聞いたところ、僅か一人、二人しか手が挙がらなかったという状況でした。

私は自分の健康増進のために、時間があれば運動に使っていますが、最近では、毎週金曜日に行われる100歳体操になるべく参加をするようにしています。毎回20名程度の参加者があって、楽しく負荷の軽い運動を笑顔で楽しんでいらっしやいます。この100歳体操も、もっと参加者が増えるといいなというふうに思っています。しかし、交通手段がない方にとっては行きたくても行けない状況があるのではないのでしょうか。パスレルの利用については、町民の健康増進、健康寿命の延伸、病気の予防など、様々な目的にかなう場所でなくてはなりません。まだ行ったことがない方々に、まずは場所を知っていただくこと。体育館の設備を見ていただくことも大切なことではないでしょうか。

100歳体操に行くと、シニアクラブや地域の福祉会の方が乗り合わせをしたりしながら集団で参加されている日もあるようです。地域別に見学バスを仕立てるなど、方策は考えられないのでしょうか。直接の担当課は生涯学習課だと思いますが、福祉課や健康ほけん課、あるいはバスやタクシーの利用など、企画政策課との連携で活用を進めていただきたいと思います。どちらか答弁のほうよろしく願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 福祉課長、高野隆也君。

**○福祉課長（高野隆也君）** お答えいたします。議員おっしゃるとおり、パスレルにつきましては、千寿苑で行ってございました100歳体操を依頼しまして、毎週金曜日の午前10時から1時間を目安に開催されております。こちらのほうは参加費無料で御利用いただいております。毎回、平均で15名程度、15名から20名程度の参加があると伺っております。また、体力測定、筋トレの指導もされております。

指定管理者のパブリックビジネスジャパンにおきましては、熊本市内のほうでも介護予防教室を開催されており、その運営ノウハウを還元していただいている状況です。

将来的には、清和、蘇陽のほうにも出張型の介護予防教室を開催したいと計画されておりますので、連携しながら取り組んでいただきたいと思います。

また、シニアクラブとの連携として、昨年はグラウンドゴルフ大会、それから軽スポーツ、脳トレ大会のほうを開催され、多くのシニアクラブの参加がっております。

ただ、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、町内全域からの高齢者の参加を広く促したいところですが、高齢者の送迎に関しましては、課題と考えております。シニアクラブ等とも話を進めている段階でありますので、より多くの高齢者が参加できるように進めていきたいと考えております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 健康ほけん課長、長崎早智君。

**○健康ほけん課長（長崎早智君）** パスレルの利活用の健康増進の視点のほうから、一つ事例を御報告させていただきます。

健康ほけん課では、昨年度パスレルに御協力いただき実施しました健康増進の事業がございます。本町の令和5年度の集団健診の結果によりますと、生活習慣病のリスクが高いメタボリックシンドロームの該当者が18.5%と、県平均よりも低いものの、問診票の結果、1日30分以上の運動習慣がない人の割合は74.7%と、県平均よりも高い状況にありました。

また、運動習慣がない理由として、歩くことがいいというふうに御理解はされておりますが、歩く場所がない、街灯がない、人目を気にするなどの意見が多く聞かれ、環境面に対する課題があることが分かりました。

そこで、昨年度、新しく完成したパスレルの紹介も兼ねて、特定保健指導対象者に向けて、スリムアップセミナーを企画しました。セミナーではパスレルの指定管理者の1企業であります株式会社パブリックビジネスジャパンさんに協力を得まして、健康運動指導士による内臓脂肪燃焼トレーニングの指導や、トレーニングルームの体験会、また、いつでも利用できる体育館2階のランニングコースの紹介などをしていただきました。

参加者には大変好評な企画でしたが、残念ながら、参加人数が特定保健指導対象者の1割以下と大変少ない結果であったため、今年度は実施に至っておりません。特定保健指導の対象世代、つまり、働き盛り期を対象とした集団の健康教室については、他町村においても教室参加率が低いと聞いておまして、共通した課題となっております。

今後は、新たな健康教室の在り方や実施方法、運動習慣の定着につながるアプローチ方法など、より効果的な手法を検討していきたいと思っております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** それぞれにありがとうございます。今の特定の指導の件については、以前にも伺ったことが、こういうことやっているというふうなことを伺ったことがあるんですが、やはりこれを継続してやるということが非常に難しいんだと。でも、取りあえずはやっぱり知ってもらおうことも大切なんだというふうに思っているんですね。先ほどおっしゃったように、例えば、私はここまで来れば、総合体育館が近いのですが、家にいるときに時間があれば、周辺を歩くというようなことを心がけています。ただやっぱり雨の日、あるいは冬の雪の日はやっぱり危

ないし、ぬれたくないのではやらない。でも、あそこの2階に行くと、本当に全天候型でね。短い距離ではあるけど、2階はフリーで、無料でやれる。ジムのほうに行けば、1回200円ですかね。そのぐらいの金額がかかってきますけれども、一旦行き始めれば、なかなか使い勝手というか、本当にいろんなマシンが置いてありますし、初心者でも使える。そして、指導をよくしていただけるので、ぜひ利活用を進めていただきたい。

そして、もうただでさえ、今日は企画政策課のほうには答弁求めませんが、やはり巡回バスとは言いませんが、やはりその地域を回って、人をやっぱりあえて連れてこない、やっぱり自分一人とか、本当にこの交通手段がない方々にとっては非常に困難な場所にありますので、そういったことも今後検討いただければというふうに……。毎週毎週とかでなくても、本当にもうちょっと間隔を置いてでも、まずは知っていただく。やっぱりせっかく町の体育館を建てましたので、これが、先ほど教育長の御答弁にもありましたように、外部からの利用者が増えていると思います。だけれども、やはり何より町の健康増進にやっぱり活用していかねばいけないというふうなことを考えますので、ぜひ御検討をよろしくお願いいたします。

それでは、最後にやまと教室の取組について伺ってまいります。やまと教室というのは、学校に行けない児童生徒のために、生活の立て直しや心の回復を助け、学習の支援をする場所だというふうに認識しています。

以前はこれを適応教室と言っていて、そういう不登校の児童、生徒を学校へ戻すことが目的だったというふうに思っていますが、今では、学習支援センター、あるいは教育支援センターというふうに名前が変わっておりまして、学校へ戻ることがゴールではないというふうにされています。

最近では、全国に41万人、これは小中高合わせた数だと思いますが、全国に41万人を超える不登校の児童、生徒のために、全国各地にフリースクールやオルタナティブスクールと言われるような施設が開設されています。子どもたちにとっては、家庭、学校に次ぐ第3の居場所と言われるところです。

それらの場所では、子どもたちが心の回復をしたり、社会性を取り戻し、自分の学習や、また、異年齢間の交流も盛んにあり、生活の目標を持って過ごせる場所となっています。学校へ行けない、あるいは行かない子どもたちが、これから社会で過ごしていくためには大切な場所だと思っています。学びの場、子どもの居場所の選択肢が増えることは大変いいことだと感じております。

ここまで増えた不登校児の課題なんですが、本町にも不登校の状況にある児童、生徒さんがいらっしゃると思います。その数や割合について教育委員会では公表されませんが、なぜ公表されないのですかとお伺いしたいです。不登校は珍しいことでもなく、恥ずかしいことでもなく、隠さなければならぬこととも思えません。数やその割合を話せないとなれば、その理由をお聞かせ願いたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 教育長、井手文雄君。

**○教育長（井手文雄君）** お答えいたします。個人といたしますか、その数字を公表することが教育的に効果があることなのか。あるいは、反対によくない公表、影響を与えるのかということ

を勘案したときに、やはり、この規模の町なかでありますので、その数字を公表することは現在のところ、現在までは行っておりません。

似たようなお話では、県や全国の学力調査結果等につきましても、大きな市町村等では公表があつているところがありますけれども、例えば上益城管内程度の規模の学校と、あるいは町村においては、今言いますように、どちらかという、メリットよりもデメリットのほうが大きいこと。それから、そもそもその個人、あるいはその御家族に対する対応と申しますか、その子に応じたところの対応を目的として支援を行っております。学力調査でいきますならば、その個人の伸びを期待して、その結果を生かすようなことに主眼を置いてやっております。

そういうことで、公表ということには適していないと思います。どこかで、最近、何割とか、そんなお話があつたというお話でしたけれども、私のところに届いているときには、その割合が大きく水増しされてお話になったり、あるいは、結局、御発言になつた方は、一生懸命何とかその子どもたち、あるいは御家族に関わらずという気持ちでおっしゃつたのかもしれないけれど、それが巡り巡つて来たときには、どうも興味本位と申しますか、そういったことになる恐れもある、そういう例もあつたのではないかと申しております。

そういうことで、まず、現場では一生懸命子どものため、そして、その伸びを、あるいは学校に、社会性を伸ばす、そういうために頑張っているという、その努力のほうに重心を置いておりますので、その何割ですとか、何十人ですとか、そういったことの公表に重きを置いていないというのが現状でございます。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** 御説明ありがとうございます。よく分かりますというか、学力のほうの例を比較されたわけなんです、全くそれはそうだなというふうに思っています。本町におきましては、児童、生徒数も少ない中での、例えば学力のほうでいえば、平均点を出せとかということがよくありますけれども、やっぱりそれは母数が少ないので、やっぱり今、我が町では本当に単式でなく複式であるところもあるぐらい生徒数が少なくなっている中で、その平均点を全国と比べたところでは何になるのかと。それは私も確かにそういうふうに申しておりますので、不登校の数についても、そういうふうに尾ひれがついたら、やっぱり狭い町ですので、そういう思いのほかの発展をするということを御心配なさっているのかなというふうに思いました。

ただ、私が聞くところによると、例えば児童民生委員の方々とか、そういった方々にもそういう数字を表していただけないというようなことも伺います。やっぱりそういった直接的にケアに関わる人たちには、そういった数字はある程度お知らせになつたほうがいいのではないかなというふうなことを御提案申し上げておきます。

不登校の児童、生徒のケアをしているのがやまと教室というところなんですけれども、その役割に関して情報が行き渡つてないのではないかなというふうなことを申しておりますので、やまと教室の役割というか、その取組について概要をお知らせいただきたいと思つています。

**○議長（藤澤和生君）** 学校教育課長、鈴木保幸君。

**○学校教育課長（鈴木保幸君）** お答えします。やまと教室は、平成29年度から町が設置しま

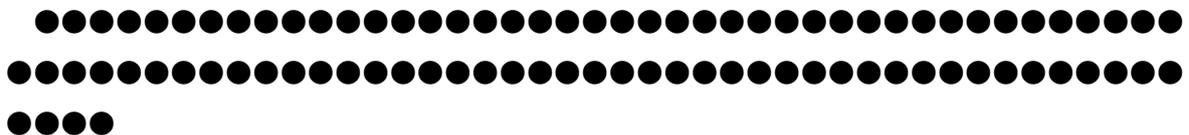


○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、鈴木保幸君。

○学校教育課長（鈴木保幸君） お答えします。御質問のとおり不登校の理由は本当に様々でございます。

まず、やまと教室を利用する流れから、御説明させていただきます。やまと教室を利用するには、初めに学校が本人及び保護者の意向確認を行います。その後、利用が適当かについて学校が判断され、教育委員会へ学校より利用についての協議書が提出されます。教育委員会は学校とやまと教室を交えて、利用の判定を行います。その後、本人及び保護者はやまと教室に通室体験を行い、そのときの状況、どのような支援が必要か、本人及び保護者の意向を確認し、適当と認めた場合に、利用申請書の提出という流れになります。

やまと教室の利用や本人の状況については、保護者と連絡を取り合い、家庭の生活状況等を確認を行います。また、学校とも情報の共有を行い、学校もやまと教室を訪問するなど、保護者、学校、やまと教室が連携しながら、学校への復帰を進めております。

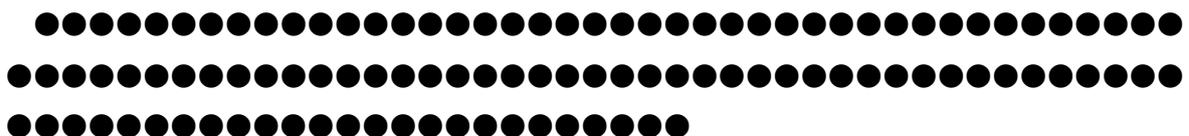


以上になります。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。福祉課に設置しているこども家庭センターでは、出産から育児、子育てに関する様々な困り事を抱える方々の相談窓口として、年間約200件近くの相談を対応しております。

相談内容の多くは家庭内の課題や心配事が大半を占めており、これらに対してケース会議の開催や、必要に応じたアウトリーチによる訪問支援を実施しております。また、状況に応じて関係機関と連携しながら、課題解決を図る役割を担っております。

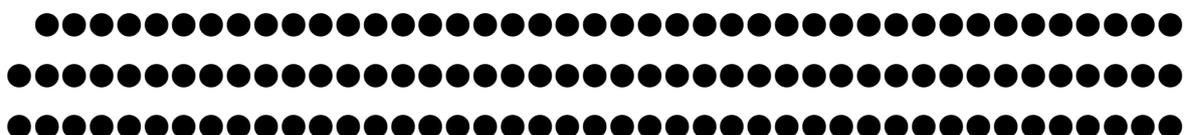


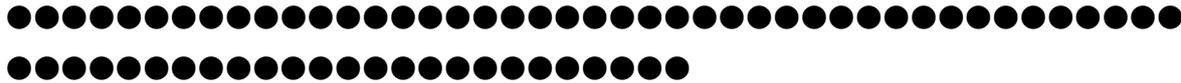
やまと教室とは不定期ではありますが、情報の共有を図っており、連携体制を強化しているところです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） ありがとうございます。ぜひ連携を深めながら、一緒に寄り添っていただきたいというふうに思っています。





不登校の児童、生徒を抱える家庭は大変苦しい思いをされています。先ほど、教育長から答弁があったように、数をさらすこともできないほど、社会の偏見はまだ根強いものがあるのではないかというふうに思います。まずは、寛容な目で当事者を見ていただきたい。そして、社会で見守っていきたいと思います。必ずしも甘えやわがまを通しているわけではありません。御家庭でも抱え込まず、役場の相談窓口や各種の機関への相談をしていただきたいです。何か一緒に考え、解決の糸口があるかもしれないし、今は学校へ行かずとも、自分の道を歩く子たちがたくさんいます。自ら学び、幸せな社会生活を送ることも可能です。

重ねて申し上げますが、児童、生徒の学びの場の選択肢ができるのはよいことです。県や国も増え続ける不登校児の児童、生徒を受け入れているフリースクールなどに対して、財政負担等も考え始めています。つい先日の熊日紙上に、次期の学習指導要領の概要が載っていました。その中にも、不登校の児童、生徒への対応が示され、学校の裁量で授業時数の調整が可能になることや、不登校児童、生徒に対しては、個別の指導計画を作るなどの方針も示されていました。

今回、町民から私立の学校の誘致についての請願が提出されておりますが、山都町に進出を希望されている私立の教育機関は、熊本市内で実践されていますが、学校法人の取得を目指していらっしゃるというふうに聞いています。市内の狭い環境でなく、豊かな自然の中での教育を目指して山都町を希望していらっしゃる伺っています。子どもたちの教育の選択肢が増えることはよいことだと思いますので、町にも協力をしていただきたいなというふうに思います。

しかし、それと同時に、これから始まる山都町立義務教育学校が、安心、安全、楽しい学校となるようにと願わずにられません。誰一人取り残さないSDGsの精神に照らせば、公教育であろうと、民間の学校であろうと、子どもたちの未来への希望や社会性を育てる教育の環境を享受できない子がいない山都町であること。それを願って、今日の質問を終わります。

**○議長（藤澤和生君）** これをもって、10番、吉川美加君の一般質問を終わります。  
ここで10分間休憩いたします。

---

休憩 午後2時26分

再開 午後2時36分

---

**○議長（藤澤和生君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

1番、東浩昭君。

**○1番（東 浩昭君）** 皆さん、こんにちは。議席番号1番、東浩昭です。

初めに、先月発生しました記録的な大雨により被災されました皆様に心からのお見舞いを申し上げますと共に、今なお、不便な生活を強いられている皆様に対しましても、一日も早い、ふだんの生活に戻られること。また、これから復旧事業をされる皆様の安全を願っているところでもご

ざいます。

さて、今年の梅雨入り、梅雨明けとも、平年と比べ20日ほど早く、適度な降雨で、梅雨明け後は少雨高温と、気温は極めて高く、高温障害等の懸念はあるものの、農作物栽培にとっては、一般的に良好な生育を見ていたところでございます。

令和の米騒動と騒がれた中で、農家の皆様は出来秋を非常に楽しみにしておられたのではないのでしょうか。

そのような中、先月の大雨により、一夜にして美しい棚田の風景が、一夜にして被害の大きさを痛感し、被災された皆様、また、地域の再建等についての提案、要望の質問になるかと思えますけれども、よろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、質問台に立たせていただきます。

**○議長（藤澤和生君）** 1番、東浩昭君。

**○1番（東 浩昭君）** それでは、通告に従いまして、一番初めに、農産物の被害面積、金額等が出ているかと思えますけれども、お答えお願ひしたいと思えます。

**○議長（藤澤和生君）** 農林振興課長、松本文孝君。

**○農林振興課長（松本文孝君）** それでは、お答えいたします。8月10日からの豪雨により発生しました農産物の被害面積及び被害額についてお答えをいたします。

農作物への被害につきましては、トマト4件、ピーマン2件で、面積にしまして0.5ヘクタール、金額で4,371万8,000円となっております。

また、親株を含むイチゴ苗の被害が4件、1万3,900本で、2,470万4,000円となっており、水稲では、主食用、採種用を合わせて70件、31ヘクタールの3,927万7,000円となっております。8月末時点での被害額は、総額で1億769万5,000円となっております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 1番、東浩昭君。

**○1番（東 浩昭君）** 1億以上の被害金額ということでございますけれども、水稲につきましては、皆さん御承知のとおり、昨日、今日と、今年の1俵当たり60キロ3万円台というような報道もなされております。

農家にとっては物価高の中、資材高騰、また、燃油、それぞれ高騰する中で、非常に今年の出来秋を先ほど申しましたけれども、楽しみにしておられる中で、1億以上の被害と非常に心を痛め、これから先の復旧についていろんな思いがあられるんじゃないかと思うところもございます。

続いて、2番の農災の箇所数等々、昨日から重複となりますけれども、簡潔に説明をお願ひしたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 税務住民課長、玉目知穂君。

**○税務住民課長（玉目知穂君）** 住居の被害についてお答えいたします。発災の翌日、8月12日から税務住民課、課税係におきまして、家屋等の罹災証明、被災証明の申請受付を開始いたしました。8月末日現在で、住居に関する被災証明申請は75件、また、同じように、そのうち22件の罹災証明申請を受け付けております。

被災証明につきましては、即日交付を行っております。罹災証明につきましては、職員による現地確認を行い、国の基準による判定を行っているところです。昨日の答弁で申し上げましたとおりですので、今回は割愛させていただきます。被災箇所につきましては、下矢部地区と浜町地区が27件で突出した件数となっております。ほかの箇所では、御岳地区7件、白糸地区5件、中島地区4件、名連川地区4件、蘇陽地区1件です。

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** 農林振興課長、松本文孝君。

**○農林振興課長（松本文孝君）** それでは、農地等の災害復旧事業の申請件数をお答えしたいと思います。

9月5日現在で、田畑の被害申請が1,111件、水路、農道等の農業用施設の被害申請が625件の合計で1,736件となっております。被害総額としまして、44億3,000万円程度を見込んでおります。現在、現地確認を実施しておりますので、件数及び被害額については変動する可能性がございます。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 建設課長、西賢君。

**○建設課長（西賢君）** 公共土木施設の災害状況について説明します。町道の被害箇所数202件、町河川の被害件数は151件、合わせまして353件です。被害額31億円で県に報告しており、規模としましては、令和5年災に匹敵する規模となっております。現在も被害調査中で、件数、金額共に変更する可能性がございます。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 環境水道課長、有働頼貴君。

**○環境水道課長（有働頼貴君）** それでは、本課から、町内の水道関係の断水、漏水等の被災について、町が把握しております数字を申し上げます。

上水道4か所、地区は日南田、千滝、南田、山田、飲料水供給施設が2か所、場所は菅囲、津留本村と、地元施設のほうは6か所、金福寺、葛原の後谷と久保野、瀬峰、北川内、小柏原となっており、全ての箇所で概略でありますがおおよそ2,000万円程度の被害となっております。全ての箇所で仮設を含め、通水は再開しております。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、山下公司君。

**○商工観光課長（山下公司君）** それでは、商工観光課所管の観光施設の被害状況について御説明をいたします。

通潤橋前、芝生広場への土砂流入、通潤橋前、河川側遊歩道欄干への支障木及び土砂流入、通潤橋前、第3駐車場、県道からの崩土、清和文楽館第3駐車場崩土がっております。

こちらにつきましては、予備費での対応といたしまして、現場対応を完了させているというところでございます。特に、通潤橋前、河川の越水に係る復旧作業につきましては、被災翌日の8月12日から13日にかけて、地元業者の協力をいただくと共に、当課職員や教育委員会等、役場職員による清掃などの現場作業を行い、お盆の観光客受入れが可能となるよう対応を図ったところ

でございます。

また、そのほか、通潤橋前、芝生広場、公衆トイレの故障、通潤橋資料館横、公衆トイレのブロー故障、五老ヶ滝遊歩道への支障木及び土砂流入、山神山公園崩土、猿ヶ城キャンプ村、敷地内道路破損があっております。こちらにつきましては、専決予算での対応としまして、現在発注作業を進めているというところでございます。

以上全9件、合計1,500万円の積算額となっております。また、ただいま各担当課から御説明いたしました今回の豪雨によります被害総額を申し上げますと、75億6,450万円となっておりますのでございます。

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** 1番、東浩昭君。

**○1番（東 浩昭君）** ただいま、農災、公共水道、商工関係合わせまして、75億と膨大な今回の金額ということで、被害の甚大さを、また、この数字を聞いて、まざまざと知らしめられたというような思いでございます。

この被害に対しまして、国、県、町からの支援の内容について、激甚、自力復旧等々、昨年、答弁ございましたけれども、簡潔に説明をまたお願いしたいというふうに思います。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、工藤博人君。

**○総務課長（工藤博人君）** 私からは、国県等から町に対する大まかな支援内容についてちょっと説明させていただきます。

激甚指定となった場合の農業施設等災害に係る国の財政措置について、国の通知内容を基に説明させていただきますと、激甚災害指定が正式に決定されれば、災害復旧に係る財政的支援が大幅に充実する見込みです。

具体的に申し上げますと、農地や農道、水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等については、通常の国庫補助率がかさ上げされます。過去5か年の実績を見ますと、通常約86%の補助率が約97%に引き上げられています。補助率の提示はこれからですが、これにより、被害者の自己負担や町の財政負担が大幅に軽減される見込みです。

さらに、地方債制度を活用することで、償還金の一部が大半が、普通交付税で措置されるなどの仕組みもありますので、さらに町の財政負担が抑えられる整備が図られるものです。

一方、人的な支援として、県からは中長期職員派遣に係る要望の照会があつておまして、本町の要望としまして、農林振興課、非常に件数の多い災害を抱えることになると思いますので、2名の支援をお願いしたいと回答を行っております。ただ、全国的に災害が多発していることから、必ずしも要望に応じた派遣は望めないのかもしれませんが、農災の受付け件数を見ても相当な被害ですので、県の対応を期待したいと思っております。

そのほか、本町を含め、全国九つの自治体で構成しております全国へその町協議会、そちらでは、災害時の総合応援に関する覚書を締結しておまして、先般開催されました総会時に、被害状況等の説明を行い、応援依頼の可能性を示唆させていただいております。

今後、県の応援体制を踏まえた上で、こちらのほうにも支援の依頼の検討を行うこととしてお

ります。

私から以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 農林振興課長、松本文孝君。

**○農林振興課長（松本文孝君）** それでは、農地等の災害における支援内容について御説明をいたします。

農地等の災害支援内容についてですが、さきの第2回定例会におきまして、山都町建設事業分担金条例の一部改正を行い、今回の災害から農地等の災害復旧事業の測量負担金について、激甚指定のいかんを問わず、徴収しないこととし、町が全額負担することとしております。

次に、復旧工事に関する部分ですが、激甚指定された場合は、これまでの率で言いますと、95%程度が国から支援されるものと思われます。この補助率の割合につきましては、年が明けて1月末頃に示されるものと思われます。

こちらにつきましても、95%を下回った場合は、その差額部分については、さきの条例改正により町が負担することとし、5%以上の受益者負担が発生しないこととしております。これは激甚指定されない場合も同じ取扱いとしています。参考までに、令和6年度の激甚指定の国の補助率を申しますと、農地で96.9%、農業用施設で99.4%となっております。

また、今年度より、農地等災害自力復旧支援事業を常に対応できるようにしたところで、今回の災害にも適用してまいります。農家さん自身で復旧された経費の2分の1、上限20万円の助成を行い、早期の営農再開につなげていきたいと考えています。

申請の流れとしましては、国の災害復旧事業で対応できない40万円未満の災害箇所を対象としておりますので、まずは農地等の災害復旧事業の申請が必要となります。その後、現地確認において、事業規模が少額だった場合は、自力復旧の意向の確認を実施し、後日、申請書を送付する流れとなっております。その後、所要の手続を経て補助金を交付する流れとなっており、早期の営農再開につなげていく所存です。

ちなみに事業費が40万円以上であっても、農家さんの判断で災害復旧事業を取り下げ、自力復旧事業を活用されても構いません。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 建設課長、西賢君。

**○建設課長（西賢君）** 建設課への国、県からの支援内容についてお答えします。まず、国土交通省九州地方整備局から支援としまして、情報収集、町への支援ニーズを把握するリエゾンを8月13日から14日にかけて派遣いただきました。また、市町村に対し、技術的支援、また、助言を行っていただける緊急災害対策派遣隊、TEC-FORCEが8月14日から15日にかけて来庁していただきまして、町の現状を伝えることができました。

熊本県からの支援としましては、県内における被災箇所数が膨大であることから、早期査定に向けた査定簡素化に向けての協議を現在も行っているところです。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 1番、東浩昭君。

**○1番（東 浩昭君）** 支援内容については、激甚に指定された場合、最大で90%台の国からのまた支援がある。また、人的支援も現在行われているというような御説明でしたけれども、今回の被害額、先ほど説明がありましたとおり、かなり膨大な金額でございます。被害額も膨大で、農家の収入も1億強の収益減となる現在での見込み、そして、今回の被害は山都町南西部ということで、被害も、地域も限定とまでは言いませんけれども、意外と集中したところであるというような説明がございました。ということは、災害箇所数をかなり多く抱えておられる農家もおられるのではないかと察するところでございます。

そういう状況で、国、県からの補助もあろうかと思えますけれども、膨大な被害額、件数、ここで、また町からの補助等々の負担追加、上乘せ等ができないかという要望、提案になろうかと思えますけれども、課長いかがでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 農林振興課長、松本文孝君。

**○農林振興課長（松本文孝君）** 先ほども申しましたとおり、今年度より測量設計費について全額町で負担し、農家負担軽減を図っております。併せまして、国の農地等災害復旧事業につきましても、5%以上の農家負担が発生しないように、分担金条例の改正を行ったところです。

また、40万円未満の国の災害復旧事業に採択できないものの対応としまして、今年度より通年化し、常に対応できるように、農地等災害自力復旧支援事業の要綱改正を行い、農家負担の軽減と併せまして、早期の営農再開につなげていく対策を行っております。

御質問につきましては十分理解をしているところでございますが、今後の状況を踏まえた上で、有効な支援策について考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 1番、東浩昭君。

**○1番（東 浩昭君）** 確かに測量負担金の減は承知しておりますけれども、さっきから申しますとおり、膨大な被害、甚大な被害、説明がございました。町長、就任当時の公約に、九つほどの公約を掲げられておられたと思えますけれども、一番初めに、持続可能な農林業づくりだったかと思えますけれども、その中に、この基幹産業の所得アップというような公約を掲げられ、国、県の補助に町の補助金を上乘せを図り、農林業経営の安定に努めますというような公約も掲げられておられたと思えますので、ぜひこの被害に対して、この公約どおりのことができないかとお願いするところでございます。

**○議長（藤澤和生君）** 町長、坂本靖也君。

**○町長（坂本靖也君）** お答えいたします。ただいま東議員のほうからもありましたように、私が町長に就任したときの、まず第1番目に、基幹産業であります農林業の振興ということが一番最初にうたわせていただきました。その上で、そういった農家の所得アップについての支援ということについてもお話をさせていただいているところでございます。

そういう意味合いも含めまして、今回のこの災害におきましては、町といたしましても、できる限りの支援をこれまでの制度を見直しながら、行っているところでございます。

町においても、その財源が非常に自主財源が厳しい中で、現在もどうかこの財源を確保する

ということをまずはいろいろな手法を取りながら、確保していきたいと。そして、そういったお金を利用して、色々なまちづくりの支援に充てていきたいという気持ちは強く持っておりますし、引き続きそこについては進めてまいりたいというふうに思っておりますが、現時点といたしましては、先ほど農林振興課長はじめ、各課長が説明しました内容によりまして、できる限りの支援をし、また、併せて今回も国会議員の先生、それから、県会議員の先生、また、木村知事にも現地の確認もいただきました。

そういう中で、国、県の支援を引き出しながら、少しでもそういった地域の農地が守られ、また、農業に取り組んでいただけるような支援を一緒になって行っていければというふうに思っております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 1番、東浩昭君。

**○1番（東 浩昭君）** 町長、ぜひともこの公約どおりの補助金の上乗せというのをぜひともお願いしたいというふうに思います。

それで、続いて、災害復旧の進め方ということで御質問等をしたいと思っております。これにつきましても、昨日2番、6番議員が一部重複するところもございますけれども、災害復旧の基本につきましても、原形復旧というふうなことを聞いておりますけれども、災害箇所が大きいこと等から、数年かかるというような説明もあったわけがございます。そういう中で進め方についてお尋ね申し上げます。

**○議長（藤澤和生君）** 農林振興課長、松本文孝君。

**○農林振興課長（松本文孝君）** 農地等災害復旧事業の進め方についてですけれども、今回は8月13日水曜日より農災の受け付けを開始いたしました。申請期限を8月29日金曜日までとし、先ほどお答えした内容の申請を受け付けております。

今後は9月4日より申請者、町、測量業者の現地立会いを行いまして、順次、測量、設計協議、査定設計書の作成を実施し、10月中旬から12月下旬を想定しておりますが、国の災害査定を受けてまいります。その後、12月下旬から1月上旬の補助率増嵩申請の手続きを行ってまいるところでございます。

今回の災害につきましても、件数が非常に多いことから、簡易査定で進める計画とし、令和8年4月以降に再度本査定を受けることとなります。その後、事業の認定を受け、発注、入札に進んでいく流れとなっております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 建設課長、西賢君。

**○建設課長（西 賢君）** 町道、町河川の復旧についてお答えします。国の負担による公共災については、まず、国交省、財務省の立会いの下、災害査定を受け、実施設計後、工事発注となりますが、住民生活に多大な支障が生じている箇所、迂回路がない等、一定の要件を満たしている箇所につきましても、応急本工事にて現在8本程度予定をしており、現在測量設計を行っているところですので。そのうち3件は発注事務まで進んでおります。

応急本工事とは、応急仮工事ではなくて、災害復旧工事、ブロック積み等の工事を完了させてしまう工事になります。これにつきましては、工事中または工事完了後、災害査定を受けることになるため、国費を確約されていないリスクはございますが、住民生活における重要なインフラであるため、このような制度を活用しているところです。

また、公共災の下限である60万円以下の被災につきましては、8月26日付で専決補正した道路維持費で対応していく予定です。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 1番、東浩昭君。

**○1番（東 浩昭君）** なかなか復旧には時間がかかるようでございますけれども、その間、災害復旧を断念される箇所もあるかと思っておりますけれども、一部地域にまとまった被害がある中で、今日の新聞でしたか、あと10年後は農地管理するものがない。何か数字というか、パーセントが出ておりましたけれども、熊本県は3割が10年後を管理する、耕作されるものが確定してないというような地域計画の中で発表がされていた記事がございました。

そういう中で、この被害後に、どういうふうに地域でこの被災箇所、単純に原形復旧をしていた場合、今回の被災状況を見ますと、数年前に被災工事をした箇所についても、陥没、流亡、等々が見られます。特に山都町管内丘陵地でございますので、そういうところを……。災害の復旧事業についてはいろんなメニューがあろうかと思えます。

一つ、この災害復旧につきまして、農地災害関連の区画整理事業等々もあろうかと思えます。将来にわたって、担い手、また、若者が農業しやすい環境づくりを、この災害をもって、災害を転じて、何とかいい方向にですね。こういういろんな復旧事業のメニューを活用して、進めていくべきではないかと。

工事にも数年かかるということでございますので、地域の話合い、また、地区での合意形成等も必要になろうかと思えますけれども、そういう将来に関して、この山都町、農業していく若者にとって、やりやすい環境の整備を行っていくべきではないかというふうに、この災害を目にして改めて思ったところでございます。

町長も先ほど申しましたとおり、公約の中でこれをまた取り上げて、ひとつ5番目の公約に掲げておられます。雄大な自然を後世に残せるように、環境に配慮した整備や管理を行っていくというような公約も掲げておられますので、そういった将来に向けての農地災害関連区画整理事業、今日、すぐすぐには取りかかれませんが、災害も頻繁に起きておりますので、そういうのも、農地・水環境保全事業なり、中山間地事業等々、各地区ございます。そういう提案を山都町農業関連の提案として、10年後どうするかと、災害があった場合どうするかと、この補助と一緒にまちなおしじゃないですけど、区画整理等々できないかというような提案も今後必要ではないかというふうに思ったところでございます。町長、どうでしょうか。公約の実現、いつされますでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 町長、坂本靖也君。

**○町長（坂本靖也君）** お答えいたします。ただいまの議員のほうからお話がありましたのは、

農地災害関連事業の取組についてのお尋ねであるというふうに思っております。

一連の農地が被災し、その被災程度、被害程度が甚大であって、災害復旧事業の施行のみでは十分な効果が期待できない場合には、再度の災害を防止し、被災した農地及び、これらに必要な農業用施設の復旧と併せて、一体的に区画整理を実施する事業というものがございます。

これにつきましては、時間的な制約が非常に厳しく、計画地域全体の合意を取る中で、先ほど申し上げましたが、災害査定も被害箇所を特定するため、必ず受ける必要があるということがございますので、それと同時に、全体復旧計画を併せて提示していく流れということになりますので、非常に事業を実施するというのはかなりハードルが高いのかなというふうに考えております。

ただ、議員がおっしゃるように、先ほども申し上げましたが、山都町にとっての基幹産業であります農林業の振興というのは大事でございますし、効率のよい農業をするためには、農地の整備というのも大事だというふうに考えております。

また、今回の被災を受けて、農家の皆様方も、なかなか先ほど言いました支援だけでは農業をもう1回整備をしてから取り組もうかというような気持ちになりづらいところもあるかと思しますので、そういったことも含めまして、ぜひできる限りの農地が荒かさずに、また、整備が図れるような支援を、先ほど申し上げた事業を中心にいき、また、国、県にも要請をしながら、できる限りまた農業に取り組もうという農家がこれからも維持ができるような形で、私のほうも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 1番、東浩昭君。

**○1番（東 浩昭君）** ぜひとも、将来に向けて、若い者が夢を持って農業ができるよう、ぜひとも、5番目の町長の公約、ぜひとも、至急実現できるよう、お願いしたいというふうに思います。

それでは、続いて5番目、災害時の迂回路の整備状況についてということで御質問しております。山都町、広うございまして、災害頻発する中で、迂回路の整備というのは必要になってこようかと思えます。

そういう中で、通常の迂回路等々は、設定、確保等々の計画、どういうふうになっているか。御質問いたしたいと思えます。

**○議長（藤澤和生君）** 建設課長、西賢君。

**○建設課長（西 賢君）** 今回、迂回路の対応ということですが、交通止めにおきまして、下矢部地区におきまして、県道横野矢部線が甚大な被害を受けており、情報が入ったことから、迂回路として利用できる町道の藤木猿渡線、白小野藤木線、白小野勢井線を確認しましたところ、白小野勢井線が通行可能であったことから、2日間、迂回路として利用していただきました。幹線であります藤木猿渡線については、同じ箇所でも2度の崩土が発生しましたが、建設業者に迅速な対応をいただいたところです。

また、白糸地区におきまして、津留地区の県道清和砥用線の緑川沿いで、路面流出のため、現在、大型土のうにて応急仮設工事が行われています。応急工事が完了するまで、町道内大臣吊り

橋線、鶴ヶ淵線を利用し、迂回する状況がしばらく続くこととなります。

このように、急峻な地形が多い山都町では、どこの箇所が崩壊するか予測をしていることは大変な困難な状況にあり、迂回路としての設定はございません。今回の場合、県道、町道等通行止め箇所を特定し、それに接続している道路の安全を確保し、迂回路として利用している状況です。町道の改良率は42.5%であることから、まだまだ道路改良工事を進めていく必要がある町であることは認識しております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 農林振興課長、松本文孝君。

**○農林振興課長（松本文孝君）** お答えします。町が管理する農道につきましては、現在のところ通行止めとなっている農道はございません。町が管理する林道につきましては、今回の豪雨により崩土や路肩決壊など、主に矢部地区でございますけれども、多数の災害が発生しており、箇所数にしまして102か所となっております。19か所について災害査定申請の予定としております。残りの83か所は、崩土除去として機械借り上げ等で対応していく予定としておりますが、路肩決壊や道路自体が崩落しており、現場に到達できない箇所も多数ございますので、復旧には相当の時間を要するものと思われまます。今回の災害におきまして、国、県道や町道の迂回路として林道を使用した例はございません。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 1番、東浩昭君。

**○1番（東 浩昭君）** 迂回路、非常に生活を守るためにも、必要な道路。山都町、広大な面積を有しており、非常に迂回路の通常の設定というのは非常に難しいというところで御説明賜りましたけれども、まだまだ道路改良の余地は必要だというような課長の御答弁でございました。

広域林道も山都町整備されておりますので、この広域林道の活用方法等々もいかなものかなというふうに、どうなっているのかなという思いで質問しましたけれども、102か所の被害だったというところで、非常に広域林道等、林道の活用、非常に難しいものがあるなど。

また、通常の現在木材搬出等々についても、なかなか活用がされていないという状況の中で、今後、この林道、広域林道なりの活用も非常にまた、一つの課題があるのかなというふうに感じたところでもございます。

町道等々、この災害に関しましては、災害について町道の後の復旧につきまして、できますならば、カーブカットといいますか、そういう原形復旧、原形復旧というふうなところもございましょうけれども、今後、時代に即した復旧の在り方が必要ではないかというところで、特にカーブ、カーブ、カーブと続いているところは、その辺の考慮も必要ではないかと。住民の生活に直結した町道でございますので、その辺の復旧の在り方についても、町長また、県、国への要望等もお願いしたいなというふうに思います。

7番目の公約で、また、町長も公共のインフラ整備というふうに掲げておられますので、その辺についても、一つでも公約の実現に向けて、この被災復旧について、ぜひともこの公約を生かしながら進めていただきたいなという思いで、質問をしたところでございます。

それでは、続いて、災害時の水道関係の整備支援については、先ほど説明がありましたので、割愛させていただきたいと思いますが、最後7番目の災害時の道路崩壊、崩落等の連絡方法についてでございますけれども、この連絡方法、ちょうどこの災害、休日と重なりまして、電話をしたけど、なかなか口頭では伝わりにくかったというような話も聞いたところでございますけれども、先ほど10番議員がデジタル等の導入っていいですか、LINEとかいう導入とかも考えておられるような質問がございましたけれども、そういう連絡網、非常事態の連絡網のときに、その災害崩落した箇所を写真に撮って、防災係なりに送信するというようなシステムが何かあるやに聞いておりますけれども、その辺の説明をまたお願いしたいと思っておりますけれども。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、工藤博人君。

**○総務課長（工藤博人君）** お答えします。スマートフォンやタブレットで利用できる町の防災アプリとして、ライブビジョンというものを位置づけております。このアプリには、被災状況写真や、その位置情報などを投稿できる機能がありますけれども、現状、町の職員及び消防団の部長以上の幹部しか投稿できないという設定になっておりましたことから、今般の消防団による初動の被災状況確認に際しましては、情報提供者を他の消防団員までに広げるために、Log o フォームというシステムを消防団員のネットワークを通じて周知して、情報収集を図ったところ です。

しかし、各地区の区長さん方などからの情報提供体制を現状、構築できておりませんで、課題が残る事案となってしまいました。

今回のこの課題を解決するに当たり、改めまして、このような状況下での活用を期待するライブビジョンをうまく運用できなかったのは、この大きな課題と思っております。今回の対応を教訓としまして、速やかにライブビジョンの効果的な運用を図り、地域の代表者等の情報を含め、広く受けることができるような改善策を考えてまいります。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 1番、東浩昭君。

**○1番（東 浩昭君）** ぜひとも区長等々には、そういうシステムの説明。意外と簡単にできるような形でおっしゃっていただきましたので、ぜひとも早めの導入をお願いしたいというふうに思います。

それと最後に、また、山都町のホームページの件になりますけれども、そういう災害時の迂回路等、通行止め等々の箇所、そういうのがホームページに登載できないかというような、閲覧が可能かというようなことも併せまして、お尋ね申し上げたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、工藤博人君。

**○総務課長（工藤博人君）** 議員がおっしゃるように、広く町民の多くの方が見られる環境を整えるというのは非常に大事だと思っております。

ただ、今回の豪雨に伴う道路の迂回や通行止めに関する情報は、町ホームページに登録できておりません。被害情報の周知に課題を残す形となっております。

今回この件を踏まえまして、今後広く本町の関係者が確認、閲覧できるような環境や登録体制

を検討していきたいと思っております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 1番、東浩昭君。

**○1番（東 浩昭君）** それで、それぞれ六つの質問をやってまいりましたけれども、町長、最後に、先ほどから公約の実現に向けてということで、最後に、町長の改めての思いを一言お願いしたいというふうに思います。

**○議長（藤澤和生君）** 町長、坂本靖也君。

**○町長（坂本靖也君）** お答えいたします。今回、8月10日から11日にかけて発生いたしました豪雨によりまして、山都町西部を中心に多大な被害が発生しております。電話はまだ開通ができてないということで、本当に住民の皆様方にはまだまだ御不便をおかけしている中だというふうに思っております。

今後、それぞれの地域でまだまだ災害等が発生することも多く、この町にはあるというふうに思っておりますので、いち早い復旧に努めてまいりたいと思ひますし、この災害によって住民の皆様方のお気持ちが沈んでしまわないようなまちづくりを、議員の皆様方の御意見もいただきながら、引き続き進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** 1番、東浩昭君。

**○1番（東 浩昭君）** それでは、町長、ぜひとも実現されますよう、お願い、要望を申し上げ、これで私の一般質問を終わらせていただきます。

**○議長（藤澤和生君）** これをもって、1番、東浩昭君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

---

休憩 午後3時26分

再開 午後3時37分

---

**○議長（藤澤和生君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** こんにちは。4番、西田由未子です。大変聞き苦しい声で申し訳ございませんけれども、最後の質問者となります。よろしくお願ひいたします。

まず、8月豪雨の際に被害に遭われた皆様方に心からお見舞いを申し上げます。農地、山、生活道路の土砂崩れ、それから床上、床下浸水と、多大な被害の状況はこれまでの質問に対する御答弁の中で明らかになりました。いち早く危険を顧みずに、道路の復旧等に当たられた建設業界の皆さん、執行部はじめ、職員の皆さんには、災害発生時からこれまでの本当に大変な御尽力に心から感謝申し上げます。

さて、防衛費が8兆円を超えるという報道がありました。来年度の予算でまだはっきり決まっ

ておりませんが、安心して暮らしていけない人たちがたくさんいるのに、教育や福祉、農業、防災に対しての予算が十分ではないと私は思っておりますが、そのような状況で、どうして防衛費ばかりが、財源も明らかにされずに増え続けるのでしょうか。健軍駐屯地の司令部の地下化、100キロメートル先まで届く長射程ミサイル配備計画等、市民への説明も納得もないうまま進められています。二度と戦争はしないと誓った憲法を守り、子どもたちに平和で希望ある未来をつなげていく責任を強く感じています。

それでは、質問台から通告に従って質問していきます。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** まず最初に、大矢野原演習場における日米共同訓練についてお尋ねをします。1998年から始まった日米共同訓練は、その当時、矢部町議会で恒常化反対の決議をされ、それから、山都町議会においても、オスプレイ飛行訓練反対の決議もされています。

それにもかかわらず、今回の日米共同訓練は11回目となっています。昨年7月に行われてから、まだ1年余りしかたっていない。今回の演習は9月11日、あしたからです。25日まで、北海道、東京都、大分、佐賀、熊本、鹿児島、沖縄と日本全土に渡り、日米合わせて昨年の倍の人数となる約1万9,000人が参加し、過去最大規模となっています。大矢野原においても、自衛隊約1,500名、米海兵隊約150名が参加予定。前回の総勢の倍以上となっています。

また、佐賀駐屯地に配備されてしまった陸上自衛隊のオスプレイが、8月26日には大矢野原で訓練飛行を行っており、住民の皆さんの不安が増しています。

そこで4点質問します。

初めに、8月12日に行われた住民説明会の際、様々な住民の方の不安の声を聞かれたと思います。その中で、昨年7月の訓練期間中において、民家の近くで銃を持って出歩く米兵がいたとして、綱紀粛正を求める声があったという報道がありました。この件について、町はどのように把握し、どのような対応をされたのか、説明をお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、工藤博人君。

**○総務課長（工藤博人君）** お答えします。大矢野原演習場の廠舎地区周辺ですが、演習場と民間居住地が混在している全国でも珍しい演習場です。また、廠舎地区と住宅地の境界がないことから、土地勘のない米兵が弾の入っていない銃を持ったまま、民家近くに迷い込んでしまったもののようです。

自衛隊の説明によりますと、通常、自衛官の警戒員が配置されるものの、当時、警戒の交代等に伴う不在のタイミングで事案が発生したようだとのことでした。この前の説明会でもそのようなお話が出まして、今後このようなことがないように、米側への申入れを徹底するとともに、警戒の間隙を作られないように、部隊の警備に万全を期す旨の回答をされたところです。また、併せて、立入禁止の表示を英語で表記するなどの処置も行う等するとのことでした。

町としても、地域の安全、安心のため、現地における警備状況を確認するとともに、不備があった場合は自衛隊側に意見を申し出ることとしております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） たとえ弾が入っていなかったとしても、やはり住民の皆さんにとっては非常に恐ろしい思いをされたのではないかと思います。立入禁止の表示に加えても、ちゃんとフェンスとかできないんですかね。このようなことが起きないための万全の策をお願いしたいと思います。

次に、訓練期間中は小中学校の授業日も入ります。これまで児童、生徒の安全のために、希望者に対してタクシー送迎をされていたと思いますが、今回の訓練でも同様の対応がなされるのでしょうか。お願いします。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、鈴木保幸君。

○学校教育課長（鈴木保幸君） これまで大矢野原演習場近辺に居住の中島小学校及び矢部中学校に通う児童、生徒に対しまして、日米共同訓練期間中の送迎支援として、徒歩通学及び自宅からバス停までの距離が2キロメートル以上の児童、生徒を対象に、通学支援としてタクシー送迎を行ってまいりました。

今年度は徒歩通学児童、生徒及びバス停まで2キロ以上の対象者がいないため、通学支援は現在のところ計画しておりません。なお、通学及び下校等の時間に合わせまして、演習場近辺のバス停を山都警察署のほうで警戒に当たっていただく予定としております。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 徒歩での通学、それから、スクールバスまでの2キロ以上の距離があるということに限ってということでしたけれども、やはり不安があることに対しては、キロ数に関係ないと思うんですね。御希望があったら、2キロ、スクールバスのバス停までですね。不安があるから御希望されるわけで、私はきちんと聞き取りをして、タクシー送迎を2キロ以下であっても適用していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、鈴木保幸君。

○学校教育課長（鈴木保幸君） 今回、周辺バス停の児童、生徒の自宅からの距離というのを確認しましたところ、全て300メートル以内という距離にいらっしゃいましたので、それにつきましては必要ないという判断を行いました。

なお、全児童、生徒の保護者向けには、先ほど申しました徒歩と2キロ以上という場合は個別送迎を行う予定ですというところの周知と、そういった該当する場合は御連絡をお願いしますという通知のほうは差し上げているところでございます。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） きちんと保護者さんに通知をされて、バス停まで300メートルだからということなのであれば、300メートルをタクシーで送迎するのは必要ないかもしれませんが、やはり始まってしまってから、いろんなことが出てくるかもしれませんので、臨機応変に対応していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

次に、今回の訓練では非常に危険なオスプレイの夜間の低空飛行訓練も予定されているように聞いています。何のために行われるどんな訓練なのかということの御説明をお願いします。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。日米共同訓練の目的や概要につきましては、さきの住民説明会において自衛隊から説明がなされており、その概要等は資料にて町ホームページにも掲載しておりますので、御覧いただければと思います。

何のために行われるかという御質問なんですけれども、町は訓練の内容等に関してお答えできる立場にございませんので、答弁を控えさせていただきます。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 新聞報道等によりますと、防衛省からの申請に基づいて、国交省が航空法が定める最低安全高度というのがあって、人口密集地では300メートル以下を飛んじゃいけません。300メートル以下は飛んじゃいけません。その他の地域、人口密集地でないところでは150メートル以下は飛んじゃいけませんよという最低安全高度というのが決められているようですが、防衛省からそれ以下でも訓練をさせてくれということで、国交省に申請されて、国交省が今言った人口密集地で300メートル、その他の地域で150メートル以下でも、オスプレイの低空飛行をしてくれよというふうに許可をしたそうです。その区域が全国に8か所あるそうですが、その中に大矢野原演習場が入っています。つまり、大矢野原演習場は人口密集地ではないので、高度150メートル以下の飛行訓練もできる。そして、夜間にもできるというふうになっているそうです。

説明会の資料を私も見ましたが、オスプレイの訓練イメージとしては、共同衛生訓練とありますので、負傷者の移送訓練かなというふうに思うんですけれども、そして夜間訓練の予定があるとも書いてありますけれども、何時から何時までするのかとか、低空では行わないのかとか、そういうことがはっきり書いてありません。

きちんと正しい訓練内容を詳しくとは申しませんが、内容によっては、夜間に低空飛行の訓練を150メートル以下の高度ですということに対しては、非常に心配があります。それがいつあるかも分かりません。今日かもしれない。あしたかもしれない。何時から何時まで行われるかも分からない。そういうのではやっぱり町民の安全にきちんと対処することはできないと思うんですよね。

佐賀のほうでは、これは今日の新聞かな。夜間訓練を行うときには、1週間前に住民の皆さんに周知をしますというふうにされているみたいです。本来はこういう危険な訓練も、日米共同軍事訓練もないのが一番安全なんです。だけれども、するということであるのなら、最低そういう情報をきちんと知らせていただく必要があると思うんですね。

町としても、そういう正しい情報を自ら取りにいったほうがいいと思いますし、県のほうでも、ホームページ上に、以前の訓練のときには何時何分に到着しますとか、何時何分に帰りましたとかいうのもきちんと出してあって、8時までしかしないという約束だったのを8時3分か4分に出ていったのを確認して、嚴重に町から抗議をしていただいたことがあります。

そういうふうに、やっぱり正しい情報をつかんで、それをもって運営していただきたいと思うんです。

でも、4番のところに行きますけど、説明会するときにも、大砲の音が大きいし、住民生活に配慮してほしいとか、民家の上空の飛行を避けてほしいという住民の皆さんの声を、これはもうこれまでの訓練の際にずっと訴えられてきたにもかかわらず、守られていない事項です。

このことに対して、先ほどの夜間の低空飛行訓練とこの住民の方の思いを、町としてどんなふうに対応して応えられるのかということの説明をお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、工藤博人君。

**○総務課長（工藤博人君）** お答えいたします。これまでも演習の音が大きいとか、航空機の音がうるさいとか、そういう御指摘があつているものは承知しております。実際、音が大きい演習が予定される場合には、事前に防災行政無線を通じて周知しております。これは日米共同訓練であっても、同様に周知をしております。

また、訓練の際、民間の上を航空機が飛行することについても、米軍に対し、防衛局や自衛隊を通じて、飛行経路の変更を含めた要請を行っております。住民説明会においても、地域の方から指摘をいただいており、防衛局や自衛隊も十分配慮する旨、説明をされております。

夜間訓練に関しては、説明会において演習場使用規則等に基づき実施するという説明があつております。ですので、町のほうは、規則違反の事態が発生した場合には、演習場内に連絡事務所が設置されておりますので、そちらに通報しますし、日頃からそちらと連絡を取り合いながら、どのような形で演習をされるかということの情報収集を図っております。

なお、規則違反やこちらの要請に対応されていないことが見受けられた場合などは、先ほど申しました連絡事務所のほうに通報するなどして対応してまいりますし、訓練期間中は課の職員が、そのような演習があるときには実際現地に行つて状況も確認することとしておりますので、そのような対応を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 使用規則を調べても分からなかったんですね。使用規則ってどんな内容のものですか。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、工藤博人君。

**○総務課長（工藤博人君）** お答えします。今ちょっと持ち合わせておりませんので、詳細はちょっと覚えていませんけれども、確か訓練は夜8時までだよとか、たしかそういう規則だったかとは思っております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 使用規則の中身が分からなかったら、違反の中身も分かりませんので、ぜひきちんと把握されて、お知らせをいただきたいと思います。

9月5日の新聞に、陸上自衛隊のオスプレイが昨年10月に、日米共同訓練中に、与那国駐屯地、沖縄県ですね。機体損傷事故を起こしていることなどもあつて、与那国町長のほうからオスプレイなどの大がかりな訓練はやめてほしいと訴えられました。そのことに対して、訓練規模縮

小という、オスプレイの訓練を行わないという訓練規模縮小が町に伝えられたとあります。山都町も同じだと思うんです。これまでも、今までもずっと、再三再四、民家上空、特に病院もある、いろんなお年寄りの施設もある、保育園もある、そのようなところの上空で飛行しないでという要望はもうずっと守られてきていません。訓練時間終了も、先ほど言ったように守られないこともあり、今8時までとおっしゃいましたので、8時までというのは守っていただきたいし、そういうことについて、きちんと町から要望していただきたい。

今回、特にこの訓練がないということが一番なんですけども、夜間の低空飛行訓練をするということがもう多分されると思うんですね。予定として。でも、私たちはしてほしくないという町民の思いがあるわけです。そういう夜間の低空飛行訓練という危険な訓練が行われることに対しては、絶対にやめてほしいということを、これは本当に高度150メートル以下って、手が届きそうな距離ですよ。それを夜間にするということの危険性ということも思ったときに、やめてほしいということを町として防衛省に対して、今からでもいいです、間に合うと思います。強く要望していただきたいんですけど、町長どうですか。

**○議長（藤澤和生君）** 町長、坂本靖也君。

**○町長（坂本靖也君）** お答えいたします。今回、日米共同訓練が実施されるに当たりまして、先般から申し上げましたように、住民説明会を行っていただき、そのときにも、私のほうからも、やっぱり住民の皆様方の不安を払拭し、安全な演習の実施ということで申入れをしたところでございます。

また、8月28日に九州防衛局のほうにも私お伺いしまして、九州防衛局長のほうにも今回の日米共同訓練につきましては、住民に対して不安がないような安全な演習の実施ということをお願いをしております。

演習内容のことにつきましては、先ほどからありましたように、非常に皆様方が規定からはみ出した部分について御意見をいただいたことについては、その都度、防衛局のほうにも伝えながら、皆様方にそういった被害が起こらないような演習を行っていただくということで、引き続きお願いをしていきたいというふうに思っております。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** この間の説明会の資料を見させていただいたときに、私は夜間低空飛行訓練するんじゃないかと言いましたけど、夜間の低空飛行訓練をすると書いてないんですよ。書いてありません。だから、言わなくていいということじゃないと思うんですよ。先ほど言いましたように、できるような状況にあるので、不安を払拭するためにも、そういう訓練はしないでくださいねと言うことはできませんかね。

先ほど言った与那国のほうは、オスプレイなどの大がかりな訓練をやめてほしいというふうに言われて、実際縮小されているんですよ。だから、可能性としてないわけじゃないと思います。重ねてになりますので御答弁はいいですけども、やはり具体的なことで言っていたかかないと伝わらないと思うんですよ。安心、安全にしてくださいだけじゃ駄目だと思うんです。具体的なことできちんと要望を重ねていってください。もう低空飛行訓練しているよということになっ

て要望しても、もちろんそこでやめてくれって言ってほしいですけども、何かあったからでは遅いという思いで、強くお願いをしておきます。

続きまして、持続可能な農業についてお尋ねをします。1番の質問についてはもう再三再四、質問に答弁をいただいておりますので、ここは割愛させていただきます。

2番のことについても、先ほどの1番議員からも、上乘せの支援ができないだろうかという御質問があって、御答弁いただいておりますが、私も同じ思いでおりますので、ここのところはちょっと質問させてください。

被害金額が40万円以下ということになれば、今から申請が上がっているのに、現地立会い測量を経て農業災害となるのかどうなのかというのが分かってくるという御説明だったと思いますし、もしも被害金額が40万以下であったらば、農業災害とならずに、自力復旧でいかがですかというふうに言われるとおっしゃいました。

しかし、1番議員も先ほどおっしゃったように、以前自力復旧したところが今回また被害に遭っている。もう自力復旧する力がないと。もうこのままやめてしまおうかというような声を聞きます。

自力復旧については先ほども御説明があったように、20万円の町補助があり、今回もその補助があるということで大変ありがたいと思っています。その自力復旧を選ばれる農家さんは、その御判断でいいと思うんですけども、先ほど言いました40万円以下ではあるけれども、自力復旧もできませんというところに対して、私は町独自で農業災害扱いにさせていただいて、支援をしていただけないだろうかと思うんです。

テレビの報道で、「田んぼ×未来あきらめないコメ農家たち」というのを見ました。その中で、中山間地で作られるお米は全体の4割ある。大規模の農家さんでは6割、私はその数を知らなかったの、小さな規模の農家さんたちがやっぱり日本の食料を支えていただいているんだなというのを改めて思いました。

ここで、その小さな農家さんたちに支援をしていただくことで、よし、もう一度農業頑張ってみようと思ってもらって、先ほど、町長も御答弁いただきましたけど、今、農業を続けていただくことが、将来的に農地を守って、町を守ることにつながる今大事な瀬戸際じゃないかなというふう思うところからの提案です。

町独自で40万円以下であっても、農災扱いとして支援をしていただくことについてのお考えをお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 農林振興課長、松本文孝君。

**○農林振興課長（松本文孝君）** それでは、お答えしたいと思います。繰り返しになりますけれども、農地等の被害状況につきましてはこれまでにお伝えをしてきたとおりでございます。全ての被害が災害復旧事業で対応できるものではございません。規定では40万円以上の事業費なるものが対象となっております、それ以下のものについては事業の対象とはなりません。

そこで、町でも山都町農地等災害自力復旧支援事業を今年度より常に対応できるようにしたところで、今回の災害にも適用してまいります。農家さん自身で復旧された経費の2分の1、上限

20万円の助成を行い、早期の営農再開につなげていきたいと考えているところです。

議員お尋ねの件につきましては、40万円未満の事業であっても、災害復旧事業と同様の対応を町の単独事業でできないかとのことかと思えます。農地を守り、農業の継続性を図る観点から有効性はあると考えますけれども、財政的な面であったり、人的な面であったりと、多くの課題があると考えております。

まずは、今年度より自力復旧支援事業を恒久化いたしましたので、その状況を確認しながら、今後の対応については考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 予算の面とか人的な対応の面で厳しいというのは分かりますけれども、本当に分岐点にいるこの段階で、再考をよろしくお願ひしたいと思えます。

今申し上げたように、災害後の復旧がうまくいかない。後継者が不足している。イノシシや鹿の被害等のため、農業をやめる選択をせざるを得ない農家さんが増えてしまうことは、地下水を守り、農地を守り、生活の糧と食料を得ていくためにも、言うまでもなくみんな分かっていますね。できるだけ避けなければならないことです。

そのためにも、もう一つの提案として、新規就農や親元就農が増えることが大切だと、これまでも言われてきました。そして、様々な助成も町独自のものもあり、国、県の助成があると聞いております。その助成内容と、もっと充実されるお考えについてないか御説明をお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 農林振興課長、松本文孝君。

**○農林振興課長（松本文孝君）** それでは、お答えをしたいと思います。まずは、親元就農に対する、現在、町が行っている事業につきまして、御説明をいたします。

一つに、農業経営継承・発展等支援事業補助金がございます。これは先代事業者から後継者への経営継承を支援するものでございます。これは国と町の事業となっております、事業費の2分の1、100万円を上限に、国と町で2分の1ずつ支援する事業となっております。

二つ目に、山都町農業後継者就農交付金です。農業後継者が親元で就農した場合、または、新規参入者が新たに農業経営を開始する場合に、50万円を一括交付する事業です。これは町の単独の事業となります。夫婦兄弟での就農の場合は70万円の交付となっております。

次に、新規就農に対する事業ですが、国の事業において、新規就農者育成総合対策として、就農前の研修を支援する就農準備資金事業がございます。ひと月につき12万5,000円、最長2年間で交付されます。

また、就農直後の新規就農者の経営確立を支援する事業として、経営開始資金事業がございます。これもひと月に12万5,000円、最長で3年間交付をされます。

次に、就農後の経営発展のため、必要な機械、施設の導入を支援する事業で、経営発展支援事業がございます。国と県合わせて4分の3が補助され、補助上限は750万円となっております。

このほか町としましては、新規就農者などの担い手確保のため、山都地域担い手育成総合支援協議会を支援し、1年から2年の農業研修を実施し、農業後継者の育成を図っております。今年

度は2名の方が研修を受けていらっしゃいます。

今後も、次世代の農業者の確保、育成に向けて、引き続き様々な施策を考えていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** お聞きすると、もちろん親元就農されているところには、継承なので、機械もあるということだからだと思いますけども、新規就農の方には機械導入に750万ある。親元就農の方からお話を聞くと、幾ら親元就農だからといって、機械があるといっても、買換えたりしないといけないと。何らかのちょっとでも、親元就農にももっと支援がないかなというお声を聞きます。

それと、新規就農の方については、やはり住居と農地をセットにした支援というのは前から言われていますけども、それについてもぜひお考えをいただきたいと思います。

今日の新聞報道に、農地バンクの支援について、今年度比4倍の要求がなされているというふうに書いてありますので、そういうのをいち早く利用しながら、よろしくお願ひしたいと思ひます。

すいません、次の質問に行きます。毎年のように災害が起きて、その被害を受けたために収穫量が減り、収入が減ることに対する保険として収入保険があります。その収入保険について、ちょっとすいません。もう時間がありませんので、これまで5年間の青色申告が必要だったものが、前年度分だけで良いというふうになっていると思います。もう一つのハードル、やっぱり保険料が高いということがあるというふうに聞いています。

それで、少しでも町独自の補助をすることはできないだろうかというお尋ねです。他の自治体でも、新規加入の年のみ保険料を半分補助するとか、3年間補助するとか、いろいろやり方があって、補助する自治体が増えてきています。

せめて山都町としても、新規加入から一定期間、3年なり5年なり、永遠にとは言いません。一定期間の補助があれば、この収入保険の加入が増えるんじゃないかなというふうに思うんですが、その補助についてのお考えはいかがでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 農林振興課長、松本文孝君。

**○農林振興課長（松本文孝君）** それでは、収入保険についてお答えをしたいと思います。収入保険とは全ての農産物を対象に、自然災害や価格低下だけではなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く保障する制度でございます。

具体的には、自然災害や鳥獣被害などで収量が下がった場合や災害で作付け不能になった場合、病気やけがで収穫できなかった場合、また、取引先が倒産した場合や、盗難や運搬中の事故に遭った場合などに収入が補填される制度でございます。

加入できる方は青色申告をされる方に限られておまして、保険期間の収入が基準収入の9割を下回った場合、下回った額の9割を上限として補填されます。保険料につきましては50%の国補助が実施されており、熊本県においても、新規加入者や条件を満たした既加入者の付加保険料

に3分の1の補助が行われているところです。県内自治体の保険料への助成については確認できておりませんが、上益城郡内の自治体では本町も含めまして、助成は実施されておられません。

山都町における加入状況ですが、令和7年の保険機関の加入農家数が117件となっております。令和6年分の青色申告の農家数が391件ですので、およそ30%の加入率となっております。

ちなみに山都町の全農家に対する青色申告農家の割合はおよそ19%となっております。現段階では、保険料、いわゆる掛金への助成は考えておりませんが、他の自治体の状況等も踏まえながら考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 私の調べたところによりますと、八代市が始めたみたいですが。いろいろ検討をお願いしたいと思います。

次に、防災重点農業用ため池に対する今後の取組についてお尋ねをします。山都町には現在23の農業用ため池があって、そのうち大雨や地震等によって決壊をし、浸水すると予想される区域内に家や公共施設がある場合に、防災重点農業用ため池とされています。7か所指定されていて、山田、日南田、郷野原、井無田、馬見原の上の川、赤迫、藤木というところです。

6月議会の一般会計補正予算において計上されたこのため池の防災工事に関する構想設計の業務委託料327万3,000円の委託先やその業務委託の進捗状況、まだ3か月しかたっていないので、そう進んではいないと思いますけれども、分かるところでお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 農林振興課長、松本文孝君。

**○農林振興課長（松本文孝君）** お答えいたします。山都町には29の農業用ため池がございますが、その中でも決壊により周辺区域に人的被害が及ぶことが懸念されるため池としまして、県が指定する防災重点ため池が町内7か所ございます。

今回、第2回定例会において補正予算として可決いただいた構想設計を進めておりますけれども、熊本県が令和6年度までに、農業用ため池の劣化状況評価、地震豪雨体制評価等に係る調査が実施されております。

これを受けまして、今後、町において地形図の作成、現地調査の実施、改修方法等の検討、概略設計等を行い、県の評価と併せて構想設計を行い、改修の優先度を決めていくものとなります。現在7か所の現地調査を熊本県土地改良事業団体連合会が実施し、改修方法等の検討を行っているところでございます。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 今、御説明いただいた防災重点農業用ため池が大雨とか地震によって決壊したときに、下流域に水が到達するのは30分後というふうにハザードマップで示されています。

そのような事態にならないために、今言われたような改修を行っていくということは大変大事

なことであって、それを進めていこうとされていることは大変評価できることですが、まだまだこれには時間がかかりますね。

大雨のたんびにため池の心配をして、水位の確認をするにももう危険で近づけない。そのような地元のお話を聞きます。これは七つのため池全部に関して言えることですので、町全体として、大雨のとき現地に行かなくても、ため池の水位確認ができる監視カメラを付けたり、水位計を付けたりということを町として、七つのため池全体に取り組んでいただきたいと思います。

そういうシステムがあれば、危険な水位がスマートフォンで分かり、下流域に事前に、もうこれこれだけになったから危ないよ。一応、事前の避難をしてくださいというような呼びかけもできるわけですね。改修を待つばかりでなく、町として監視カメラや水位計を全部のため池に整えるということがまず必要だと思いますが、町のお考えをお聞きします。

**○議長（藤澤和生君）** 農林振興課長、松本文孝君。

**○農林振興課長（松本文孝君）** ため池の安全管理につきましては、ため池管理者、所有者の責任となります。大雨時や地震時においては緊急点検を行い、町への報告を行っていただくように、管理者へはお願いをしているところでございます。豪雨時のため池水位の調整等につきましても、管理者や所有者の責任の下、適切に行っていただきたいと考えているところです。

お尋ねの遠隔監視システムの導入事例等も全国で増えてきており、その助成制度等もありますので、導入推進につきまして、ため池管理者への働きかけを行ってまいりたいと思っております。

現在のところ、町が直接設置するとの考えは持っておりませんが、今後の課題として認識をしているところでございます。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 今申しましたように、管理者、所有者の方は、大雨になったときにもそこに行くのは危険なわけですよ。だから、管理者や所有者の責任とおっしゃらずに、それから、申請をしていただくことが大事と以前尋ねたときに言われましたけれども、申請を待つのではなくて、そういう事態があるわけですから、町でぜひ検討していただくということですので、設置の方向で検討していただきたいと思います。

農村地域防災減災事業というので、補助率2分の1で国から補助がされますし、いろいろ調べられていると思いますけれども、監視カメラと水位計をつけることが1か所120万から140万ぐらいできていました、事例を見るとですね。その2分の1で1か所いいわけですから、60万だったとして、7か所で420万あれば、遠隔システムできるわけですよ。ぜひ前向きに、早く設置ができるようお願いしたいと思います。

次の質問……、いいですか、はい。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、工藤博人君。

**○総務課長（工藤博人君）** 申し訳ございません。発言を遮りまして、申し訳ございません。先ほど、1番目の質問の中で、大矢野原演習場の使用規則の件で、ちょっと解釈に誤解を与えかねない発言をしてしまいましたので、ちょっと補足をさせていただければと思います。よろしい

でしょうか。

8時と申しましたが、8時は夜間飛行訓練が8時までということです。訓練自体は、夜間射撃の場合は10月までは21時半まで、11月から3月の間では9時までという形で、時間の設定となっております。すいません。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** それでは、次に行きます。小学校の複式解消についてお尋ねをします。3年前の令和4年9月議会でも同じ質問をしております。目の前の課題として、来年度から複式になる、または、完全複式となる学校があります。

町のほうでは、複式学級や支援を要する児童、生徒に関わる教諭補助の先生を配置していただいて、対応してもらっていることには大変ありがたいと評価できるところであると思っておりますが、残念ながら、教諭補助の先生は授業をしていただくことができません。

現在の法律では、1・2年生の教合わせて8人以下になったときに複式学級になります。それと、3年生以上の学年では二学年が合計16人以下のときに複式となります。二学年の担任を一人で担当するわけですね。

私も教諭時代に複式学級を経験したことがあります。よかったと思うところもたくさんあります。小規模校ならではの地域や保護者さんとのつながり、地域や保護者さんが先生となっていて、いろんな体験をさせていただいたことが多々あります。違う学年同士で教え合うことで理解が深まったりとか、子どもたちのつながりも強くなるということいろいろありますが、改善が必要なこともあります。

例えば3・4年生の算数の授業、私が3年生の担任だと思ってください。3年生の算数の授業しているときには、4年生はちょっと教室の後ろ半分ぐらいで、自習になるわけですね。教諭補助の先生がその自習となる子どもたちを見守ってくださって、つまずいたりしているところには助言をしてくださったりという対応をいただいておりますが、やっぱり授業はしていただけないんですよね。せっかくいてくださる教諭補助の先生が、そのときに授業をしていただいたらどんなにいいかと、現場の先生たちの切実な声をたくさん聞きます。

そのためには、きちんと県職員並みのお給料を払っていただいて、教諭補助の先生が授業ができる仕組みにしていただくということが必要です。

前回は申し上げましたが、三重県の亀山市というところでは、亀山市立小学校複式学級解消教員取扱い規程というのを平成30年に作って、複式学級の解消を実現しています。複式学級の改善解消とまではいなくても、さっき言った、片方ずつしか勉強を教えられないときに、教諭補助の先生が授業ができるという仕組みづくりをぜひしていただきたいんですが、このことについてのお考えをお聞きます。

**○議長（藤澤和生君）** 学校教育課長、鈴木保幸君。

**○学校教育課長（鈴木保幸君）** 本年度におきまして、複式学級を有するのは、中島小学校と蘇陽小学校の2校、複式学級は各校、2学級ずつの4学級となっております。

現時点の見込みで、来年度は中島小学校が2学級、蘇陽小学校は全学年で複式学級になる見込

みとなりまして、複式学級は合計で5学級となる見込みとなっております。

本町では、他自治体に先駆けて、子どもたちの学びの向上や教職員の負担軽減を図るため、複式学級に教諭補助を配置しております。

いただきました提案につきましては、教育委員会においても他自治体の取組事例として認識しておりますが、大きな課題として人員確保の困難さがあると思われまます。本町の給与補助におきましては、計画では小中学校に16名配置としておりましたが、現状15名の確保となっております。募集等を行っておりますが、現時点では1名不足しているというような状況にあります。

教職員配置として、現在、県内のどこの学校も定員数の配置は3年前以上に厳しい状況にあります。新聞報道等にもありますように、県の費用で賄われる臨採の講師をもってしても、教職員が不足しているというような状態であることを考えると、別途学級や教科を担当していただける方を確保するのは相当に困難かと思われまます。

また、現在、町の会計年度任用職員として教諭補助を担っていただいている方々には、本町の教育環境の向上に賛同いただき、それぞれのライフプランを考慮して協力いただいているのが現状となります。

県の費用で賄われる臨時採用の講師が不足していることなどを折に触れ、打診するとしておりますが、講師としての採用の希望はありません。教育委員会としましても、人員確保のため、定年退職や再任用を終えられた方などに積極的な声かけを行っておるところでございます。

以上であります。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 前回のお答えと一緒に思ったように思います。私は別途、雇用してほしいって言っているんじゃないんですよ。別途で雇用していただければもちろんいいですけども、今現在、携わっておられる教諭補助の先生が授業していいですよって、もし言われたらですよ。授業ができるように、待遇改善をしていただきたいということなんです。その点についてはいかがでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 学校教育課長、鈴木保幸君。

**○学校教育課長（鈴木保幸君）** 確かに町で担任の先生を雇用すると想定した場合は、まず、会計年度任用職員として任用することになります。予算に関しましては、給与として県職員の講師としての能力を踏まえた額を調整する必要がありますので、費用がかなり高額になるというところ。

また、現時点では、ちょっと規定になりますが、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に、小学校講師の職種は現在ございません。条例整備が必要となることと、また、さきの費用につきましては、国、県等の財政措置はございませんので、町単独の負担となるところはちょっと考慮が必要かと思っております。

以上であります。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 現在勤めておられる教諭補助の先生、また、来年度の採用予定の先

生に意欲があらわれて、授業していいですよって言われる方が、どうですかという打診もしていただきたいし、ぜひ、予算面で厳しいとは思いますが、町で臨時職員を採用するのは難しいと思いますが、何とかこの複式解消に向けての手だてを前に進めていっていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

次に、すいません、ちょっと時間がもう足りなくなってきましたので、小中学校の施設整備と給食の無償化についてお尋ねをしますが、雨漏りや危険箇所、トイレの洋式化、特別教室のクーラー設置、体育館のクーラー設置、避難所の体育館のクーラー設置についてお答えを、すいません、用意していただいていると思いますが、特別教室のクーラー設置については、毎年少しずつ、普通教室だけじゃなくって、図書室とか音楽室とか、そういうところを計画的にいただいているのを聞いております。

学ぶ環境が向上してきているということも認識しておりますけども、この猛暑の現実に追いついていないという事実もあるかと思えます。

それで、すいません、お尋ね一つに絞らせていただきますけれども、特に避難所となる体育館については、もうクーラーがないという状況だというふうにお聞きしておりますので、常設のクーラーでなくてもいいので、防災備品として、移動式の非常用のクーラーだったり、スポットクーラーを用意するということに対しては、お考えをお聞かせいただけますでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、工藤博人君。

**○総務課長（工藤博人君）** お答えいたします。町が保有している備蓄品にスポットクーラー、それと大型扇風機等を所有しておりますので、そのような暑い環境の部分で、どうしてもやっぱり空調関係が欲しいという場合は、スポットクーラー等、大型扇風機で対応させていただくこととしております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** その数を増やしていただきたいと思いますし、もしかしたら、授業で、普通の小中学校の体育館にもそういう設備がないところがほとんどだと思いますので、そういうところにも臨時的に貸すことができるとか、そういう柔軟な対応もお願いしたいと思います。

すいません、急いで申し訳ありませんが、最後の質問をさせていただきます。給食費無償化については来年度から小学校が始まるというふうに聞いておりましたが、国としてはまだ全然そこまでいってないみたいですね。説明はないというふうに承知しました。尋ねるつもりだったんですけど。もしも無償化となったときに、有機農産物を含む地産地消の安心、安全で質の高い給食提供ができる仕組みになるのかというのが、私は心配しているんですね。国の制度設計がちゃんとなってなかったら、ごめんなさい。そういう質の高い給食提供ができるためには、予算をきちんと確保していただかないといけませんもんね。

山都町としては、もしも、これだけでお願いしますって言われたときに、今のような有機農産物を、地産地消のものを3割使うとか、有機米を使うとか、そういったときのためにかかり増し

経費を町が出してくださっていますよね。そういう仕組みは、この無償化となって、足りない分は町としてきちんと手当てをしますという仕組みを考えておられるのかどうかということの説明をお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 学校教育課長、鈴木保幸君。

**○学校教育課長（鈴木保幸君）** 議員おっしゃいましたとおり、小学校給食の無償化につきましては、こちらも新聞報道等の情報のみ把握しているところでございます。県にも確認いたしましたが、現在のところ、県にも情報が下りてきてないというところでした。

国の学校給食費無償化がどのような内容になるか、現在のところ不明ですので、そちらは分かり次第、現在も取り組んでいる山都町産食材の活用や、安心、安全な学校給食の提供体制の確保といった対応は、それに沿って進めていきたいと思っております。まず、国からの情報待ちというところになっております。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 新聞報道に、文科省の2023年度調査というのがあって、小中学校で給食無償化を実現しているのは全体の自治体の3割に当たる547自治体、その中にはアレルギー対応等で弁当持参していることに対しても助成を始めているところがあるとありました。

しかし、一方で、無償化予算内での給食となって、品数が減ったり、質を保つことが難しくなったりしているということもあるようです。

まだ国の制度設計ができていない現状であるのなら、国からの下りてくるのをまだ待つのではなくって、地方からの声として、質の高い給食を維持できる無償化の予算をぜひつけてほしいということを国に、今の段階から要望して行ってほしいと思うんです。

それともう一つが、国の無償化が来年厳しい情勢であるのなら、山都町としては、各学校統一されていない給食費をまずは統一してもらって、例えば小学校が3,000円、中学校が3,500円というふうにして、保護者負担を減らし、その上で質の高い給食を提供するために必要な予算を町が負担するという仕組みを作っていただけないかなというふうに思います。

今まで申し上げてきた半額助成でもしていただけないかということです。4,300万かかるうちの2,150万、一般会計からできないでしょうか。もうずっと、ふるさと納税でできませんかということはお願ひしてきましたけれども、これがずっとかかりましょう。もし国の予算が少なかったらかかりますよ。ずっと町で負担していくということになれば、ふるさと納税から私も難しいと思うので、一般会計からどうだろうというふうに思います。

すいません、町長、最後に、町から国にきちんとした十分な給食費無償の予算を取ってほしいというのと、半額助成の件についてのお考えをお聞かせください。

**○議長（藤澤和生君）** 町長、坂本靖也君。

**○町長（坂本靖也君）** お答えいたします。国において、この学校給食の無償化については進めるということでの情報は入っておりますので、速やかに、国のほうがそういった予算措置をしていただけるには、引き続き、私のほうからも願ひをしてまいりたいというふうに思います。

また、今、御提案のありました、半額でも助成をということでございますが、非常に一般財源

が厳しい中、これを継続的にするためには、どこかでそれを捻出していかなければなりません。そのことを十分検討しながら、そのことについても、町としましてはどうしたほうがいいのかというのを引き続き考えさせていただきたいというふうに思っております。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 私もう何遍もこの場で申し上げてきていますが、山都町の給食は、各学校で出来たての温かい食事がいただける自校方式、有機農産物を含む地産地消の割合が3割、有機米に対する補助等があり、本当に質の高い給食となっています。給食の先生方の本当にきめ細やかな努力のたまものでもあると思っています。この仕組みは全国的にも注目されているもので、たくさんの視察もあっているというふうに聞きます。

この大事な山都町の子どもたちが健全に健康に成長できるためのこの給食を、本当に町の大きな目玉として、大事にしていただきますようお願いして、私の質問これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

**○議長（藤澤和生君）** これをもって、4番、西田由未子君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

---

散会 午後4時36分

9 月 11 日（木曜日）

令和7年9月第3回山都町議会定例会会議録

1. 令和7年9月4日午前10時0分招集
2. 令和7年9月11日午前10時0分開議
3. 令和7年9月11日午後0時11分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第8日）（第4号）
  - 日程第1 議案第86号 令和7年度山都町一般会計補正予算（第4号）について
  - 日程第2 議案第87号 令和7年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
  - 日程第3 議案第88号 令和7年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
  - 日程第4 議案第89号 令和7年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
  - 日程第5 議案第90号 令和7年度山都町水道事業会計補正予算（第2号）について
  - 日程第6 議案第91号 そよ風パークの指定管理者指定期間の延長について
  - 日程第7 議案第92号 財産の取得について（山都町運動公園中央グラウンド備品調達（グラウンド整備用機械））
  - 日程第8 議案第93号 財産の取得について（山都町運動公園中央グラウンド備品調達（防災備蓄品））
  - 日程第9 発議第4号 山都町議会委員会条例の一部改正について
  - 日程第10 発議第5号 山都町議会広報の発行に関する規則及び山都町議会タブレット端末運用に関する規則の廃止について

---

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 東 浩 昭	2番 坂 本 幸 誠	3番 眞 原 誠
4番 西 田 由未子	5番 中 村 五 彦	6番 矢仁田 秀 典
7番 興 梶 誠	8番 藤 川 多 美	9番 飯 開 政 俊
10番 吉 川 美 加	11番 後 藤 壽 廣	12番 工 藤 文 範
13番 藤 原 秀 幸	14番 藤 澤 和 生	

---

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

---

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長 坂 本 靖 也 副 町 長 坂 本 浩

教 育 長	井 手 文 雄	総 務 課 長	工 藤 博 人
清 和 支 所 長	西 田 法 生	蘇 陽 支 所 長	村 上 敬 治
会 計 管 理 者	嶋 田 浩 幸	企 画 政 策 課 長	北 貴 友
税 務 住 民 課 長	玉 目 知 穂	健 康 ほ け ん 課 長	長 崎 早 智
福 祉 課 長	高 野 隆 也	環 境 水 道 課 長	有 働 頼 貴
農 林 振 興 課 長	松 本 文 孝	建 設 課 長	西 賢
山 の 都 創 造 課 長	菊 地 勝 也	商 工 観 光 課 長	山 下 公 司
学 校 教 育 課 長	鈴 木 保 幸	そ よ う 病 院 事 務 長	枝 尾 博 文
監 査 委 員	橋 本 由 紀 夫		

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 高橋尚孝 外2名

開議 午前10時0分

○議長（藤澤和生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

**日程第1 議案第86号 令和7年度山都町一般会計補正予算（第4号）について**

○議長（藤澤和生君） 日程第1、議案第86号「令和7年度山都町一般会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） おはようございます。それでは、説明いたします。

議案第86号、令和7年度山都町一般会計補正予算（第4号）。

歳出から説明しますので、18ページを御覧ください。

2款1項総務管理費です。

1目一般管理費では、3節において、9月11日から25日にかけて実施されます日米共同訓練に対応する職員の時間外勤務手当、18節では、システム標準化に伴うOCR納付書の仕様変更に伴い、追加の負担金を計上するものです。

4目諸費では、18節において、申請希望者の増加を受け、防犯カメラ設置支援補助金を増額するもので、財源は国の物価高騰重点支援交付金を活用するものです。

8目交通安全防犯対策費では、18節において、山都地区防犯協会へ支出している負担金について、人件費高騰に係る分を追加して負担するものです。

11目企画費では、18節において、町内のタクシー事業者が乗り合いタクシーでサービスを提供する場合に必要となります一般乗合旅客自動車運送事業登録免許税相当分の負担金27万円、物価高騰対応生活者支援補助金として、LPガス使用世帯への補助として700万円を計上するもので

す。LPガス使用世帯への補助の財源は、国の物価高騰重点支援交付金を活用するものです。

19ページを御覧ください。

12目地域振興費では、3節において、年度途中で退職する地域おこし協力隊の活動期間に応じた期末勤勉手当を計上するものです。

14目情報費では、13節において、各種会議等の議事録作成を支援するためのシステムライセンス使用料。17節では、次年度を見据え、また、Windows 10のサポート終了を10月に控え、対応できていないパソコンを購入するための費用を計上するものです。

31目物価高騰対応重点支援地方交付金事業費では、物価高騰対策として、社会福祉施設等への支援金を支給するものです。補助の財源は国の物価高騰重点支援交付金を活用するものです。

20ページを御覧ください。

3款1項社会福祉費です。

7目保険事務費では、22節において、令和6年度の低所得者保険料軽減負担金等の確定に伴う返還金を計上するものです。

8目介護予防費では、10節において、大久保高齢者共同住宅の修繕料、14節では、介護予防拠点施設の照明のLED化、エアコン設置、屋根改修等の工事として、蘇陽地区の橘地区交流館改修工事882万2,000円、上差尾地区交流館改修工事1,078万7,000円を計上するものです。

2項児童福祉費です。

1目児童福祉総務費では、10節において、放課後児童クラブ、五つのクラブで使用するパソコンの老朽化に伴う修繕料、12節では、制度改正に伴う妊婦のための支援給付事業システムの改修委託料。

21ページを御覧ください。

18節では、私立保育園のICT化を推進するためのパソコン購入補助を計上するものです。対象ははるか保育園です。

4款1項保健衛生費です。

4目予防費では、12節において、新型コロナワクチン接種事業に係る委託料を追加すると共に、インフルエンザ予防接種事業について、町内医療機関の減少により、町外医療機関での接種が見込まれることから、委託料の一部を18節に組替えて計上するものです。

7目火葬場管理費では、10節において、天昇苑の自動ドア修繕料を計上するものです。

22ページを御覧ください。

5款1項農業費です。

3目農政費では、18節において、田小野地区YG栗生産組合が実施する栗選果機等導入補助として、攻めの園芸緊急生産対策事業補助金41万3,000円、芦屋田機械利用組合ほか3組合が実施するコンバイン導入補助並びに、杉中山間地機械利用組合が実施するトラクター導入補助として、くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業補助金1,787万6,000円を計上し、事業主体に対し補助するものです。

2項林業費です。

2目林業振興費では、18節において、神ノ前機械利用組合が実施するシイタケ乾燥機導入補助として、特用林産物施設化推進事業補助金79万6,000円を計上し、事業主体に対し補助するものです。

6款1項商工費です。

2目商工振興費では、12節において、町内の消費喚起と商店街の活性化を促すことを目的として、キャッシュレス決済サービスによるポイント還元事業を行うための業務委託料3,000万円を計上するものです。財源は国の物価高騰重点支援交付金を活用するものです。

23ページを御覧ください。

4目観光施設費では、阿蘇地域振興デザインセンターに申請しておりました阿蘇地域元気再生支援事業助成金の交付決定を受け、財源組替えを行うものです。助成金は、そよ風呂場通路舗装等工事の事業費の一部へ活用するものです。

7款4項住宅費です。

1目公営住宅等管理費では、14節において、南田A団地建て替え工事に係る内示額と補助限度額に差が生じたことから、その差分を一般財源で措置するものです。21節では、南田団地駐車場整備に伴う電柱移転補償費を計上するものです。

8款1項消防費です。

1目常備消防費では、18節において上益城消防組合の負担金額の確定により増額分を計上するものです。

24ページを御覧ください。

2目非常備消防費では、18節において、本年度から2年の任期となる山都町消防団本部及び分団長について、これまで2年目に実施していましたが幹部研修を初年に実施することとなったため、助成金を計上するものです。

4目災害対策費では、17節において、Jアラートの新型受信機への入替えに要する経費を計上するものです。

9款4項社会教育費です。

10目図書館費では、縣市町村振興協会からの市町村交付金、宝くじ交付金です。その交付決定を受けて、財源組替えを行うものです。交付金は、図書購入費の一部で活用するものです。

13目通潤橋保存活用事業費では、10節から25ページの12節委託料において、御小屋の保存修理事業に要する各経費を計上するもので、主な取組としては、御小屋解体保存工事に係る実施設計等の業務委託になります。

5項保健体育費です。

1目保健体育総務費では、企業版ふるさと納税寄附金の一部を充当することから、財源組替えを行うものです。いただいた寄附金は、スポーツ合宿助成金の一部で活用するものです。

5目中央グラウンド周辺整備事業費では、14節において、敷地内の喫煙所整備工事3か所、1,150万円、屋外監視カメラ設置工事1,110万円を計上するものです。

6目山都町運動公園施設費では、12節において、令和9年度に更新を迎える指定管理者に係る

制度設計を行うための委託料を計上するものです。

26ページを御覧ください。

10款災害復旧費です。

現年度林業施設災害復旧費では、菅林道の仮復旧工事に要する経費を計上するものです。現年度公共土木施設災害復旧費では、本年6月9日から16日の梅雨前線豪雨に伴う災害復旧に要する経費を計上するものです。

27ページを御覧ください。

12款2項基金費です。

9目学校教育施設整備基金費では、義務教育学校建設に要する費用に充てるものとして、令和6年度一般会計繰越金の一部から1億円の積立てを行うものです。

11目ふるさと応援基金費では、令和6年度分のふるさと寄附金事業費の歳入歳出において剰余があったことから、令和6年度一般会計繰越金の一部から4,180万9,000円を積み立てるものです。

13款予備費は、調整です。

29ページ以降は、給与費明細書となります。

続いて、歳入について説明しますので、14ページを御覧ください。

14ページ、15ページの16款国庫支出金、17款県支出金につきましては、歳出予算の財源として確認いただいておりますので、説明は省略いたしますが、14ページの17款2項県補助金の熊本県広域連携支援事業交付金は、7月に事業採択を受けたものを予算化し、歳出へ充当するものです。

16ページを御覧ください。

19款寄附金です。

12目企業版ふるさと納税寄附金は、歳出で説明しました9款のスポーツ合宿助成金、並びに5款の有機農業関連事業へ充当するものです。

20款繰入金です。

1項特別会計繰入金では、令和6年度介護保険特別会計の事業費確定に伴う精算分として、1,204万2,000円を受け入れるものです。

2項基金繰入金では、財政調整基金からの繰入金5,383万6,000円を計上しています。

17ページを御覧ください。

21款繰越金です。

1目繰越金では、令和6年度の一般会計繰越金1億4,180万9,000円を計上するものです。

22款諸収入につきましては、歳出の財源として確認いただいておりますが、デジタル基盤改革支援補助金は追加交付を受けたものを予算化し、歳出へ充当するものです。

23款町債につきましては、歳出予算の財源として確認いただいておりますので、説明は省略いたします。

続きまして、予算書表紙の次のページを御覧ください。

令和7年度山都町一般会計補正予算。

令和7年度山都町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149億6,900万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。

地方債の補正。第3条、地方債の補正は、第3表地方債補正による。

令和7年9月4日提出、山都町長。

以上です。よろしく申し上げます。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第86号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、坂本幸誠君。

**○2番（坂本幸誠君）** 19ページのパソコンの購入費用、これが出ていますけども、何台購入されるか。それと、25ページ、グラウンドの喫煙場所で1,000万ぐらいあるんですけども、これ何か所設置されるかお聞きします。

**○議長（藤澤和生君）** 企画政策課長、北貴友君。

**○企画政策課長（北 貴友君）** お答えします。サポートが本年10月に終わるウィンドウズ10の端末に代わり、Windows 11のノートパソコン19台と、来年度の新規採用職員用パソコン16台及びデスクトップパソコン8台を計上しております。

具体的には、近年、リモートによる会議が多く、各会議室に固定でインターネット用パソコンとモニターを設置しており、その端末の入替えや会計年度任用職員用パソコンの利用の増加、今年度導入しましたリモート窓口用パソコンの導入、また、申告や選挙といった緊急時対応用パソコン等の予備のパソコンの購入を行うものです。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、工藤博人君。

**○総務課長（工藤博人君）** 生涯学習課長が欠席ですので、私のほうから説明させていただきます。喫煙所の場所なんですけど、先ほど説明をいたしまして、一応3か所になります。ついでもございますので、一応ちょっとつけておりますので、御覧いただけましたでしょうか。青色のところ。体育館パスレルのところと、総合グラウンドのほうの、これは東側になりますかね。サッカー場の反対側、道向かいですね。それと、芝生広場のほうの駐車場のちょうど下のほうと、いいですか、サッカー場側の3か所になります。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑ありませんか。

6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** ページ22です。キャッシュレス決済ポイント還元というのが、また、今年も行われるようですけども、委託料3,000万払って、どれだけの効果がこの町にあるのか。

それと、もう一つ、この町がPay Payというやつでしょうけども、この町がすると、よそ

の住民の方がいっぱい来られて、そのメリットをしているというのがありそうなんですけども、そういったところを含めて、どんだけこの町にメリットがあるか。どのくらいの、何というか、そういうところですね。3,000万かけてもメリットがあるか。その辺をちょっと教えてください。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、山下公司君。

**○商工観光課長（山下公司君）** お答えいたします。御質問の山都町キャッシュレス決済ポイント還元事業につきまして、改めて事業概要ということで説明をさせていただきたいと思っております。

国の交付金を財源に、エネルギー価格や食料品等の物価高騰による影響を受けている消費者支援、町内事業者の売上げ回復及び町内での消費喚起による地域経済の活性化等を目指し、決算額の一部をポイントで還元するキャッシュレス決済ポイント還元事業を実施するというところでございます。4回目の事業ということになります。

そのほかの関連効果といたしまして考えておりますのが、通潤橋の国宝指定や九州中央自動車道山都通潤橋インターチェンジ開通に伴う本町への誘客対策、閑散期となります冬場の消費喚起、地域観光業の支援策等も含めて、事業効果を見込んでいるというところでございます。

中身につきましては、具体的なものとしまして、事業費総額3,000万ということで、事業実施時期につきましては、来年1月を予定しているというところでございます。ポイントの還元率は20%、ポイント還元の上限設定につきましては、1回当たり6,000円、期間上限3万円、いわゆる15万使用時に3万円ということになりますので、15万円使っていただければ3万円のポイントが還元されるということになります。

ポイント還元の対象者につきましては、町内のキャッシュレス決済可能な店舗でキャッシュレス決済を利用された方々となるというところでございます。対象店舗につきましては、山都町内に店舗を有し、かつ本事業のキャッシュレス決済を導入している事業者となるというところでございます。

御質問のその効果ということに関しまして申し上げますと、ポイント付与総額が2,500万程度見込んでおりますので、決裁、いわゆるこの総額としてポイント付与額全額使われた場合は、1億2,500万円の町内での決済効果があると思っていただければよろしいかと思っております。

また、2次的な効果といたしまして、先ほども申し上げましたが、冬場の消費喚起ですとか、高速を使って山都町に来ていただくというところで、この2,500万のポイントは全部町内の方が使われるということではなく、町内の方も町外の方も使っていただけると。

その効果を考えたときに、町外からいらっしゃった場合、このポイント付与、気に入っていただければ、この町が気に入っていただければ、改めてそのポイントを使い本町へも来ていただく可能性があるということも考えられますので、この事業につきましては、町内、また、町外の対策が取れるのではないかと考えているというところでございます。

また、今回、4年目の実施、4回目の実施ということになりますが、参加の店舗数につきましても、令和4年、153店舗、令和5年、175店舗、令和6年、216店舗ということで増えております。

このことに関しましても、現在、都市部の方は現金を使わないキャッシュレス化が進んでいる

ということでございます。この事業を継続して続けたことによって、2次的な効果で都市部の方の現金を避けられる、キャッシュレス決済にも対応できるというところで、複合的な事業要素があるということで、今回も引き続きこの交付金を使って実施させていただくという判断をさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑ありませんか。

3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** すいません。2点お願いします。ちょっとお待ちください。

1点は、放課後児童クラブ、20ページですね。放課後児童クラブでのパソコンの修繕費ということで、22万5,000円上がっていますが、ちょっと内容を教えていただければなあと思ってます。ちょっと具体的にですね。パソコンの修繕というのがいまいちちょっとぴんとこなかったの、どういう内容なのかなというところです。

それともう一つが、先ほど商工観光課長のほうから御説明がありましたキャッシュレス決済ポイント還元事業なんですけれども、前回行われた時の実績なども説明いただけると助かるんですが、お手元に資料があったらお願いしたいなと思います。よろしくお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 福祉課長、高野隆也君。

**○福祉課長（高野隆也君）** お答えいたします。20ページの3款2項児童福祉費の放課後児童クラブパソコン修繕料です。これは現在使っておりますパソコンのバージョンアップになります。修繕料というところで計上しております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、山下公司君。

**○商工観光課長（山下公司君）** お答えいたします。令和6年度、同事業の効果検証ということでの御質問かと思いますが、数字を申し述べさせていただきたいと思います。事業費総額1,820万1,876円ということの事業費総額です。

対象期間につきましては、令和7年の1月6日から1月31日まで実施しております。ポイント付与額につきましては1,594万4,076円ということで、決済総額8,357万6,732円というふうになっております。決済総回数が2万回を超えております。還元率は20%というところでございます。

また、データを分析しますと、いわゆる年代別の利用者数の構成比も出させていただきました。20代が10%、30代が18%、40代が23%、50代が25%、60代が18%、70代が5%ということで、皆様、高齢者の方々の使用というところでお気になされるところがあるかと思いますが、60代と70代を足し合わせますと23%、全体構成比の中で23%ということで、当然家族構成とか、お孫さんとか、その御家族がそういう手助けをされているという可能性ももちろん否定はできませんが、そういったことで、満遍なく皆さん御利用いただいているというところも、データ的には出ているのではないかとこのように考えているところでございます。

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 3点お願いします。今のキャッシュレスポイントの件ですけど、町内のお店で1万円のお買物をしました。そしたら、ポイントが2,000円分つくということですよ。だけど、そのポイントをつけたものも全部町内で消費されているんですかね。ちょっと意味が分からないんですけど、ポイントはどこで使っても大丈夫ですよ。

だから、お買物した分のポイント分が全部町内に帰っているというふうには言えないんじゃないかなと思うのが一つ。

何度も、やっぱり今、高齢の方も利用が増えているっておっしゃいましたけれども、それでもやっぱり、こぼれてしまっているというか、利用ができない方もまだまだたくさんいらっしゃると思うんですね。だから、1回ぐらいは、これがあるんだったら、もう4回目なので、町内で使える商品券だったらどうだったのかなど。商品券だったら、絶対町内で使いますよね。町内でしか使えないので。どうなのかなというふうにちょっと疑問がありましたので、それが一つ。

それと、18ページの防犯カメラの設置の支援について。財源を物価高騰支援からと言われたのはちょっとそぐわないんじゃないかなど。どうして、これが使えるのかということが一つです。

それと、屋外監視カメラについては、さっき出していただいた資料にちょっと載っていましたが、1,000万以上もかかる内容って、どういう監視カメラの何か性能がいいんだろうと思うんですが、普通に考えたらこんなにかかるのかと思いますので、性能の内容をお知らせください。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、山下公司君。

**○商工観光課長（山下公司君）** それでは、お答えいたします。まず、ポイントの件のお尋ねかと思いますが、冒頭で事業概要を御説明した後の補足となりますが、まず、今回、ポイント付与額を2,500万ほど見込んでいると、この委託料の中で。そう考えた場合に、決済総額がその2,500万のポイントが付与するためには1億2,500万円が決済されると。要するに、その一時的な決済は町内の経済効果となると、1億2,500万。その付与された2,500万に関しては、具体的に言いますと、Pay Payを使われていますので、Pay Payはどこでも使えるということで、それも高速効果というふうに申し上げましたが、この2,500万を使っていただく可能性もあると。ポイント付与されて、町内が気に入っていただければ、町内の特産品が気に入っていただければ、なおかつ来ていただける可能性もあるということを申し上げたというところでございます。

一時的な決済は1億円以上、2次的な付与されたポイントにつきましては、どこでも使えるけれども、改めて町内に来ていただける可能性もあるということの意味でございます。町内の方が使われれば、引き続き町で使われる可能性もあるということでございます。

質問の1点目は以上です。

高齢者につきましても、手当てということの御質問かと思いますが。議員の御質問の趣旨としまして、行政として、高齢者の方など、いわゆる社会的弱者の方々への支援を行えないかという思いが込められているのだと。そのことに関しては、受け止めさせていただいているということでございます。

昨年の事業効果の中で、構成比、いわゆる年代別構成比も申し上げましたが、全て救えるということの断言はできませんが、高齢者の方々も使っていただいているという事実がございます。また、町としまして、デジタル化の推進を図っております。町民向けのスマートフォン講座も開いております。

そのように、生活者支援、経済効果も含めて、トータルのこの判断をさせていただいたということがございます。一長一短ということがあるということは認識しております。

商品券事業につきましても、本当に一定の効果があることは承知しておりますが、実施した場合、経済力のある方にメリットがあるのではないかということの意見もいただいているのも事実というところで、繰り返しになりますが、この事業、商品券事業が必要でないという意味ではなくて、メリット、デメリット、また、国の交付金を使った中でトータルの波及効果を目指すという意味で、今回ポイント事業を継続させていただいたというところで御理解をいただければと思います。

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、工藤博人君。

**○総務課長（工藤博人君）** お答えします。まず一つ目です。防犯カメラの……、この物価高騰の……、なぜこの物価高騰なのかという話なんですけれども、実は、物価高騰支援事業の推奨メニューとしてこの防犯カメラ設置が提示してありまして、それを活用したものとなります。

続きまして、総合運動公園の屋外監視カメラにつきまして、ちょっと先ほどの位置図をもう1回出します。この黄色の範囲を照らす監視カメラがそれぞれの扇の中心部分に設置してあるというイメージになります。

単純計算しますと、1か所当たり結構高価だなと思われるのも致し方ないと思うんですけれども、照明の柱への設置を前提として、今、配線してあります予備配管を用いて有線にて接続、また、少ない台数で効率的に総合体育館パスレルを除く運動公園全体を監視できるような配置を検討されております。

8メートル程度の高所に、ズーム、角度調整、揺れ補正、遠隔操作等の機能を有したものを設置して、パスレル内の管理事務所において、既存のシステムに追加して操作できるような機種を選定してあるということです。

これで、もし、まだ安価なカメラを用いるという方法もなくはないんですけれども、このズームとか角度調整の機能が乏しかったり、また、設置台数の大幅な増加とか、新規の配管とか支柱の設置、管理事務所における集中管理システムの設置等々を考えると、今回以上の経費増とかが見込まれるということで、今現時点の案ではこれが一番ベストじゃないかということで調整されております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありますか。

5番、中村五彦君。

**○5番（中村五彦君）** 指定管理者制度の設計ということで50万円組まれておりますが、これ

はそよ風パークの運営の立て直しが目的だろうと思います。目的はそれですが、せつかくですの  
で、職員の方の勉強といいますか。若い方のそういうことに役立てるために、自分たちでやって  
はどうかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） 私のほうから答えさせていただきます。当該予算の措置につつま  
しては、前回も同様に業務委託にて算定を行っているところですが、令和9年度から総合  
運動公園全体の管理ということになります。

今、管理委託を出しているのが中央グラウンドを省いたところの施設になりますので、今度は  
全体の算定をするのにちょっと必要と。先見のなかなか知識というのがないので、基本的な部分  
をこの業務委託料の中で、この内訳だったり、そういうものを出していただいて、その後、改  
めてそれを参考に、職員のほうで積算内容を検討して指定管理に臨むということをお願いして  
おります。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第86号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第86号「令和7年度山都町一般会計補正予算（第4号）」については、原案の  
とおり可決されました。

---

## 日程第2 議案第87号 令和7年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につ いて

○議長（藤澤和生君） 日程第2、議案第87号「令和7年度山都町国民健康保険特別会計補正  
予算（第1号）」についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長、長崎早智君。

○健康ほけん課長（長崎早智君） おはようございます。それでは、議案第87号、令和7年度  
山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正につきましては、歳入において、令和6年度決算による繰越金確定に伴う計数整理  
及び国民健康保険税、本課税後の収納見込額の補正。また、歳出において、保険税の収納見込額  
補正に伴う療養給付費等の調整及び国民健康保険事業納付金の確定に伴う調整等を計上するもの  
です。

それでは、歳出から説明しますので、9ページを御覧ください。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費において、11節役務費に郵便料3万1,000円を増額しております。昨年12月からのマイナ保険証への移行に伴い、被保険者証の発行は行わないこととなりましたが、既に配付してありました被保険者証の有効期限が7月31日でしたので、その前に、資格確認書、資格情報のお知らせなどの発行を行っております。今後、年度内の随時発行等について、不足が見込まれるため増額するものです。

続きまして、2款保険給付費につきましては、先ほど申しました保険税の収納見込みで増額となった分を療養給付費等の各科目に振り分け、補正するものです。

1項療養諸費において、1目一般被保険者療養給付費に2,800万円、3目一般被保険者療養費に300万円。

次のページの2項高額療養費において、1目一般被保険者高額療養費に1,070万円、3目一般被保険者高額介護合算療養費に7万円をそれぞれ増額しております。

続きまして、3款国民健康保険事業費納付金です。県が算定します納付金額が確定したことによる補正を行っております。

1項医療給付費分に462万6,000円。

次のページに移りまして、2項後期高齢者支援金等分に161万7,000円をそれぞれ増額し、3項介護納付金分を855万2,000円減額しております。

続きまして、6款保健事業費です。この後、歳入で説明いたしますが、県支出金、保険給付費等交付金の減額に伴い、財源組替えを行っております。

次のページ、14款予備費は調整です。

続きまして、歳入です。

7ページをお願いします。

1款1項国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税につきましては、本課税後の保険税調定額に基づき、それぞれ節ごとの収納見込額について、合わせまして2,564万4,000円を増額補正しております。

今回増額となりました主な要因ですが、前年所得の大幅な増額、また、仮課税から本課税までの間に、僅かですが世帯数、被保険者数ともに増加しております。

また、さきの議会において条例改正を行っておりますが、保険税の課税限度額の増額改定についても影響しているものと思われます。

続きまして、4款県支出金1項県補助金1目保険給付費等交付金において、2節特別交付金を223万7,000円減額しております。これは令和7年度国民健康保険者努力支援交付金について、当初予算において交付金の対象外経費である40歳未満の若年検診委託料分を含めて積算しておりましたので、今回改めるものです。大変申し訳ありませんでした。

続きまして、8ページをお願いします。

8款繰越金です。令和6年度繰越金確定により、1,638万5,000円を計上しております。

それでは、表紙の次のページを御覧ください。

令和7年度山都町国民健康保険特別会計補正予算。

令和7年度山都町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。  
歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,979万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億6,564万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和7年9月4日提出、山都町長。

以上、説明を終わります。よろしく申し上げます。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第87号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第87号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第87号「令和7年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第88号 令和7年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

**○議長（藤澤和生君）** 日程第3、議案第88号「令和7年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長、長崎早智君。

**○健康ほけん課長（長崎早智君）** それでは、議案第88号、令和7年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正につきましては、令和6年度決算による繰越金確定に伴う計数整理及び令和6年度後期高齢者医療保険料等負担金の確定による追加補正を行うものです。

歳出から御説明します。

8ページを御覧ください。

4款諸支出金1項償還金及び還付加算金3目その他償還金です。

22節償還金利子及び割引料、76万8,000円を増額しております。これは先ほど御説明しましたとおり、令和6年度後期高齢者医療保険料等負担金確定による精算払い分の増額です。

続きまして、10款予備費は、令和6年度繰越金額及び先ほどの後期高齢者医療保険料等負担金

の確定に伴う調整です。

次に、歳入です。

7ページをお願いいたします。

5款繰越金は、令和6年度の繰越金額確定により、346万円を増額しております。

それでは、表紙の次のページを御覧ください。

令和7年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算。

令和7年度山都町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ346万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,914万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和7年9月4日提出、山都町長。

以上、説明を終わります。よろしく申し上げます。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第88号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第88号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第88号「令和7年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

---

#### **日程第4 議案第89号 令和7年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）について**

**○議長（藤澤和生君）** 日程第4、議案89号「令和7年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、高野隆也君。

**○福祉課長（高野隆也君）** それでは、議案第89号、令和7年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の補正は、主に令和6年度決算及び令和7年度の国県支出金の決定による補正及びケアプランデータ連携地域包括支援センターICT導入事業に係る経費を計上いたしております。

なお、財源組替えについては、国県支出金の決定によるものなので、説明を省略させていただきます。

まず、歳出からです。

9ページをお願いいたします。

1款1項総務管理費1目一般管理費12節委託料及び18節負担金補助及び交付金については、6月補正予算で計上したケアプランデータ連携システム導入支援に関し、事業内容の見直しに係る事業費の増額及び予算の組替えをしております。国がデータ連携を進めている事業であり、より多くの事業所の参加を促すため、介護ソフト導入経費補助金を増額し、36事業所分の経費95万2,000円を計上いたしております。

10ページをお願いいたします。

5款1項介護予防生活支援サービス事業費2目介護予防ケアマネジメント事業費12節委託料において、地域包括支援センターシステムの専用回線構築に係る経費24万7,000円を計上していません。専用回線を構築することで、現在USBで各事業所とデータ交換をしていた作業がデータ通信でやり取りの作業が可能となり、事務手続の負担軽減が図れることとなります。

12ページをお願いいたします。

6款1項償還金及び還付加算金2目償還金22節償還金利子及び割引料3,439万9,000円につきましては、令和6年度事業実績に伴う国県支出金精算返還金となります。

6款2項繰出金1目一般会計繰出金27節繰出金1,204万2,000円は、令和6年度決算による一般会計の繰出金となります。

13ページです。

予備費は、緊急に支出を要する場合の予算として調整して計上いたしております。

続きまして、歳入です。

7ページをお願いいたします。

3款2項国庫補助金につきましては、6目保険者機能強化推進交付金149万4,000円及び7目介護保険者努力支援交付金281万円の令和7年度分の交付金の決定額を計上いたしております。

5款1項県負担金1目介護給付負担金1,423万円は、令和6年度分の介護給付負担金確定額を計上いたしております。

8ページをお願いいたします。

2項県補助金8目地域包括支援センターICT導入支援事業補助金は、歳出で説明しました事業費補助金41万6,000円を計上いたしております。

8款1項繰越金1目繰越金は、令和6年度の繰越金が確定しましたので、1億5,288万6,000円を計上いたしております。

次に、表紙に戻っていただき、2ページ目をお願いいたします。

令和7年度山都町介護保険特別会計補正予算。

令和7年度山都町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,180万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億6,914万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和7年9月4日提出、山都町長。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第89号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第89号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第89号「令和7年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおりに可決されました。

---

#### **日程第5 議案第90号 令和7年度山都町水道事業会計補正予算（第2号）について**

**○議長（藤澤和生君）** 日程第5、議案第90号「令和7年度山都町水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、有働頼貴君。

**○環境水道課長（有働頼貴君）** それでは、議案第90号、令和7年度山都町水道事業会計補正予算（第2号）の説明を申し上げます。

5ページを御覧ください。

補正予算（第2号）の説明書です。収益的収入及び支出。

支出の部です。

1款1項1目原水及び浄水費につきまして、84万2,000円を減額補正しております。これは、小峰水源地の登記について6月補正にて承認いただきましたが、執行するに当たり、コンサルなどから整備等につながる場合、資本的支出の建設改良費からの支出が適当との指摘があり、現在進めている更新事業に係る登記についても、同項目で処理しているため、事務手続の一貫性の観点からも予算組替えのため、減額します。

1款1項2目配水及び給水費につきまして、1,830万4,000円を補正しております。これは現在進めております今村ポンプ場の更新工事により、位置及び浄水方法等が変わるため、県から水道事業の変更認可申請が必要と指摘がありましたので、必要な費用を計上しております。

次のページを御覧ください。

資本的収入及び支出。

支出の部です。

1 款 1 項 2 目排水施設改良費につきまして、100万円を補正しております。これは、今年度発注しております今村地区水道管布設替工事などにおいて、国、県道を施工することから、想定外の現場状況に対応するため、重機借上料を計上しております。

1 款 1 項 3 目固定資産購入費につきまして、168万3,000円を補正しております。これは、先ほど説明した小峰水源地の予算組替え分と、蘇陽地区で計画しております事業に必要な土地の手数料を計上しております。

前に戻っていただき、2 ページを御覧ください。

令和 7 年度山都町水道事業会計補正予算（第 2 号）。

第 1 条、令和 7 年度山都町の水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条、令和 7 年度山都町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、科目、既決予定額、補正予算額、計の順で読み上げます。

支出、第 1 款水道事業費用、4 億100万6,000円、1,746万2,000円、4 億1,846万8,000円。

第 1 項営業費用、3 億7,490万5,000円、1,746万2,000円、3 億9,236万7,000円。

第 3 条、予算第 4 条本文括弧書き中、2 億2,549万4,000円を 2 億2,817万7,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第 1 款資本的支出、5 億1,159万6,000円、268万3,000円、5 億1,427万9,000円。

第 1 項建設改良費、3 億2,266万5,000円、268万3,000円、3 億2,534万8,000円。

令和 7 年 9 月 4 日提出、山都町長。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第90号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第90号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第90号「令和 7 年度山都町水道事業会計補正予算（第 2 号）について」は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩します。

---

休憩 午前11時01分

再開 午前11時11分

---

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

**日程第6 議案第91号 そよ風パークの指定管理者指定期間の延長について**

○議長（藤澤和生君） 日程第6、議案第91号「そよ風パークの指定管理者指定期間の延長について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） それでは、議案の説明をさせていただきます。

議案第91号、そよ風パークの指定管理者の指定期間の延長について。

次のように、指定管理者の指定期間の延長をするものとする。

令和7年9月4日提出、山都町長。

1、指定期間を延長する公の施設、そよ風パーク。

2、指定管理者、東京都千代田区飯田橋1丁目3番2号、エネルギープロダクト株式会社、代表取締役、丸山一孝。

3、指定期間の延長、現行、令和2年10月1日から令和8年3月31日を令和2年10月1日から令和9年3月31日とする。

提案理由。令和2年9月山都町議会定例会において、同月10日に可決された議案第64号の「指定管理者の指定について」におけるそよ風パークの指定管理者の指定の期間を延長するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

ここで改めまして、そよ風パークの指定管理期間の延長を御提案するに至った経緯につきまして、御説明させていただきたいというふうに思います。

そよ風パークにつきましては、ホテルウィンディ、宿泊施設です。レストランマアム、食事、浴場、宴会場、また、そよ風物産館、そして、メイングラウンド、サッカー場等です。などなど、多様な観光ニーズに対応可能な大型複合施設としまして、地域づくりの核として、また、都市部との相互交流の場として、観光振興業への波及効果等を期待している施設と考えているところでございます。

その中で、今回、指定管理者の更新に当たりまして、約5年間のそよ風パークの施設の運営状況につきまして、内部で総括、協議いたしましたところ、地元の方や利用者の方々から、地域住民の利用に際しての料金の件、サービス提供の質の件、レストランの山菜バイキングの件などなど、多数の御意見が寄せられてきたことも確認し、検証を行ったというところでございます。

そのような状況も踏まえまして、改めて、この大型複合施設の利活用や運営につきまして、何が足りなかったのか、施設の活用方法も適切だったのか。町の監督責任としても関わり方がどうだったのかなどを洗い出しまして、その在り方、活用方法、また、実際にこの施設の採算ベース、全体で収支が取れる施設なのか、町管理部分を設定したほうがいいのかなど、できる限り精査する必要があるのではないかとこの結論に至ったというところでございます。

そのことから、本年度中に、施設の在り方、活用方法をできる限り客観的に精査した上で、来年度、改めて総合評価型のプロポーザル方式にて公募を行いたく、1年間の契約期間の延長をお認めいただきたいと考えているところでございます。

本件につきましては、そよ風パークを最大限に活用したいとの趣旨を持った期間延長でございますので、この方向性、方針をお認めいただきますよう、何とぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第91号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 一度立ち止まって検証するということに関しては、評価をしたいと思えます。一つ、事務的な手続なんです、この前の補正予算にて債務負担行為が1年ということで決定をしました。これをする前にも、予算ではもうみんな認めたわけなんです、その関連がどうかと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、山下公司君。

**○商工観光課長（山下公司君）** それでは、今の御質問についてお答えいたします。まず、債務負担行為とはということになると思いますが、地方自治体の予算につきましては、単年度会計の原則ということがございまして、会計年度ごとに議会の議決を経て、予算の執行に伴う契約等の行為が可能となるというところでございます。

そのことから、単年度会計の原則や総計予算主義の原則から、当該年度の支出に関しては全て予算計上する必要がありますが、次年度以降の予算の計上はできないものとなっているところでございます。

しかし、今回のような指定管理料など、複数年にまたぐ契約というのは必ず出てきますので、予算の一部をなす債務負担行為として議案を提出し、議決をいただくということになっております。

シンプルに申し上げますと、当該年度の予算は、その年度の予算執行額を確定させるもの、債務負担行為は、将来にわたってその設定期間の債務を負担する、支払う義務を確定させる行為ということになります。

ですので、まずはその予算がないと、来年度以降の契約もできないというような流れでございますので、予算はこの債務負担行為として来年度の上限を認めいただいた。

今回、この議案につきましては、来年度に向けての1年間延長できるかできないかということで区分して、予算を通した後に、この議案という流れでよろしいかというふうに捉えているところでございます。

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑ありませんか。

2番、坂本幸誠君。

**○2番（坂本幸誠君）** この前の国民宿舎の例を挙げると、納入業者あたりにお金を支払って

なかったとかというのが多数あったんですけども、そよ風パークに関しては一切ないですか。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、山下公司君。

**○商工観光課長（山下公司君）** お答えいたします。そのような報告は一切受けておりません。以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑ありませんか。

11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** 検証するということは、1年延長して検証するという話ですね。私、こう思うんですけど、検証の仕方なんですけれど、助言を仰ぐのか、それとも、地元の意見をどのように反映していくのか。どのような形でやっていくのかなと思うんですよね。ただ、施設はあるんですよ。当初作ったときの目的はあるんですけど、実際使ってない施設もあるんですね。農園とか、工房、木工施設とかあるんですけど、これを町の考え方、地域の考え方を丸のみして、どうするのかということじゃあ、ちょっとないような気がするんです。

今から先の時代のニーズに合わせて検証するとした場合、どのような活用をしたらいいのかというのは、それをどのように検証して、どのように今後取り組んでいくのかという検証の仕方、アドバイスを受けるのか。それとも、今までの経験者の中から、地域住民の意見をみんな聞くとっても、それはまた違う方向に行くような気がするんですよ。

ですから、そこら辺の検証の仕方について具体的にちょっと分かったことがあれば、これまた、広報誌にも書かないかんわけです。住民みんな見らすわけですから、この辺のところも適切に住民に伝えなきゃいけないなと思いますので、そこら辺をお願いしたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、山下公司君。

**○商工観光課長（山下公司君）** お答えいたします。議員の御質問のどのような検証かということですが、御指摘のとおり、あらゆる視点が必要になってくるかというふうに私も認識しております。

まず一つ目に、この施設、複合的施設だということということで、それをどう活用できるか。宿泊施設、運動場、食事処、宴会場、浴場もあるということ、それを生かしていくのか。また、農園ということ、その件につきましても、内部でも検討いたしたいというふうに思っております。

その検証の方法というところで、専門家の意見を聞くのか、内部だけで決めるのかという意見もございますが、それは改めて、在り方という言い方をいたしました。それも含めて総合的に検討させていただいて、また、改めてその内容を定めまして、公募を取らせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** 検証された結果を議会でも報告して、どのようになっていくかという報告はされる予定だろうと思いますが、それがちょっとどのような方向で行くのかということも報告を受けたいし、また、ここの中でも報告していただきたいんですが、その辺のところはどう考えていらっしゃるんですか。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） お答えいたします。そよ風パークをよりよい方向に総合的に持っていきたいという認識を持って、今回1年間の延長をさせていただいたというところで、議会の皆様にもその結果についてはお知らせをしまして、総意で進めていきたいというふうに考えておりますので、その方法につきましては、また、適時適切に判断させていただきたいと思っておりますが、そのような形で、議会の報告は当然行いたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） このそよ風パークをエネルギープロダクトさんが受けられることになったときだったと思いますけれども、そよ風パーク、正式名称を私失念しておりますが、そよ風パークを支援するような地元の有志の方々と構成されている協議会があると思います。この協議会の存在、まず、町として御存じなのかどうかのお尋ねと、それと、恐らく御存じだと思います。その協議会の方々とちょっと話しましたが、どういう協議会かといいますと、東京の会社さんですので、地元の方とのパイプもないし、今後、そよ風パークを地元の方々と一緒になって運営していくに当たってのパイプ役として協議会を設置したという目的であるようなのですが、お話を聞くと、やまと高校の卒業式とかそういうのにはお声がかかるが、そよ風パークの運営等に対して何の相談も来ないし、案内もないと、そういうこともおっしゃっていたんですね。

なので、地元の方々の御意見が上がってきてという説明だったんですけども、そうした協議会のメンバーの皆さんとのやり取りとか、協議会そのものの活用とかのお考えはあるのかというところもお尋ねしたいと思います。お願いします。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） お答えいたします。御質問のとおり、そういった協議会が存在するという事は当然承知しておりますが、これまで私がコンタクトを取った実績は実際のところございません。御指摘のとおり幅広く、また、内容を詰めていく中でというところでは必要となりましたらといいますか、そのことも含めて、どう協議していくかというのを検討させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） もう5年の任期が終わろうとするときにするんじゃないかと、この前も言いましたが、その都度その都度、もうこの間に、5年の間に、相当いろんな苦情等はあったと思いますが、なぜその間にメスを入れなかったのかというのがとても不思議なんです。

今、3番議員からもおっしゃいましたが、支援部隊というのがありますが、私、個人的に申したいい分かりませんが、私のことだから言わせてください。最初、ここが開業されたときに、オープンというか、そのときに御案内をいただきました。ところが、その支援部隊の方から、

あんたたちが、蘇陽の議員がてれっとしとるけん、前のそよ風パークがこういう形になったったいとか、その支援の方から言われて、ええ、そうじゃないでしょって。私たちも一生懸命応援はしましたよというような感じだったんですが、また、その支援部隊の方々が、次のエネルギープロダクトが会議をされるときの人事というのか、この人は雇う、この人は雇わんというのがあったそうなんです。それが尾を引いて、ずっと人材不足というのは続いてきたというのは、あると思います。

その辺は多分、執行部も御存じだと思いますが、その辺はどのように対処されてきたのか。もうずっと今でも、そのとき勤めていらっしゃった方が、もう本当ずっと勤めたい、勤めたかったということで、コロナで一旦休館しますって、休館する、その間に畳をふいたり、障子の破れを塞いだりとかして、私たちはまた開店というか、そのコロナが明けて、お店がまた再開するのを待ち望んだんですよって。そしたら、いきなりもう解雇されたということで、相当あのときは署名活動もありましたが、その署名の一つも、当時の町長は見ていただけなかったということで、相当従業員の方が御立腹でございました。

それがずっと尾を引いて、今もたまにお会いしたとき、やっぱりあそこで働きたかった。今かれでも働いて、あの当時の形に戻したいという希望をおっしゃるんですよ。

ですから、それは確かに私だけでなく、執行部にも伝わっていると思いますが、その点はいかがでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、山下公司君。

**○商工観光課長（山下公司君）** お答えいたします。議員の御質問の趣旨につきましては、どうして早めに準備ができたはずではないかが1点目。2点目に、監督責任が町としてもあるのではないかと。3点目に、地元の皆様方の雇用も含めた、そういった意味合い的なものはどう考えているのかという御指摘かというふうに受け取らせていただきました。

まず、早めの準備ということの御指摘につきましては、今回の指定管理者の更新に当たりまして、公募準備を進める中で、改めて5年間のそよ風パークの施設の運営状況について、内部で協議を行ったというところでございます。

その中で、町としましても改善の余地があるのではないかと、改めてしっかりと施設運営に向き合う必要があるのではないかとという協議の中での結論に至って、このような提案をさせていただいたというところでございます。

もう一つの御指摘の監督責任につきましてはというところでございますが、こちらの指定管理者のメリットとしまして、公の施設の管理に民間事業者等の有するノウハウを活用するというところで、地域振興や観光振興に資することが挙げられると。そのような制度を導入した中で、結果、このように施設の在り方を検討するため時間をいただきたいという提案をせざるを得なくなったことに関しまして、その責任については真摯に受け止めさせていただき、重く捉えているところでございます。

このような状況でございますが、ただ、手をこまねいていたということではなく、地元の方のお声や利用者からお寄せいただいた生の声を反映させるべく、所管課として、現場サイドに常々

伝え、指導を行ってきました。また、現状を打開すべく、トップ会談も、町長と相手方社長による協議ということで、幾度となく行っていただいたというところでございます。

当然のことながら、改善されてきた部分もございますが、総括として精査をした場合、やはり1年間立ち止まって、もう1回、方向性を定めようという執行部、また、担当課内部の意見が固まりまして、このような提案をさせていただいたというところでございます。

繰り返しですが、監督責任については重々重く受け取らせていただいております。

3点目の地元雇用も含めたサービス等につきましてですが、こちらは当然、指定管理として町が指定するものでございますので、要望としては当然できるものというふうに思っております。

当然、運営上の指導、また、地元雇用、地元貢献、また、観光業としての集客につきましては、総括として、いろんな分野で町が指導できると考えておりますので、その点も踏まえて、今後の関わり方を改めて定めて、精査して関わっていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** 町長、坂本靖也君。

**○町長（坂本靖也君）** お答えいたします。そよ風パークにつきましては、議員の皆さん方も御承知のとおり、私も最初の設置のときから関わったということで、非常に思い入れのある施設でございます。

先ほどから商工観光課長が申し上げましたとおり、この施設につきましては、地域の活性化、また、農産物の販売等々のことについて、この施設を利用しながら多くの方に利用していただき、また、都市農村交流を進めるということを目的とした施設でございまして、そういった意味合いからもこの施設を有効活用すべきであるということは、私も常々思ってきたところでございます。

この5年間、エネルギープロダクトのほうが指定管理として運営をしてこられました。その間におきましても、先ほどから申し上げますように、いろいろな御意見をいただきながら、また、地域住民に根差した施設として利用していただくように、社長とも何度もお話をし、できる限りの改善、また、町の要望を受け入れていただくような形で進めてきたわけでございます。逆にエネルギープロダクトのほうからも、あの広い土地の有効活用に対する提案も受けてまいりました。

ただ、なかなか指定管理の途中で、中身を見直しながら、また、向こうの提案どおりのことを受け入れるというのは非常に難しいという判断から、特にそれに対しては認めてはきていないという状況でございます。

そういったことも含めまして、今後、あの施設がこの山都町の住民の皆様方から利用いただけるような施設にするために、できる限り町で施設の有効利用の方向性、また、それぞれをどういうふうにしたほうがいいのかということを含めながら、しっかりとこの公募に当たる条件整備というのをやりたいということで、今回、大変申し訳ないんですが、立ち止まってしっかりと今年度考える期間を町にいただきたいということがありました。

それに伴いまして、本来であれば、令和8年度からは新たな指定管理を公募できるのが一番よ

かったんですけども、公募期間もできる限りと取りたいという思いがあり、令和8年度をその移行期間ということで、しっかりとこれを進めながら、あの施設、広いそよ風パークの施設の有効活用をぜひ進められるような施設にし、また、住民の皆様方が集っていただき、また、あの施設があつてよかったなと思っていだけけるような利活用を進めるために、今回、この1年間、まずはこの指定期間を延長し、その期間の間に町として準備をしっかりと進めさせていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞ御理解をいただければというふうに思います。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** このそよ風パークについては、もともとがグラウンド、農場、宿泊施設、物産館あたりを切り分けて指定管理をしたほうがいいんじゃないかという話が出とったのを一緒にしてしまったわけですね。その結果で今がある。この後、今、不満がいっぱいあるのを1年続けるわけですよ。そのままの状態でも1年続ける。これにどうも納得いかない部分があるんですけども、1年後に、また、物すごくいい施設に生まれ変わるということを考えれば、それを待つのも手かなとは思いますが。

ただ、議会には今から精査する内容、あるいは、この次の公募の内容、それから、公募の時期、そういったのを随時示しながら、議会とも精査していく必要があると思います。

そういったところは、議会をないがしろにすることのないように、住民の意見を私たちはいろいろ聞いてここに来ておりますので、そういう意見を大事にさせていただきたいと思います。これは意見です。

**○議長（藤澤和生君）** 町長、坂本靖也君。

**○町長（坂本靖也君）** お答えいたします。今、矢仁田議員のほうから、これまでのいろんな経緯についてもお話がありました。その指定の在り方については、先ほど御指摘があったようなところも含めまして、どうしたほうが一番それぞれのスペースを有効活用できるかというのは詰めていきたいと思っております。

それと、エネルギープロダクトにおきましても、これまでもいろんな町からもこういった意見がありますと、こういう使い方ができないでしょうかというような御提案をまいりました。引き続きそういったことは続けながら、このままの運営をしていただくのではなくて、よりよく運営をこの1年間はずっとしていただけるようなところで、町としても引き続きエネルギープロダクトには申し入れ、また、協議をしながら、有効活用、さらに、現状のままではなくて、有効活用ができるようには進めてまいりたいというふうに考えております。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** せっかく立ち止まってされるわけですから、住民の方が納得されるような、サービス業ですから、サービスが悪ければ、このパークが生きてこないんですよ。今も、最近なんですけど、あそこに農産物を物産館に納められる方たちの時間が遅くなって、10時になりましたと。10時だったら、もう朝から収穫して納めるのに、10時だったら持って行く意味がない

とか言って、どんどん改悪になっているんですよ。

ですから、役場の中で、この1年間練っていかれると同時に、1年間またエネルギープロダクトがされるわけですから、そこはやっぱり指導していただきたいと思うんですよ。もう3回目ですので、しっかり、そこをどういうふうに指導していかれるのか。いま一つだけ、最近の住民の方の意見がありましたので、一つだけ提案しましたが、それも含めてよろしくをお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 町長、坂本靖也君。

**○町長（坂本靖也君）** ありがとうございます。本当にいろいろなそういった御意見があるのも十分承知しておりますので、そういった意見を引き続き、エネルギープロダクトにはつなぎながら、できるだけ早く住民の皆さん方がもっと集まっていたらいいようなことは、本当に1年待たずに、ずっと行っていきたいと思いますし、できる限り新しい募集の要綱等については年度内には決めまして、8年度になって、できるだけ長い期間を公募期間として、多くの方が応募していただけるようなことも含めて、しっかりとここは進めてまいりたいというふうに思っております。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

12番、工藤文範君。

**○12番（工藤文範君）** 12番、工藤ですが、これまで5年間でいろんな問題があったと思います。それはやはり解決していない、できていないということで、今回の1年延長して再検討しようじゃないかということになったと思います。

町はそれで1年間延ばして検討するというので、これは検討の余地があるということではないんですけど、それじゃあ、相手のエネルギープロダクトは今までできてこなかったのを1年間延長、そのまま延長したときに、この次、指定を受けるか受けないか分からんわけですよ。全国に公募してするということは。その中で、エネルギープロダクトが了解するのかなあと。してあるのかなと思うわけですね。議会は議決しても、その受けるところが、いやあ、そのままじゃというようなことになってしまう可能性もあるわけですよ。1年間もう受けられんて。ある程度予定できとれば、やっぱり1年間延長してやっても、何とかつなげるかなというような思いはするわけですけども、そのところはきちんと協議ができていますかどうか。そこをお伺いしたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 町長、坂本靖也君。

**○町長（坂本靖也君）** お答えいたします。指定管理に関しましては、あくまでも5年間の指定管理ということで、今年度までも含めて、エネルギープロダクトに対しまして、そういった5年ごとの更新、更新といいますか、5年ごとにまた見直しがあるということは理解をしていただながらの指定管理をしていただいているというふうに思っております。

つまり、ただ、エネルギープロダクト自体も、あそこをもっと長期にわたって利用したいという思いは強く思われているということは私も社長のほうと話をしながら感じているところではございます。

今回、1年間延長することにつきましては、事前にエネルギープロダクトとも話をして、その

ことについては、一応打診はしております。その上で1年間延長はしていただくと。

ただ、じゃあ1年間延長するので、次の公募で採用するかどうかというのはこれまでと一緒に、そこはもう真摯に理解した上での、これまでと同じような感覚で、エネルギープロダクトは契約に臨んでもらいたいし、プレゼンをしていただきたいというふうに考えております。

この間からエネルギープロダクトの職員の方とも話す中では、この1年間延びたことによって、今までの課題をできる限り解消しながら、もっと地域の住民から認めていただけるような活用はしていただける期間と前向きに捉えていただきたいという話をしております。

そういうことで、あとの指定管理に関しては、どこが受けるかは正直、それはもちろん約束するものではないということもしっかり申し上げていますし、エネルギープロダクトも理解はされておりますので、その中で1年間は引き続き、町としましても変えていっていただくようなところは続けていきたいと思っておりますし、この5年間も、度々私のほうからもそういうことを申し上げながら改善はしていただいていますので、このあと残りの1年もできる限り町の有効活用になるような運営をしてもらおうように、引き続き町もお願いをしていきたいというふうに思っております。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** いろんな住民の方からの御要望だったり、町のほうからこういうふうに改善してほしいということを再三お伝えしてあるけれども、なかなかうまくいかないというようなお答えもあったかと思うんですけど、そもそも、この間もちょっと尋ねましたけど、協定書に書いてある中身にそぐわない内容があるのであれば、強く指導もしないといけないし、再三の指導に関して改善がなされないのであれば、協定違反だということでの強い、何て言いますかね、指導だったり、協定違反なので、もう駄目ですよみたいな。そういう対応もあるのではないかと思いますけど、その点と、それとやっぱり、そういうそごが起きないようなはっきりとこういうことをしてもらいたいんだというのを今度の見直しの中で明らかにされてくると思うんですけど、協定書の作り方といいますか、その点に関しての考えももう少しお聞かせください。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、山下公司君。

**○商工観光課長（山下公司君）** お答えいたします。協定違反ではないかと、一言で言いますと、そういった御質問かと捉えさせていただきました。

本件に関しましては、基本協定書や年度協定そのものに違反と断言できるような不正行為という意味での事案は生じていないというふうに考えているところでございます。

どういうことかと申しますと、契約内容としましては、基本協定書によりまして、施設の管理業務仕様書によりまして、例えばですが、清掃ですとか、電気設備の保守点検、浄化槽、消防設備等々、施設の維持管理をまずお示ししております。また、施設の運営ということで、運営に関する業務ということでお示ししているのは、宿泊利用、食事、公衆浴場、物品販売業等々を行うことということにお示しして、そういった運営を行っていただくという形にしております。

そのことから、例えば今回の御質問のように、契約によって売上げ目標などが定めて数値化し

て、それをチェックするシステムということではございませんので、そういったものの見方、視点からすると、協定違反ではないというふうに考えているところでございます。

とは申したものの、それでいいのか、しかしながらという現実というところで考えに至ったというところでございます。

改めてですが、地域振興の核となる施設として、また、複合的な観光集客施設として、よりよい運営がなされていたかという視点で、こちらの指導を行っているというところでございます。はっきりした条件というの、なかなか条件というのは難しゅうございまして、その条件というものそのことに関して民間のノウハウを生かすために、指定管理制度を導入しているという部分もございまして、運営のその濃淡もあるにしても、そのノウハウを生かしていただくということが主眼にありますので、がんじがらめにすれば利益を出すことが難しくなるのではないだろうかというふうに考えているところでございます。

補足的な説明となりますが、例えばですけれども、今、温泉の利用が再開したというところでございます。こちら温泉でございまして、こちらとしましては、フル活用、朝から晩まで、例えば夜帰ったときに、そこに寄って帰りたいとかいう地元の方もいらっしゃるというふうに思いますが、その点がやっぱりエネプロ側としての経営方針として時間の制約があるとか、そういうふうに、どこがということでは申し上げますと、協定違反とかではなくて、温度差が少々あるのではないかと。こちらが求めるものと、向こうが実際運営をなされているもの。そのこの詰め合わせを指導という形で行っていきたいというふうに考えておりますので、そういったことで御理解いただきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** これで質疑を終わります。

これから議案第91号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第91号「そよ風パークの指定管理者指定期間の延長について」は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第7 議案第92号 財産の取得について（山都町運動公園中央グラウンド備品調達（グラウンド整備用機械））

**○議長（藤澤和生君）** 日程第7、議案第92号「財産の取得について（山都町運動公園中央グラウンド備品調達（グラウンド整備用機械））」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） それでは、私から説明させていただきます。

議案第92号、財産の取得について。

次のとおり財産を取得することとする。

- 1、件名、山都町運動公園中央グラウンド備品調達（グラウンド整備用機械）。
- 2、納入施設、山都町運動公園中央グラウンド。
- 3、契約金額、844万4,700円、税込みです。
- 4、契約相手方、熊本市中央区菅原町1番25号、三輝物産株式会社、代表取締役、西銘公一。
- 5、契約の方法、指名競争入札です。

令和7年9月4日提出、山都町長。

提案理由です。本件の財産を取得するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する動産の買入れに該当し、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

次のページ、資料1を御覧ください。物品売買契約概要です。

- 1、事業名、中央グラウンド周辺整備事業。
- 2及び3は先ほど申しましたので、省略します。
- 4、入札年月日、令和7年8月20日。
- 5、財源内訳、全て一般財源となります。
- 6、備品概要、別紙については、後ほど説明いたします。
- 7、指名業者、記載のとおり6社となります。

次のページ、資料2を御覧ください。入札結果です。

8月20日に開札しまして、予定価格、税抜841万5,000円に対して、税抜767万7,000円で、三輝物産が落札しております。1社が辞退、4社が当日欠席や入札書記載の不備により失格となり、1社の応札となっております。

次のページ、資料3を御覧ください。物品売買仮契約書の写しです。

- 5、納入期限は、令和8年2月27日までとしています。
- 7、契約保証金は、免除です。

上記の物品売買について、発注者と受注者はおのこの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な物品売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和7年8月26日、発注者、山都町長、受注者、三輝物産株式会社、代表取締役、西銘公一。

次のページをお願いします。

資料4は、位置図です。運動公園の位置を示しております。

次のページ、資料5を御覧ください。備品概要の別紙、備品リストになります。

1のスポーツトラクタは、運動場専用に開発されたトラクターで、芝生、芝、人工芝での作業が可能です。以下、2以降の備品は、トラクターにアタッチメントとして取付けて使用することを前提とした装置となります。

2のフロントウエイトは、トラクター全部にセットするもので、トラクター後部にアタッチメントを装着する際に、トラクターの安定を図るために必要なものです。

3のミッドロータリーモアは、芝刈機となります。現在、小型乗用の芝刈り機を芝生広場に導入していますが、ちびっこ運動広場やサッカー場周辺など、芝生の範囲が広いため、維持管理を軽減するため追加するものです。

4のマルチプレイは、グラウンドの整地機です。中央グラウンドにおいては、今後、駐車場としての活用も見込まれます。そのため、工事に使用した後の整地及び通常利用後の定期的な整備に使用するものです。

5の除草ローターは、グラウンド除草機です。グラウンドは通常使用していても、梅雨期後や、ふだん使用が少ない外側部に雑草が入るため使用するものです。

6のグラウンドマットは、ふだんのグラウンド整備、表面仕上げに使用するものです。

7の人工芝用スーパーは、サッカー場の人工芝の清掃機です。回転ブラシにより人工芝表面のごみを除去するものです。

備品は以上となります。説明は以上です。よろしくをお願いします。

○議長（藤澤和生君） 議案第92号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第92号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第92号「財産の取得について（山都町運動公園中央グラウンド備品調達（グラウンド整備用機械）」は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第8 議案第93号 財産の取得について（山都町運動公園中央グラウンド備品調達（防災備蓄品））

○議長（藤澤和生君） 日程第8、議案第93号「財産の取得について（山都町運動公園中央グラウンド備品調達（防災備蓄品）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） それでは、私から説明させていただきます。

議案第93号、財産の取得について。

次のとおり財産を取得することとする。

- 1、件名、山都町運動公園中央グラウンド備品調達（防災備蓄品）。
- 2、納入施設、山都町運動公園中央グラウンド。
- 3、契約金額、435万9,140円、税込みです。
- 4、契約相手方、上益城郡山都町浜町131番地2、株式会社H I R A T A、熊本南営業所、代表取締役、平田直樹。
- 5、契約の方法、指名競争入札です。

令和7年9月4日提出、山都町長。

提案理由です。本件の財産を取得するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する動産の買入れに該当し、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

次のページ、資料1を御覧ください。物品売買契約概要です。

- 1、事業名、中央グラウンド周辺整備事業。
- 2及び3は省略します。
- 4、入札年月日、令和7年8月20日。
- 5、財源内訳、全て一般財源です。
- 6、備品概要、別紙については、後ほど説明いたします。
- 7、指名業者、記載のとおり、7社となります。

次のページ、資料2を御覧ください。入札結果です。

8月20日に開札し、予定価格、税抜660万9,500円に対して、税抜397万3,400円で株式会社H I R A T A、熊本南営業所が落札しました。5社が辞退、2社の応札となりました。

次のページ、資料3を御覧ください。物品売買仮契約書の写しです。

- 5、納入期限は、令和8年2月27日までとしています。
- 6、契約金額のうち、取引に係る消費税及び地方消費税の額については、食料品等8%の軽減税率分と、通常10%の税率での合算額となり、内訳を記載しています。
- 7、契約保証金は免除です。

上記の物品売買について、発注者と受注者はおのその対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な物品売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後、電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項に規定する電子署名を行い、それぞれ当該電磁的記録を保有する。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和7年8月26日、発注者、山都町長、受注者、株式会社H I R A T A、熊本南営業所、代表取締役、平田直樹。

契約額が400万強となっておりますが、一応予定価格が条例で定める700万を超えておりますので、条例の提案となっております。

次の資料4は配置図です。運動公園の位置です。

次のページ、資料5を御覧ください。

備品概要の別紙、備品リストになります。

中央グラウンド横に設置する備蓄倉庫には、車中泊者等への食料や飲料の提供及びテント泊者等への対応等を考慮し、備蓄することとしています。

また、物資の集積所としての機能を有する総合体育館パスレルからの物資搬出等も考慮した備品も整備することとしました。1の飲料水900リットル、2の食料、1,000食が軽減税率の対象品目となります。

そのほかは毛布、簡易ベッド、テント、携帯トイレ、大人用、乳児・小児用おむつ、生理用品です。

また、屋外避難用のかまどベンチに使用する薪やカセットコンロ及び避難所運営用の発電機や投光器等を整備します。リヤカー及びパレットは、物資の搬入等に用いるものです。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第93号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第93号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第93号「財産の取得について（山都町運動公園中央グラウンド備品調達（防災備蓄品）」は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第9 発議第4号 山都町議会委員会条例の一部改正について

**○議長（藤澤和生君）** 日程第9、発議第4号「山都町議会委員会条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** 発議第4号について御説明申し上げます。

発議第4号、令和7年9月11日、山都町議会議長、藤澤和生様。

提出者、山都町議会議員、後藤壽廣、賛成者、山都町議会議員、飯開政俊、同じく吉川美加、同じく眞原誠。

山都町議会委員会条例の一部改正について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び山都町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提出の理由。山都町議会の議員の定数を14人から12人に改めることを内容とする山都町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例が、令和7年3月18日から施行され、同日以後、初めてその期日を告示される山都町議会議員一般選挙から適用されることになりました。これに伴い、山都町議会委員会条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

内容につきましては、事務局長より説明させます。よろしく申し上げます。

**○議長（藤澤和生君）** 議会事務局長、高橋尚孝君。

**○議会事務局長（高橋尚孝君）** 改正内容について事務局から御説明します。

常任委員会の定数の改正については、6月12日と7月10日の全員協議会を経て方針が確認されており、それに沿った内容となっています。

改正内容を御説明します。

3ページの新旧対照表を御覧ください。左が現行、右が改正案となっております。

第2条第1号、総務常任委員会の定数を5人から4人とします。

次のページをお願いします。

第3号、経済建設常任委員会の定数を5人から4人とします。

また、経済建設常任委員会の所管に、カ、国民宿舎に関する事項という条文が残っていましたので、これを削除します。

なお、ここに記載はありませんが、議会運営委員会の委員の定数は6人となっており、これがそのまま確認されていますので、改正はありません。

第19条の改正については、平成11年に地方自治法が改正された際に、当時それが委員会条例に反映されていませんでしたので、この機会にこれも改正するものです。3行目の後ろのほうからになります。「法令又は条例に基づく」委員会という部分を「法律に基づく」委員会と改正することにしています。これは地方自治法の表現に合わせるものであり、内容の変更を伴うものではありません。

2ページの条例案をお願いします。

山都町議会委員会条例の一部を改正する条例。

山都町議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「5人」を「4人」に改め、同条第3号中「5人」を「4人」に改め、カを削る。

第19条中「法令又は条例に基づく」を「法律に基づく」に改める。

附則。

この条例は、令和7年11月1日から施行する。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（藤澤和生君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから発議第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号「山都町議会委員会条例の一部改正について」は、原案のとおりに可決されました。

---

#### 日程第10 発議第5号 山都町議会広報の発行に関する規則及び山都町議会タブレット端末運用に関する規則の廃止について

○議長（藤澤和生君） 日程第10、発議第5号「山都町議会広報の発行に関する規則及び山都町議会タブレット端末運用に関する規則の廃止について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 発議第5号について御説明いたします。

発議第5号、令和7年9月11日、山都町議会議長、藤澤和生様、提出者、山都町議会議員、後藤壽廣、賛成者、山都町議会議員、飯開政俊、同じく吉川美加、同じく眞原誠。

山都町議会広報の発行に関する規則及び山都町議会タブレット端末運用に関する規則の廃止について。

上記の議案を別紙のとおり、山都町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提出の理由。山都町議会広報の発行に関する規則及び山都町議会タブレット端末運用に関する規則について、議会が規則で定めることは適当でないことが判明したため、これを廃止する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

内容につきましては、事務局長より説明させます。

○議長（藤澤和生君） 議会事務局長、高橋尚孝君。

○議会事務局長（高橋尚孝君） 議案の内容について御説明をします。

本件は、議会広報と議会タブレット端末に関する取決めを整理するためのもので、二つの取扱いをやめるものではありません。

整理する具体的な手続は、議会広報の発行に関する規則と議会タブレット端末運用に関する規則を議決により一旦廃止して、同様の内容を定めた議長決裁で設けることができる規程を制定しようとするものです。

この理由を説明します。

3 ページを御覧ください。

地方公共団体が制定できる法である条例と規則、それ以外を図に表したものです。

左を御覧ください。条例は、普通地方公共団体が法令に違反しない限りにおいて制定することができるので地方自治法で定められています。よって、その制定と改正には、議会の議決が必要です。

そして分類上の法としてもう一つ規則があり、これは地方公共団体の長、町でいえば町長が、これも法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、制定することができます。

また、教育委員会などの委員会も、その権限に属する事務に関して規則を定めることができます。

繰り返すと、議会の議決が必要なのが条例、原則として町長や委員会が制定できるのが規則となります。

なお、条例の役割として、義務を課し又は権利を制限するには、条例によらなければならないと地方自治法にあり、ここが条例と規則の違いの一つと言えます。

そして、規則の例外として、議会関係で、地方自治法により二つ限定して示してあり、それが議会の会議規則と議会の傍聴規則です。会議規則は議会の議決が必要で、傍聴規則は議長が定めるものです。

そして、右に分けていますが、様々な規程とか要綱などは法以外と分類されます。様々な機関の中での内部的な基準などとなります。

次のページを御覧ください。

左の現行のほうをお願いします。町長と委員会が制定する規則、その例外である議会関係での規則。現在、この例外の分類の中に、議会広報の発行に関する規則と議会タブレット端末運用に関する規則がある状態になっています。議会広報の規則は平成23年、議会タブレット端末の規則は令和3年に、それぞれ議決を受けて制定されています。

この状態を右のように見直したいというのが、今回この手続をしたい理由です。

具体的には、この規則の例外の中に入ってしまったている議会広報と議会タブレット端末に係る二つの規則を、議長の職権で制定できる同じ内容の規程として設ける整理をしたいものです。現在、議会が関係する規程には、全員協議会規程や議会録画動画配信等に関する規程などがあります。

なぜ、このような実情があるのが分かったかについて御説明をします。

6 ページをお願いします。

議会広報の発行に関する規則第5条第2項で、委員の人数を6人と定めてあります。これを今回の議員定数の減少による協議の中で5人とする方針が出され、改正する必要が生じました。この改正手続について関係資料を確認する中で、今回の件が分かったものです。

再度4ページをお願いします。

町の手続において、議会の議決以上に重い手続はないと思います。よって、推測になりますが、

議会広報と議会タブレット端末に係る二つの規則については、より慎重に手続を踏むため、議会の議決を受けられたのではないかと思います。

では、今、何が特に困るのかというと、特に困るわけではありません。ただ、議会広報の委員の人数を変えるこの機会に、取決めの置場所を地方自治法に基づいた位置に置こうとするものです。

次に、5ページをお願いします。

今回の手続について示したものです。前の説明と重なりますが、議会広報と議会タブレット端末に係る二つの規則は、過去に議決で制定されたこと、そして、これまで、これらに基づき運用された事実を踏まえ、この規則を今回議決で廃止し、その上で、同じ内容の規程を議長決裁で定めるようにしたいものです。

このときに、議会広報に関する規程において、広報委員の人数を現在の6人から5人とします。今お願いするのは、この手続1の部分です。6ページ以降に、現在の議会広報の発行に関する規則と議会タブレット端末運用に関する規則を参考で添えています。

2ページをお願いします。

今回提案された規則の廃止に関する条文です。

山都町議会広報の発行に関する規則及び山都町議会タブレット端末運用に関する規則を廃止する規則。

次に掲げる規則は、廃止する。

- 1、山都町議会広報の発行に関する規則。
- 2、山都町議会タブレット端末運用に関する規則。

附則。

この規則は、公布の日から施行する。

説明は以上です。よろしくをお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 質疑なしと認めます。

これから発議第5号採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号「山都町議会広報の発行に関する規則及び山都町議会タブレット端末運用に関する規則の廃止について」は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後0時11分

9 月 25 日（木曜日）

令和7年9月第3回山都町議会定例会会議録

1. 令和7年9月4日午前10時0分招集
2. 令和7年9月25日午前10時0分開議
3. 令和7年9月25日午後0時13分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第22日）（第5号）
  - 日程第1 議案第94号 工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園中央グラウンド電気設備工事）
  - 日程第2 議案第95号 工事請負契約の締結について（通潤橋ミエルテラス展望デッキ設置工事）
  - 日程第3 議案第96号 工事請負契約の締結について（通潤橋ミエルテラス外構工事（南側））
  - 日程第4 議案第97号 山都町特定教育・保育施設等及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
  - 日程第5 諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
  - 日程第6 認定第1号 令和6年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 日程第7 認定第2号 令和6年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
  - 日程第8 認定第3号 令和6年度山都町病院事業会計利益の処分及び決算の認定について
  - 日程第9 委員会報告 請願付託報告について
  - 日程第10 委員会報告 請願付託報告について
  - 日程第11 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について

---

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 東 浩 昭	2番 坂 本 幸 誠	3番 眞 原 誠
4番 西 田 由未子	5番 中 村 五 彦	6番 矢仁田 秀 典
7番 興 梶 誠	8番 藤 川 多 美	9番 飯 開 政 俊
10番 吉 川 美 加	11番 後 藤 壽 廣	12番 工 藤 文 範
13番 藤 原 秀 幸	14番 藤 澤 和 生	

---

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

---

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	坂本靖也	副町長	坂本浩
教育長	井手文雄	総務課長	工藤博人
清和支所長	西田法生	蘇陽支所長	村上敬治
会計管理者	嶋田浩幸	企画政策課長	北貴友
税務住民課長	玉目知穂	健康ほけん課長	長崎早智
福祉課長	高野隆也	農林振興課長	松本文孝
建設課長	西賢	山の都創造課長	菊地勝也
商工観光課長	山下公司	学校教育課長	鈴木保幸
生涯学習課長	平岡哲也	そよう病院事務長	枝尾博文
監査委員	橋本由紀夫		

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 高橋尚孝 外2名

開議 午前10時0分

○議長（藤澤和生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

吉川美加議員から発言の申出がっております。

発言を許します。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） おはようございます。

お時間を頂戴しましたので、発言をさせていただきます。

今回の9月10日の一般質問において、私の質問に配慮に欠けた内容がございましたので、その部分の発言の取消しをお願いするものでございます。

その部分といいますのは、私の不登校に関する質問の中に、不登校の理由は様々であるが、その中で家庭にも問題があるのではないかという部分なんです。一般的なことを申し上げたつもりではありますが、当事者にとっては胸に突き刺さる言葉であったと、発言の後に気がつきました。私の保身のためにお願いするものではなく、防災無線を聞いて不愉快に思われたり、深く傷つく方がいらっしゃることは想像に難くないことを酌み取っていただき、このたびのお願いを申し上げます。

議場での発言は重いものであることを改めて感じ反省をしております。御判断をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ただいま、10番、吉川美加君から9月10日の会議における発言について、会議規則第64条の規定により発言の一部を取り消したいと申出がありました。

お諮りします。

これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、吉川美加君からの発言の一部取消しの申出を許可することに決定いたしました。  
本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

**日程第1 議案第94号 工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園中央グラウンド電気設備工事）**

○議長（藤澤和生君） 日程第1、議案第94号「工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園中央グラウンド電気設備工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、平岡哲也君。

○生涯学習課長（平岡哲也君） おはようございます。それでは、議案第94号について説明いたします。

議案第94号、工事請負変更契約の締結について。

令和6年第4回山都町議会定例会において議決された、山都町運動公園中央グラウンド電気設備工事請負契約のうち、請負代金額「1億3,489万9,600円」を「1億3,601万2,800円」に変更することとする。

令和7年9月25日提出、山都町長。

提案理由です。

本件の工事請負変更契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

資料1を御覧ください。工事請負変更契約概要です。

1、工事番号。R6教生工第5号。

2、工事名。山都町運動公園中央グラウンド電気設備工事。

3、工事場所。山都町長原地内。

4、当初契約年月日。令和6年12月13日。

5、財源内訳。交付金、変更後6,000万円、増減はありません。起債、変更後6,000万円、こちらも増減はありません。一般財源、変更後1,601万2,800円、増額111万3,200円。合計で、変更後1億3,601万2,800円、増額111万3,200円。

6、工期。工期については、別途発注しております施工中の工事との調整により、10月31日までの工期を令和7年12月22日までに変更します。

7、工事内容。工事内容としましては、変更後、受電設備、高圧受電・非常用発電各1基。照明設備、駐車場投光器3台、ベンチ周り灯1台、トイレ常夜灯1台、ランニングコース灯11台、

コンセントボックス4面。放送設備、拡声設備1台、ワイヤレス受信機等1式、防災放送設備、これは体育館からの放送用として1式。管理施設整備、器具倉庫とトイレの照明灯設置1式となっております。

8、契約の相手方。熊本市南区流通団地1丁目15番3、株式会社熊栄電設、代表取締役、岡田亀彦。

資料2の変更数量増減表を御覧ください。変更箇所を説明いたします。

6行目の照明設備、ランニングコース灯を10台から11台へ1台追加しております。これはサッカー場の利用者などが夜間に中央グラウンドへ移動する際に、階段等の足元を照らすために設置をするものです。また、喫煙所の利用者の移動も想定しております。

また、一番下の段、管理施設整備の器具庫等照明については、当初、各施設の電気の引込みまで計上しておりましたが、今回の変更で施設内の照明やコンセントの設置を追加するものです。

資料3を御覧ください。公共工事請負変更仮契約書の写しです。

4の変更工事請負額から増額111万3,200円。

工期。原契約工期、令和6年12月16日から令和7年10月31日までを、変更工期、令和6年12月16日から令和7年12月22日までとする。

令和6年12月13日付で請負契約を締結した上記工事について、上記変更契約事項のとおり請負契約を変更する。

本変更契約のあかしとして、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和7年9月5日、発注者、山都町長、受注者、熊本市南区流通団地1丁目15番3、株式会社熊栄電設、代表取締役、岡田亀彦。

資料4は位置図です。

資料5を御覧ください。ランニングコース、駐車場照明配線図となります。

中心部に朱書きしたものが、ランニングコース灯の位置となります。

資料6を御覧ください。器具倉庫、トイレ灯の動力配線図です。

朱書きが変更追加箇所となります。左下、器具倉庫に照明及びコンセントの追加、右上、トイレにコンセントの追加を行います。

資料7を御覧ください。ランニングコース灯の配線系統図です。

ランニングコース灯1台追加に伴い、関連する配線を追加しております。

資料8は現況の上空写真をおつけしております。

朱書きにて変更に関する箇所を示しております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第94号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 変更数量の増減表のところに、コンセントボックスの野外用4面というのがないんですけれども、これは当初と変更はどうなってますか。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、平岡哲也君。

○生涯学習課長（平岡哲也君） コンセントの追加ということですかね。

○2番（坂本幸誠君） 数量。

○生涯学習課長（平岡哲也君） はい。

（自席より発言する者あり）

○2番（坂本幸誠君） 増減表の概要にある。

○生涯学習課長（平岡哲也君） はい、概要ですね。失礼しました。

（自席より発言する者あり）

すいません、トイレの、すいません、トイレの、違うですかね。

（「概要には載ってるけど、こっちには載ってない」発言する者あり）

トイレのコンセントは、今回追加をするものです。

（自席より発言する者あり）

これはですね、グラウンド内のコンセントボックスのことを示しております。ですから、今回の新たな追加ということになります。

（自席より発言する者あり）

すいません。グラウンド内のコンセントボックスは変更はございません。工事内容、すいません、資料1の工事内容のところに、コンセントボックス4面というところをおっしゃってるんですよ。

これについては、変更はありません。

（自席より発言する者あり）

すいません。こちらについてはもう……、失礼しました、記載されていないというところをお願いしたいと思います。

（自席より発言する者あり）

すいません、よろしく申し上げます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第94号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第94号「工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園中央グラウンド電気設備工事）」は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第2 議案第95号 工事請負契約の締結について（通潤橋ミエルテラス展望デッキ設置工事）

○議長（藤澤和生君） 日程第2、議案第95号「工事請負契約の締結について（通潤橋ミエルテラス展望デッキ設置工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） それでは、御説明させていただきます。

議案の説明に入ります前に、少しお時間をいただきまして、通潤橋周辺整備事業の概要、進捗状況について御説明させていただきます。

事業概要につきましては、本町の農林産物を生産する基幹産業と通潤橋等を有機的に結合させ、町の歴史、農、食、自然などの魅力を発信し、交流人口の増加による地域活性化や地域振興を目指すこととしているところでございます。

次に、事業の進捗状況についてでございます。

令和6年度発注工事につきましては、現在、繰越事業として実施しておりますが、通潤橋資料館改築、物産館改築、トイレ新築工事を発注いたしまして、資料館につきましては竣工し、物産館並びにトイレにつきましては本年11月末の竣工予定として工事を進めているところでございます。

次に、令和7年度発注工事についてです。

らせん階段新設、屋外通路のひさし新設、飲食施設新設等々を発注いたしまして、いずれも11月末の竣工予定として工事を進めているところでございます。

あわせまして、今回、2つの議案の追加提案をさせていただいたところです。展望デッキ設置工事と物産館前の外構工事を実施するための工事契約となるものです。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。

議案第95号、工事請負契約の締結について。

次の工事について、請負契約を締結することとする。

- 1、工事番号。山商観工第38号。
- 2、工事名。通潤橋ミエルテラス展望デッキ設置工事。
- 3、工事場所。山都町下市地内。
- 4、契約金額。6,487万8,000円、税込みです。
- 5、契約の相手方。熊本県上益城郡山都町上寺1641-4、有限会社甲斐工業、取締役、甲斐朗。
- 6、契約の方法。指名競争入札。

令和7年9月25日提出、山都町長。

提案理由です。本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

次のページ、資料1を御覧ください。工事請負契約概要について説明いたします。

1から3につきましては、先ほど説明しましたので省略いたします。

4、入札年月日。令和7年9月3日。

財源内訳です。全体事業費6,487万8,000円、起債6,480万円、一般財源7万8,000円となっているところです。

工事内容です。通潤橋前上段駐車場法面に展望デッキを設置いたします。本工事によりまして、国宝通潤橋を正面に望むスペースを確保し、その存在感や景観を楽しむことができる環境を整えるものでございます。併せて駐車場内での人だまりの解消による観覧環境の質を向上させ、安全性の確保を図るものでございます。

具体的な工事内容といたしまして、建築面積121.8平方メートル、うち洋風東屋9平方メートル、東屋の高さを3メートルといたしているところでございます。構造につきましては、再生木材といたしているところです。

7、指名業者につきましては、記載しています6社となっております。

次のページ、資料2を御覧ください。入札結果になります。

9月3日開札。

予定価格、税抜5,923万円。

最低制限価格、税抜5,449万1,600円。

6社を指名しまして、2社が辞退、4社から応札があり、有限会社甲斐工業が落札というところでございます。

次のページ、資料3を御覧ください。公共工事請負仮契約書の写しでございます。

1、工事番号。山商観工第38号。

2、工事名。通潤橋ミエルテラス展望デッキ設置工事。

3、工事場所。山都町下市市内。

4、工期。令和7年9月26日から令和8年1月30日まで。

5、請負代金額。6,487万8,000円です。

上記の工事について、発注者、山都町と受注者、有限会社甲斐工業はおのおのの対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後、電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項に規定する電子署名を行い、それぞれ当該電磁的記録を保有する。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和7年9月5日、発注者、山都町長、受注者、熊本県上益城郡山都町上寺1641-4、有限会社甲斐工業、取締役、甲斐朗。

次のページ、資料4を御覧ください。位置図になります。

次のページ、資料5を御覧ください。現況写真を添付しているところです。

資料館上の上段駐車場の現況写真です。こちら法面に展望デッキを設置というところで、写真をお示ししているところです。

次のページ、資料6を御覧ください。通潤橋周辺施設整備事業の平面図になります。一部抜粋です。

建築予定箇所を朱書きで囲いまして、お示ししているというところがございます。上段駐車場、資料館の上の位置に設置を予定しているというところがございます。

次に、次のページ資料7を御覧ください。展望デッキの設置位置をお示ししました工事平面図になります。

朱書きでお示ししているとおりでございます。

次のページ、資料8をお願いいたします。展望デッキの詳細図ということになります。

詳細図を資料8でお示ししているところがございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第95号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 起債がほとんどで……、この起債は過疎債で予定されてますが、これは決定なのかということと、次のところにも関係するんですけど、これで大体の通潤橋周辺整備が終わることになるかなと思うんですが、全体的な全体構想について、どんなふうになっているのか、この部分部分でされる、今まで提案していただいていたので、全体的なことの、もし、どれだけかかったかとか、全体的にかかったかとかいうの、データというか資料があれば、お示しいただきたいと思います。

このデッキについては、私は必要ないという意見をこれまでも申し上げさせていただいてきたと思うんですけども、どうしてもこれが必要だったという理由を、もう少しお聞かせいただきたいと思います。

以上お願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、山下公司君。

**○商工観光課長（山下公司君）** お答えいたします。まず、第1点目の過疎債、いわゆる財源内訳の御質問かというふうに受け取らせていただきました。

今回の農山漁村振興交付金事業につきましては、補助率50%ということで、今回の総事業費、3つ目の御質問に関わるものですが、総事業費10億円、補助上限額4億円ということで事業を進めているというところがございます。その枠組みの中で、当該交付金事業につきましては、分割発注により工事を進めていることから、工事契約ごとの財源内訳をお示しする場合、先に発注した工事に交付金を満額50%充当してきましたので、補助上限額を超えた後の今回の発注に関しましては、過疎対策事業債が主たる財源となる工事契約が生じるということがございます。マックス4億円の補助上限ということで、そちらは全て充当というところがございます。工事契約関係の総事業費につきましては、約10億円を想定しているところがございます。

次に、今後のスケジュールの質問もあつたかと思いますが、こちらにつきましては、ほぼ大きな工事契約はこちらで完了するところですが、あと旧体育館跡の舗装工事を残しております。また、上段駐車場から下に、物産館等へ行く車道の舗装部分等を予定しております、そこ、合計の数千万規模の工事が残工事で残っていると。こちらにつきましても、順次分割発注をしておりますので、この旧体育館跡の現工事を完了した後に、そういった舗装を完了させていくというところでございます。

最後の御質問で、そもそも展望デッキがいかにかという御質問でございますが、今回のこの展望デッキにつきましては、国宝通潤橋を正面に望むスペースということで、その存在感や風景を楽しむことができる環境を、学びのテラスとして整備をいたすというところでございます。観光客の通潤橋観覧における多様な楽しみ方の場所を提供するということで、併せて駐車場内の人だまりの解消による安全性の確保を図るということを目的に事業を実施するというところでございます。

今回の事業につきましては、必要な事業ということで捉えておりますが、その総括的な事業構築の考え方というの、今回の事業につきましては、御承知のとおり、補助金といいますのはメニュー、要件がございまして、それをクリアすることで事業を実施していくと。今回大きく3つの事業メニューを満たす必要があるということで事業の構築を行ったことです。少々時間をいただきますが、御説明をさせていただきます。

1つ目に、都市農山漁村総合交流促進施設として学びのテラスを整備する。2つ目に、地域連携販売力強化施設として物産館やレストランの整備を行う。3つ目に、景観生態系保全整備として交流広場の整備を行うというところでございます。その中で、学びのテラス関係、物産館や資料館関係の中で、デッキの整備も含まれているということで、それを、この3つのメニューを満たし、また、その目的を達成するために積み上がったものがこの10億円、その内訳の事業といたしますのが、このデッキも含まれているということで御理解をお願いしたいというところでございます。

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 学びを充実させるということは分かるんですけど、しゃんむりデッキがなくてもいいと私は思うんですね。やっぱりお金がとてまかかっています。テラスでこれだけかかるのかなとも毎回申し上げますけど、それと、起債で70%の交付税措置があるのかと思っておりますけど、それがあつたとしても、一般財源から2,000万近くの返済をしていかないといけないんですね。木材を使ってあるので、いずれ修理だったり腐食があつたりとかして、その後のことには全部一般財源を使っていかないといけません。

子どもたちがたくさんそこに行ったときに、安全性が確保されるのかなというのも一つ心配します。高いところにありますので。これを、設計図を見てみると、私のあれが間違つたらお知らせください。テラ……、何だっけ、手すりの高さが110センチだと思うんですが、これはちょ

つと怖いなど、引率をしてきた身から言うതുですね。非常に安全性については、どのように配慮されたのかなということも、もう一つお聞きしたいと思います。

これだけお金がかけられるのであれば、私は、らせん階段をエレベーターにさせていただきたいということも提案してきましたが、そっちにお金をつぎ込むというお考えはなかったのでしょうか。

2点お願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、山下公司君。

**○商工観光課長（山下公司君）** お答えいたします。まず、第1点目に安全性の配慮についてどうかということですが、御質問がありましたとおり、この再生木材を使いまして、この手すり関係は1メートル10センチと、1,100というところで設計を組んでいたしております。こちらで設計コンサルとの協議を踏まえた中で、眺望を確保する、また、安全を確保するという両面の視点を持って、この高さでいけるという判断をいたしまして、そのような形をとらせていただいたというところでございます。また、重量に関しましても、その計算に基づき、このデッキの広さを確保したというところでございます。

2点目のエレベーターをとということでございますが、こちらも以前御質問いただいたということで認識しておりますけど、基本的にはエレベーターの設置は考えていなかったというところでございます。考えてなかったといいますが、比較検討し、当然これが上限4億円の補助金の中で10億円かかっていると。このエレベーターといいますのは、当然それ以上にお金もかかってくると。そのどちらを対比するかということの趣向はあるかと思っておりますけども、今回は展望デッキとらせん階段をとらせていただいたという結論に至ったというところでございます。

あと3点目、木材の維持管理ということの御質問もあったかと思っておりますけど、こちらにつきましては、再生木材ということで御説明したいと思います。再生木材といいますのは、プラスチック樹脂を含めた廃プラスチックや廃材を混合して固めたりサイクル素材となっておりますので、木材のような質感を持ったプラスチックというふうになっております。木材と比較しまして、耐久性や耐候性が高いという認識の上で設計いたしましたので、耐久性については、木材よりも長く持てるというような形で設計をいたしましたというところでございます。

御質問に関しては以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 御説明いただいたことに関しては分かりましたけれども、やはり学びを多様化するというのであれば、通潤橋資料館のほうをリフォームして、利用しやすいようにしたということでは十分ではないのかなと。先ほど言いましたように、子どもたちは何をするか分かりません。すごく高いところでの……、私は眺望より安全性をとってほしかったので、非常に心配をします。そういう点で、とても私は納得がいけないということを申し上げさせていただきますし、もう一度、安全性の配慮に関しては、本当にこれでいいのか、少し考慮されるというお気持ちはないのかということをお尋ねします。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） お答えいたします。観光施設、もちろん行政が造る公共施設として、安全性の確保というのはもちろん第一義的に一番に考えなければいけないということは認識しております。その認識の下で、設計業務との協議を行った上での、この形づくりを行いましたので、それについても御理解をお願いしたいと。その認識を前提に、この設計を行ったということでございますので、それをもって工事に当たらせていただきたいということでございます。

当然、考えの及ばないような、安全の、子どもさんたちの御意見が、御質問がありますけども、その際には、もちろん打てる手だては行っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） この設置場所が、この資料5を見てみていただくと分かりますが、日頃からですね、ここはとても、何ですかね、山側というところで、湿気の多いところなんです。この下が今までありましたトイレですから、皆さん御存じと思いますが、冬はもうもちろん、何かこう、氷が溶けないみたいなような感じで、いつもトイレもじめじめしておりました。その真上なんです。この見ても分かるように、もうずっと木陰になってます。その下の写真のほうを見ますと、落葉樹がいっぱいあります。冬になると、この葉っぱが落ちてきます。デッキですからですね、もう常に、毎日掃除をしないといけないと思いますが、湿気があるということで、すぐコケがむしてきます。なので、そこら辺をどのように対処されていかれるのか。

それから、そもそもミエルテラスということで、通潤橋が全部見えるということで、先ほどおっしゃいましたが、その眺望のいいところということで、ここに設置したということなんです。よくよく見てみますと、吹上台のほうが見えづらいと思いますが、先ほどおっしゃったのとちょっと違うんじゃないかなと。ここに行くと全景が見えますよという感じなんです。やはり吹上台のほうが見えないということで、通潤橋の構造を全部見てもらうということでは、ちょっと足りないかなと思いますが、そこら辺も含めて、それから、この周りの、この2番目の写真にありますように、ここの邪魔になるような樹木を伐採されるのか、そこら辺もお尋ねをしたいと思っております。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） お答えいたします。まず、環境的に影があって、じめじめしているというところでの御指摘でございますが、そのようなことも踏まえまして、先ほど申し上げました材質にもちょっとこだわりまして、木材ではなく腐りにくい、これは安全性にもつながるものです。経過したときに、根本から腐れば危険を及ぼすということでございますので、再生木材を利用させていただいて、そのような危険を回避するような手だてを設計いたしましたというのが1点目でございます。

また、管理についての御質問かと思っております。こちらについては、確かに、また、木が覆ってい

るところもございますので、当然のことながら、町有地に係るものに関しましては、できるだけ明るく保っていききたいということで、現場整備の中で確認を行っていききたいというふうに思っております。

3点目につきましての眺望の御意見ですね、確かに、私、正面が望めると、また学びのテラスという御説明をいたしましたが、ある意味多様な視点、見方によっては、下から見る人も好きだし、上から駐車場を降りて、まず通潤橋を見ていただいて、わぁとと思っていただいて、下の放水に回っていただくというような動線、また、視点を確保するという意味でも展望テラスは必要ではないかという判断に至りましたので、説明足らずで申し訳ありませんが、全部がそこで完結するということではございませんが、そのような視点もあるというところでの設置というところで御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

2番、坂本幸誠君。

**○2番（坂本幸誠君）** デッキは、もう入札までしてあるけんが、うまく使ってほしいんですけども、資料8のウッドデッキの詳細図のところでですね、平面図がありますよね。東屋の下は、これいき盤でしょう。別に柱が立つとるわけじゃないですよ。すと、側面図のところになった柱が立つとっつですけれども、この平面図の見方、正面図はどっから、側面図はどっからちゅうとをちょっとお聞きしたいですね。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、山下公司君。

**○商工観光課長（山下公司君）** お答えいたします。資料8の見方だと思いますけども、東屋でございますので、屋根つきで4点で支えまして、日よけですとか、よけるのに、そこまで大きなものではございませんけども、そういった建物になっているということでございます。方向ということでございますけど、見方といいますと、この細長く出ている部分がありますが、これが先端のほうに行くと。この四角形の大きなものが法面の駐車場側に立っているというところの向きで御覧いただければというふうに思います。

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** 2番、坂本幸誠君。

**○2番（坂本幸誠君）** 東屋の下はこう、何ですか、柱じゃないですよ。東屋の下は……、地盤なんですよ。

**○商工観光課長（山下公司君）** はい。

**○2番（坂本幸誠君）** すと、こっちの側面図って書いてあところの下は、柱になっつてほしい。だけ、どっちから見るといいですかね。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、山下公司君。

**○商工観光課長（山下公司君）** 法面に細長い展望所側が出ているというふうに御覧いただきたいというふうに思います。

（自席より発言する者あり）

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） お答えいたします。資料7を御覧いただきたいと思いますが、まず向きはそうになっているというところがございます。地盤の法面のところが両方に見えるという御意見だと思いますけど、見る方角によって、法面の出る柱が違いますので、要は、細く長く出ているところが法面側のそこに出ている。東屋は駐車場側に造っているというところを見ていただきたいと思います。

図面といいますのは、右から見るのか、左から見るのかで、また、前後で見るので変わってきますので、法面側につきましては、そのようにというところがございます。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 聞きたいとは、側面図って書いてあつとは、どこから見とつとですか。位置が。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） まず、側面図といいますのは、駐車場側から見たものでございます。下の正面図といいますのは、駐車場の右側から見たものが法面に出ているというところになります。見方によって、その形が変わると、変わるといいますか、そういう表示になるというところがございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第95号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議がありますので、起立によって採決します。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤澤和生君） 起立多数。

したがって、議案第95号「工事請負契約の締結について（通潤橋ミエルテラス展望デッキ設置工事）」は、原案のとおりに可決されました。

---

### 日程第3 議案第96号 工事請負契約の締結について（通潤橋ミエルテラス外構工事（南側））

○議長（藤澤和生君） 日程第3、議案第96号「工事請負契約の締結について（通潤橋ミエルテラス外構工事（南側））」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） それでは、議案の説明に入らせていただきます。

議案第96号、工事請負契約の締結について。

次の工事について、請負契約を締結することとする。

- 1、工事番号。山商観工第37号。
- 2、工事名。通潤橋ミエルテラス外構工事（南側）。
- 3、工事場所。山都町下市地内。
- 4、契約金額。1億8,865万円、税込みです。
- 5、契約の相手方。熊本県上益城郡山都町杉木465－1、大栄企業株式会社、代表取締役、込山憲司。
- 6、契約の方法。指名競争入札。

令和7年9月25日提出、山都町長。

提案理由です。本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

次のページ、資料1を御覧ください。

工事請負契約概要について説明いたします。

1から3につきましては、先ほど説明しましたので省略いたします。

4、入札年月日。令和7年9月3日。

財源内訳です。全体事業費1億8,865万円、交付金924万2,000円、農山漁村振興交付金です。起債1億7,940万円、過疎対策事業債です。一般財源8,000円。

6、工事内容です。物産館及び資料館前スペースの舗装工事等となるものです。本工事によりまして、身体障害者等用の駐車スペースや景観や飲食を含めた物産等を楽しめるオープンテラスの人的な交流スペースを確保することとし、観光客への利便性の向上を図るものでございます。

具体的な工事内容としましては、アスファルト舗装撤去1,515平方メートル。透水性コンクリート洗い出し舗装372平方メートル。自然石コンクリート洗い出し舗装23平方メートル。自然石平板舗装1,603平方メートル。側溝工119メートル。階段2か所。ベンチ4基。縁台6基といたしているところでございます。

7、指名業者につきましては、記載しております12社を指名いたしております。

次のページ、資料2を御覧ください。

入札結果になります。

9月3日開札。

予定価格、税抜き1億7,351万2,000円。

最低制限価格、税抜き1億5,804万4,995円。

12社を指名いたしまして、10社が辞退、2社から応札があり、大栄企業株式会社が落札しているというところでございます。

次のページ、資料3を御覧ください。公共工事請負仮契約書の写しでございます。

- 1、工事番号。山商観工第37号。
- 2、工事名。通潤橋ミエルテラス外構工事（南側）。
- 3、工事場所。山都町下市地内。
- 4、工期。令和7年9月26日から令和8年2月27日まで。
- 5、請負代金額。1億8,865万円。

上記の工事について、発注者、山都町と受注者、大栄企業株式会社はおのの対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後、電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項に規定する電子署名を行い、それぞれ当該電磁的記録を保有する。

なお、この契約は議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和7年9月5日、発注者、山都町長、受注者、熊本県上益城郡山都町杉木465-1、大栄企業株式会社、代表取締役、込山憲司。

次のページ、資料4を御覧ください。位置図になります。

次のページ、資料5を御覧ください。現況写真を添付しているところです。

物産館前及び資料館前の現況写真でございます。朱書きで工事箇所をお示ししているところです。

次のページ、資料6を御覧ください。通潤橋周辺施設整備事業の平面図になります。一部抜粋です。

工事予定箇所を朱書きで囲い、お示しをしているところでございます。

次に、資料7を御覧ください。当該工事の施工範囲をお示しました平面図となります。

この薄い青色の部分で施工範囲を示しているところです。

次に、資料8を御覧ください。各舗装工事をお示しました平面図というふうになります。

自然石平板舗装、透水性コンクリート洗い出し舗装、自然石コンクリート洗い出し舗装を示しているところでございます。

次のページ、資料9を御覧ください。各舗装工事の施工例をお示ししているところでございます。

自然石平板舗装のイメージとしましては、このような石を使いまして舗装を行うということでございます。次に、透水性コンクリートの洗い出し舗装というところで、こちらのような舗装をイメージしていただければと思います。また、自然石コンクリート洗い出し舗装というところのイメージ図をつけているところです。

それぞれ写真イメージのように施工を行い、仕上がりを想定しているところでございます。御確認をお願いいたします。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第96号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） この件につきまして、誰でもできる工事ではあると思うんですけども、辞退がですね、このように、これ見てみますと、ほとんどできる業者なのが、10社が辞退なんですよね。これについては、何か理由か何か聞かれま……、これ何で辞退するかどうか、そういうことは聞かれないと思うんですけど、どういう理由なんだろうかな。大体勘で分かりますか。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えいたします。入札の際に質疑応答等を受けましても、今回の工事に関しては、質疑等がございません。辞退のそれぞれの業者さんの考え方については、ちょっとこちらでは承知してないところです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） この図面で、外構工事に、先ほどのミエルテラスの側面の工事が一部分入っとるじゃないですか。何で一部分なんだろうと。すと、ミエルテラスの先ほどの、何というか、土手面というか、あの辺も造成せなんとじゃないかなとか思うんですけども、その辺がどぎゃんたるとるかを、ちょっと教えてください。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） お答えいたします。資料7を御覧いただいたのことかと思えます。資料7の右上の擁壁部分を御覧いただきたいと思えます。こちらは御指摘のとおり、こちらは展望デッキに係るものとしまして、擁壁をL字型で埋め込みます。こちらは強度を保つためでございます。展望デッキが建築系で出しておりますので、今回ちょっと飛び地での工事という形に見えるかと思えますけども、土木工事の中に含めて補強を行うということでの対応をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） 今のは分かりました。ということはですよ、L字のを入れますよね。その上も斜めでしょ、まだ。すと、こっちの、ほら、さっきの展望デッキの、何か突き出てるというか、の下も斜めですよ。この辺は外構工事には入らずに、下が何になっとるかは、ちょっと心配ですけど、コンクリートとかではなくて、そのまんま工事せずに、そのまんまということなんだろうかな。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、山下公司君。

**○商工観光課長（山下公司君）** お答えいたします。法面に建てますので、展望デッキの工事内訳の中に基礎工事、先ほど下の柱部分が見えてたと思いますけども、それに基礎も含めて、展望デッキは設置すると。法面の安全性の確保につきましては、この工事は整形を行いますので、基本的に展望デッキを支えるのは基礎工事とその柱で支えると。この法面につきましては、擁壁を埋め、また、なおかつ、法面については整形を行うということで御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありますか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 自然石平板塗装というのが、ほとんどになるということですよ、この水色のところなので。これに大分お金がかかっているんじゃないかなと推察しますけど、こういうことをしないといけなかったんだろうかと思うんです。普通に舗装をし直すだけじゃ、駄目だったんだろうかというのが一つです。なぜかと言いますと、ここは……、ここはどうか、全体的にですね、通潤橋の前のところは、水害のときにつかる場所ですよ。何かその辺のかさ上げをすればいいのだったら分かるんですけど、水害に遭わないようにですね。どうしてこういう、見栄えはいいと思いますけれども、こういうことにお金をかけないといけないのかという疑問があります。その御説明をお願いしたいと思います。お願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、山下公司君。

**○商工観光課長（山下公司君）** お答えいたします。今回の通潤橋周辺整備事業につきましては、国宝通潤橋がそこにあるということも含めて、歴史的、文化的遺産としての重要性や、アーチ石橋と吹上台が融合した土木構造物としての存在感、また、農業用水を送ったその先にある白糸台地の棚田など、そこにつながる人々の営みを大切する必要があるという思いの中での事業申請に至ったというところでございます。

それら全てを含めた国宝としての通潤橋と、農林産物を生産する基幹産業等を有機的に結合させた事業とするということをコンセプトにしておりますので、その重要文化的景観を織りなす環境づくりとしまして、この自然石平板舗装等を実施するというところにいたしましたというところでございます。

通潤橋を織りなす環境を生み出すときに、どういった整備が必要かというところには、先ほど言われましたように、確かに町の予算、また、その景観を保つという両輪を考えながらの事業の構築が必要であるということは認識しておりますが、まさしくこの歴史を紡いできた石ということに焦点を当てて、そこに資料館がある、物産館があるものについて、この自然石の平板舗装を行いたいというところでの事業に至ったというところでございます。

事業費につきましては、確かにこれが主な部分で、直工費、直工が約1億円ございますが、7,000万ほど、約7割ほどがこの自然石の平板舗装の費用となっておりますが、それを落とし込んでも、この景観づくり、また、未来へ向けての町の観光地づくりには大切ではないかという思いを込めて、このような設計で実施させていただきたいというところに、判断に至ったというところ

ころでございます。

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

2番、坂本幸誠君。

**○2番（坂本幸誠君）** 資料7で、上の駐車場から階段まで整備入っとなつてはすけれども、いつも階段から降りたところにパイロンを立てて、歩行者がこっちゃん出らんようにしてあつたね。その配慮は、今度はどんな感じでされますか。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、山下公司君。

**○商工観光課長（山下公司君）** お答えいたします。人の流れの安全確保というのは大切だということで、今回の階段の整備工事にも至ったということでございます。現在の階段よりも幅を広くとりまして、約3メートルほどございます。踊り場を設けておりますが、傾斜も緩やかに歩いていけるように対応すると。御質問の物産館への入り口辺りにつきましても、道路形状部そのものは変えられませんが、より安全に配慮した形での傾斜を緩めた形で、そこに歩いていけるように対応いたしておりますので、その辺、そこんところで施工工事を行っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** 私もですね、昨日も小学生の案内に行つたばかりなんですけれども、やはり先ほど4番議員からもあつたように、やっぱり安全性の配慮というのが非常に大切だというふうに思っています。

この事業に関しては補助金あり……、ありきと言つたらいけませんけれども、前課長のときから、やっぱり有利なものを引っ張ってきてやると。議員の中からは自腹でもやるべきことがあるんじゃないかというふうな話も随分いたしました。体育館跡地のこととかもですね、もっと駐車場を拡張するべきじゃないか、もう緑地は要らないんじゃないかという話もありました。

今、課長の答弁の中にも、やはり景観に配慮したとか、歴史的建造物であるとか、様々、国に申請するようなことを、こうおっしゃつたんだろうなというふうには思ふんですけれども、先ほど本当に4番議員がおっしゃつたように、私も、今回の舗装に関しては、何もその浸透性のものを、親水性のものをした上に、この親水性コンクリとか、コンクリというものをやられるわけですよ。そういう見栄えよりもですね、本当毎回毎回越水してくるの分かつてるじゃないですか。かさ上げをしてほしいと言つたけど、それは補助金にかなえませんかというふうな話もありました。より、やっぱりお金とか、その配慮を突っ込まなくちゃいけないのは、見栄ではなく、そういった本当に来られる方の安心・安全ではないかというふうに思ふので、この親水性のものの上にコンクリばかぶせるといふ、私は意味がちょっとよく分からないんですが、越水時の、本当にいつも物産館が困つてらっしゃる、また、観光客が困られるというふうなところへの配慮はですね、どこにか入れていけないのか、何かその解決がこれなのか、何か本当によく分

かんないんですけど、御説明をお願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、山下公司君。

**○商工観光課長（山下公司君）** お答えいたします。御質問の、まず中身につきまして、舗装関係につきましては、資料8にて説明をさせていただきます。

この水色のところが自然石平板舗装というところで、黄緑色が透水性コンクリート、これは石の上に透水性をするのではなく、そこそのものが透水性のコンクリートということで、御理解をお願いしたいと思います。また、自然石コンクリートにつきましては、黄色い色、歩道部分についての洗い出し舗装を行っているというところでございます。

2つ目の質問で、安全性、川の氾濫、越水というところでございますけども、この事業計画の中で、そういった堤防のかさ上げ等は確かに含めておりません。こちらにつきましても、当然どちらかを上げれば、どちらかに川が、その水が行くというところで、どちらをどう対応するかというのはなかなか難しい、判断が必要かというふうに思っております。

今回のこの事業につきましては、通潤橋周辺の景観を整備するという事業内容での整備を行いましたので、越水対策につきましては、県河川ということでのしゅんせつをお願いしたりですとか、そういったところの……、それが十分か不十分かという御意見はあるかと思うんですけども、今回の整備事業の中には入れてはないというところで御説明に代えさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** 分かるんですけどね、分かるんですけど、やっぱり私も最後の質問になるかもしれないと思うので、申し上げさせていただきます。

かねがねやっぱりこの事業、どこでどういう補助金を持ってくるかという話だというふうに思うんですね。交付金をどうやって持っていくか。それは本当町長はじめ、各幹部の方々が心を砕いてらっしゃるところだということもよく分かるんですが、やっぱりそれありきの予算の立て方とかではなく、思い切って一般財源からも使っていくとかいう。本当に未来のかけ橋というか、通潤橋をはじめですね、やっぱりこの伝統的な財産がたくさんある中で、そこを思い切って、本当の信頼というか、町民から信頼を得られるような、その場その場の予算の使い切りではなくて、継続的な投資であるとか、そういった未来へつなぐお金の使い方を考えていっていただきたいと思うんですが、町長、一言いかがですか。

**○議長（藤澤和生君）** 町長、坂本靖也君。

**○町長（坂本靖也君）** お答えいたします。最近の豪雨によりまして、本当に通潤橋前においても、近年何回も越水をしているという状況は、十分私も理解しているところでございます。

そういった中で、河川の管理に関しましては、県と一緒に今後も対策は講じていく必要があるということで感じておりますし、また、今回の通潤橋周辺整備につきましては、事業に基づきまして、今回、事業計画を推進しているところでございます。

今後の河川の氾濫等についても、引き続きしっかりと対応はしていきたいと思いますが、現状におきまして、この工事の整備については、しっかりと、今の現計画の中で整備をし、また、管理につきましては、できる限り、そういった越水をした場合の対応策等についても、速やかに観光客の方々に影響がないような管理をしっかりと進めていくということで、進めていきたいというふうに考えております。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** この自然石でされるというところがですね、現に馬見原の街並み整備で、舗装、こういった感じでされてますけども、皆さん御存じのとおり、この一つ一つがですね、浮き沈みがあったり、経年劣化で、今もずーと、と一きどきですね、何か所かポールを置いて、修繕をされてますが、もうそういったのはやめていただきたいというのが、街からの声なんです。ですから、こども先ほどから、ほかの議員がおっしゃるように、見栄えじゃなくて、やっぱりこれは、何ですか、つまずきにもなりますので、もうきちっとした一面の舗装というふうにしていただきたいと思います。本当見栄えだけじゃですね、この何番ですか、資料9の左上もそうなんですけど、よーくこう拡大してみますと、何ですか、何か修繕したような跡形がありますけども、こういうふうになるんですよ。ですから、絶対この形はとってほしくないなと思いますが、いかがですか。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、山下公司君。

**○商工観光課長（山下公司君）** お答えいたします。長期的な視点も踏まえまして、そういった可能性があるということの御指摘かというふうに受け取らせていただきました。その中で、この自然石平板舗装、8センチほどの厚みを持たせた石を使うということで、できる限りそのようなことが起きないような設計、また、施工に努めさせていただきたいと、監督責任も含めまして、しっかりとした工事を行いまして、そのようなことが起こりにくくなるような工事体制をとらせていただきたいということでございます。設計の中でも、厚みを持った自然石を使うということで、そのようなことを極力防ぎたいという思いもあつての設計を行っているというところでございます。景観と安全性を踏まえた中での判断した中で、このような形となりましたので御理解をお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** せっかく高齢者や障害を持った方のスペースをここに造っていただいています。今のような危険性があるのが分かっているのに、どんなに注意をしても、やっぱり経年の中で出てくることは避けられないと思うんですよ。もう実際できている通潤橋の下のとこまで行くところも石畳になってますが、あそこもすごく通りにくいんですよ。皆さん御存じのことですけれども、あそこは県が造られてるということだったのですかね。それなので、町がどうこうするというのは難しいのかもしれないんですけども、それでも、そちらのほうもし

っかり県のほうに要望していただいて、危険がないようにしていただくのが大事だと思うんですけど、繰り返しになりますが、このお金をかけるのであれば、ほかにもっとできることがあるはずだというふうに思いますが、計画変更ということの可能性はないんですか。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、山下公司君。

**○商工観光課長（山下公司君）** お答えいたします。安全性に関しましては、御指摘のとおり、これまでの公共事業の状況、経過がたつてのことだったというところを踏まえた上で、この設計にたどり着いたと。それは、そのことも踏まえた中で、また、景観を、通潤橋がある、石橋という景観を大事にしたいということ踏まえた中で、このような設計ということでございますので、まずはこちらで施工させていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 先ほど申しました馬見原の街並み整備でした道路ですが、今は時々ですね、その修繕は多分町道だから建設課がしてると思いますが、造る時は今でいう商工観光課がしたんだと思いますが、だから、課長のほうがその実績というか、この修繕をしている実績を御存じないと思いますが、課長は今ですね、そういうことはしっかりないようにしていきます、監督もしますとおっしゃいましたが、課長が今言われても、そら三、四年じゃ、そういうのにならないと思いますよ。けども、将来的になりますよって、今、馬見原のが実際そうなんです。できたすぐはきちっとしてありましたけども、今はもうぼこぼこほげてます。ですから、しょっちゅう修繕に回られてますので、建設課長も十分御存じだと思いますが、そういう約束はできないんですよ。ですから、最初からならないようなことで設計して、こうしていただいたらどうかということでの質問だったんですが、またよろしくお願いします。

もしよろしかったら、最後に町長をお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 町長、坂本靖也君。

**○町長（坂本靖也君）** お答えいたします。馬見原の街並み整備につきましては、当時私が担当しておりましたので、非常にこう、道の施工についてはですね、施行時点から、ずっと管理をしてきたところでございます。当時ですね、蘇陽町時代に、あれは石畳ということで施工したわけでございますけれども、確かに道路については、車道という特殊性もあり、下にはコンクリートで基盤を造ってますので、道路自体が落ちることはないんですけども、その上にモルタルを敷いて石を乗せてあるということで、場所によっては、どうしてもやっぱり、ああいう形で、道路、車がかなり通りますので、そういう意味で、ああいった途中の石が割れたりとか、そういう現象が出たことは事実でございます。これにつきましても、今もですね、一部はもうアスファルトにしたりとか、できる限り安全施工を優先して、今の管理のほうは建設課のほうでしてるところでございます。

一方、今回の通潤橋周辺整備の中の、この石畳の部分につきましては、基本的には車道ということではなく、普通に人が移動する場所ということでございますし、もちろん、この石を並べる

ことによって、石とといいますか、石を並べることによってですね、その隙間から、いろいろと、また、何ですか、侵食して、間がですね、出ることは可能性としては確かにあると思います。そういう意味で、安全施工については、まずはやっぱりしっかりと施工をやっていただく。また、施工後の管理につきましては、町として、やはりそういうところを補修しながら、そういった段ができたとか、そういうことがないようにですね、これはもう町の責任として、観光施設の中でもありますので、しっかりと管理をしていくべきだというふうに思っておりますので、今後担当が代わろうが、そこはしっかりと町として進めていくべきというふうに考えております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第96号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議がありますので、起立によって採決します。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤澤和生君） 起立多数。

したがって、議案第96号「工事請負契約の締結について（通潤橋ミエルテラス外構工事（南側）」は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

---

休憩 午前11時09分

再開 午前11時19分

---

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 日程第4 議案第97号 山都町特定教育・保育施設等及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

○議長（藤澤和生君） 日程第4、議案第97号「山都町特定教育・保育施設等及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） 議案第97号について御説明いたします。

議案第97号、山都町特定教育・保育施設等及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について。

山都町特定教育・保育施設等及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年9月25日提出、山都町長。

提案理由。子ども・子育て支援法第34条第3項並びに児童福祉法第34条の8の2第2項及び第34条の16第2項の規定により、山都町特定教育・保育施設等及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、山都町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び山都町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を定めるに当たっては内閣府令を参酌して定めることとされているところ、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令が令和7年9月10日に公布され、同年10月1日から施行されることに伴い、山都町特定教育・保育施設等及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、山都町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び山都町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてそれぞれ一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

別添の資料1を御覧ください。

保育に関する多様な需要に対応するために必要な人員の確保及び事業の実施体制の整備を図るとともに、虐待を受けた子どもへの対応の強化を内容とする児童福祉法等の一部を改正する法律が令和7年4月18日に成立し、10月1日から施行することと定められました。

次のページの資料2を御覧ください。

法改正に伴い、関係条例を改正するものであり、児童養護施設等や障害者施設、高齢者施設については、職員における虐待等の発見時の通報義務等の仕組みが設けられていますが、保育所等における虐待等への対応についても同様の仕組みを設ける必要があることから、保育所等の職員による虐待等に関する通報義務等について定めることとなります。

前に戻っていただいて、3ページから4ページまでが新旧対照表になりますので御確認をお願いいたします。

前に戻っていただいて、2ページ目が改正文になります。

同じく2ページの附則を御覧ください。

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第97号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第97号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第97号「山都町特定教育・保育施設等及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

---

**日程第5 諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて**

○議長（藤澤和生君） 日程第5、諮問第3号「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） それでは、説明いたします。

諮問第3号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和7年9月4日提出、山都町長。

1、意見を求める者。住所、熊本県上益城郡山都町下名連石246番地1、氏名は、鳥居三津子さんです。新任です。生年月日は昭和32年8月8日です。

諮問理由です。人権擁護委員の1名が、令和7年9月30日をもって任期満了となりますので、委員の候補者を推薦する必要があります。

これが、この諮問を行う理由です。

鳥居氏は、町職員保育士として長年にわたり精励され、子ども、保護者との関わり、また、地域の状況にも精通されており、住民の信頼も厚く、民生委員・児童委員もされており、人権擁護委員としてふさわしい方でありますので、ここに法務大臣へ推薦したく、意見を求めるものです。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 諮問第3号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意する旨答申したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第3号「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、原案に同意する旨答申することに決定いたしました。

---

**日程第6 認定第1号 令和6年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について**

て

**○議長（藤澤和生君）** 日程第6、認定第1号「令和6年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

本案について各委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、飯開政俊君。

**○総務常任委員長（飯開政俊君）** おはようございます。

委員会審査の報告を行います。

令和7年9月25日、山都町議会議長、藤澤和生様、総務常任委員長、飯開政俊。

委員会審査報告書。

認定第1号、令和6年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について。

本委員会及び各常任委員会に付託された令和6年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算は、連合審査の結果、別紙のとおり意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

1、総務常任委員会関係。

（1）総務課。

社会情勢の変化により職員が担う役割は、多様化し重みを増している。人材育成、公務能率やパフォーマンスの向上は急務である。そんな中、人事評価制度の結果活用が開始されたが、職員の理解を深めることが大事であるので、評価の公平性が保たれるよう管理職の評価する側の研修は、特に大事である。

本町工事入札において令和6年度は、692件であったが、今後、度重なる災害が予想され、さらに増える可能性があるので、電子入札システムの利用による事務の効率化、透明性、公平性の確保に努めて欲しい。

防犯対策において、防犯カメラ設置事業は、今後とも、地域団体、町民の間でも関心が高く、事業の推進が望まれる。

総務課に演習場対策室が設置され、自衛隊と地域住民との関係が、訓練をはじめ、周辺整備など多くの課題が順調に進捗していけるよう努めていただきたい。

（2）教育委員会。

学校教育課。

義務教育学校の設置方針変更後、住民説明会及び保護者説明会を7回実施されている。今後は準備委員会を経て基本構想・基本計画を策定することとなるが、想定以上の児童生徒数の減から見ると、義務教育学校の新校舎の設置が本当に適正なのか、既設の学校利用等も選択肢の一つにされたい。

生涯学習課。

中央グラウンド周辺整備事業では、残すところ中央グラウンド整備のみとなった。全ての施設において、利用率向上と収益増加を図るため、スポーツ合宿等積極的に誘致し、ひいてはスポーツの振興や地域経済の活性化につながるよう努力されたい。

(3) 企画政策課。

民間バス路線の廃止に伴い、浜町ー馬見原にコミュニティバスを運行、またデマンド型乗合タクシーの実証運行は町民の交通利便性確保に役立っている。オンライン申請フォームに、マイナンバーカードの本人認証機能及びオンライン決算機能を追加しオンライン申請機能が拡充され便利になった。

(4) 税務住民課。

町の貴重な財源である税金の徴収について、個人町民税99.24%、法人町民税100%、固定資産税99.41%と高収納率を上げており、町民の納税意識の向上と取組に対する責任感の高さがうかがえる。

(5) 支所。

支所業務については、窓口業務が適切に行えるよう職員配置には十分考慮していただきたい。また、行政サービスを低下させないようさらなる組織体制の構築を図る必要がある。

清和水力発電所については、廃止及び第三者への譲渡手続きを急がりたい。

**○議長（藤澤和生君）** 次に、厚生常任委員長、吉川美加君。

**○厚生常任委員長（吉川美加君）** 厚生常任委員会関係の御報告をいたします。

令和6年度の事業について、監査委員の決算報告を踏まえ、各課の成果報告書を基に審査をいたしました。急激な少子化にあつて国の政策が追いつかない感がありますが、広い山都町に点在している町民の健康的な生活を守るため、限られた政策メニューや人材の中で日々努力していただいていることを評価したい。

(1) 福祉課。

人口減少と少子高齢化が進む中、地域住民が安心して暮らしていける環境づくりが求められている。そのためには、幅広い分野での支援体制の充実が必要である。

福祉課で進めている重層的支援体制整備事業では、あらゆる困り事を包括的に支援する体制づくりを、関係課や関係機関と連携しながら取り組んでいる。相談内容は多岐にわたることが多いため、相談者一人ひとりに寄り添い、継続的な支援を進めていくことが重要である。

高齢者福祉の分野では、集落支援員をシニアクラブに配置し、連合会としての活動を活発化させている。会員数が減少し解散するクラブもあるようだが、一方でシルバーヘルパー活動やボランティア活動など、意欲的な活動を展開しているクラブもある。高齢者の生きがいつくりや、地域の見守り体制の充実を図るため、シニアクラブ役員と協力しながら体制づくりを進めていただきたい。

子育て支援については、子ども医療助成の現物支給化、出産・子育て応援ギフト事業、産後ケア事業など支援制度を充実させている。さらに、こども家庭センターの体制も整ってきていることから、病後児保育室やファミリーサポートセンター事業などの既存事業を推進するとともに、出生数が減少する中でも安心して子育てできる環境整備に取り組んでいただきたい。

(2) 健康ほけん課。

国保事業は加入者の減少により減収、また同時に医療給付費の増加もあり、運営は大変厳しい

状況にある。引き続き住民健診の受診率の上げを図り、病気の早期発見を促し、糖尿病をはじめとする生活習慣病の重症化を防ぐ取組を望む。

母子保健の現状については、出生数が激減している中ではあるが、不妊治療に取り組む方も年々増加の傾向があり、町内で出産、育児を希望されている家庭があることを認識した。

小学5年・6年生を対象として小児生活習慣予防健診及び小学5年生とその保護者を対象とした小児生活習慣病予防教室も続けている。相変わらず保健指導該当者がいるものの、今後も継続した取組の中で小児と家庭の食生活を中心とした生活習慣の改善を働きかけてほしい。

母子健康から高齢者の健康寿命延伸まで広範囲にわたる仕事であるが、町民の健康政策を預かる担当課職員の心身の健康維持を願うとともに、課内での連携を密にして健康ほけん事業に邁進していただきたい。

### (3) 環境水道課。

生活排水による水質汚濁防止のために、合併浄化槽設置補助が行われてきたが、設置状況が伸び悩んでいる。狭い敷地でも設置できる改良型の周知や、設置推進の工夫をお願いしたい。

家庭ごみの収集については、令和6年度からプラスチック分別が始まり、燃やすごみの量が減り最終処分量の減少にもつながったことは評価したい。小峰クリーンセンターでの焼却は令和6年度で終了し、令和7年度から熊本市への焼却委託が始まるが、今後さらなる燃やすごみ減量のための工夫や、町民への啓発を期待する。

自家消費を目的とした太陽光発電と蓄電池をセットにした導入補助や、省エネ家電購入促進事業が新たに始まった。温暖化抑止のためにも続けてほしい。

一般廃棄物処理施設広域化については、環境影響調査の配慮書、方法書の段階が終了し、県知事からの意見書が提出された。建設予定地の造成範囲、費用、工期などを明確にするための概略予算予備設計の業務委託が発注されている。今後環境影響調査の終了を経て、どのような施設が望ましいのか、慎重なる議論が必要である。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 次に、経済建設常任委員長、眞原誠君。

**○経済建設常任委員長（眞原 誠君）** 経済建設常任委員会から報告申し上げます。

令和5年の大水害の復旧工事において、全力で取り組んでいる最中に、再度の大きな水害が発生してしまいました。災害復旧には財政負担だけでなく職員の事務負担も大きくなり、平時の事務を圧迫します。それでも山都町民の生活と産業を元どおりにするためには、災害復旧を最優先に取り組んでいかねばならず、担当職員の奮闘に期待します。

### (1) 農林振興課。

農業委員の任期が残り1年未満となっており、次期改選に向けた準備を早めに進める必要がある。特に課題として挙げられる女性農業委員の登用について、地域からの推薦とするのかなど、登用の方法について早急に方針を決める必要がある。また、一般的に委員への成り手がない中で、各地区の推薦依頼等早めに取り組んでいく必要がある。

本町には、6地区の集落営農法人が設立されているが、集落営農法人における現状の課題は経

営効率化及び黒字化と考える。資源の有効利用や販路拡大に関する支援を行い、経営上の具体的な改善点を指導・提案を県などの関係機関と連携して取り組んでほしい。

有機農業の振興については、取組面積の拡大が必要と考える。山都町有機農業サポートセンターの活用をさらに促進し、研修会や運営支援を通じて新規参入者を増やしてほしい。また、地元住民や若い担い手農家へのサポートメニューを充実させることで、有機農業の一層の推進を図り、持続可能な農業の発展につなげてほしい。

有害鳥獣被害については依然として深刻な状況にあり、抜本的な対策が求められている。国との協議を進めるとともに、実証実験的な取組を行い、最新技術を活用した防護柵の設置や生態系管理の強化などを考えていく必要がある。また、有害鳥獣捕獲支援事業の拡大や捕獲者の育成を行い、活動の効果を継続的に検証していく必要がある。

今年度も農地等の災害復旧事業の増加が予測されており、取水施設（堰等）や農地の復旧について迅速な対応が必要と思われる。関係機関との協議を密に行い、必要な計画変更や予算追加を速やかに申請し、農地等災害復旧事業の早期完了を図ってほしい。

地籍調査事業の予算減少による進捗遅れが懸念される状況にあるが、正確かつ効率的な調査を実施するとともに、国への予算増加要望についても必要性を訴え、早期の完了へ向けて取り組んでほしい。

## （２）山の都創造課。

人材育成事業は３年目となり、１期生２名、２期生２名の継続者、今年度から５名の新規プロジェクトオーナーの９名で展開された。地域の関係者などから協力・応援を得ながら、様々なつながりができ、活動の広がりを見せている。今後も事業に挑戦する場の提供等の仕組みづくりを構築し、山都町の人材育成に期待する。

山都町東京事務所は、交流人口の増加や移住・定住者の促進など、全国における山都町の情報発信、交流拠点とするため開設されたが、事業効果が分かりにくい分野であったこと、指標をきちんと整理し切れなかったことなどを総合的に判断され、７年間の活動をもって一旦業務を終了することとなった。

また、東京・関西・中部地区に居住する山都町出身者で組織されている「ふるさと会」についても活動休止の状況で今後の活動は未定となっているが、今後は、山都町の知名度アップにつながる新たな取組を望む。

定住促進事業は、山都町定住支援住環境整備事業補助金15件、山の都定住支援事業補助金21件の補助が行われていることは評価したい。定住促進に寄与するだけでなく、移住者の増加も見込めるので、山の都地域仕事支援事業・空き家の活用等の制度事業と連携され事業の継続的な効果に期待する。

SDGsでは、出前講座・企業との連携・生ごみ堆肥化事業・山都町SDGs表彰制度の取組がなされた。中でも「SDGsシンポジウム・マルシェ」の開催は、福祉まつり及び有機米サミットと同時開催で道の駅清和文楽邑一帯で開催された。このことはSDGsについて、住民みんなで考えるイベントとしてよい機会であったと言える。少子高齢化・人口減少が続く中で同時開

催等により、最大の効果が展開できる取組を望む。

### (3) 商工観光課。

令和6年度はデジタル田園都市国家構想交付金を活用し観光DX事業に取り組んでいる。デジタル観光マップ、観光施設多言語整備、観光アンケートをWeb上で展開し、山都町来訪者への情報提供を充実させるとともに、来町者の属性データ、行動データ、購買実績データを取得し分析している。これらのデータをより有効な観光施策に展開することを期待する。

また、商工振興の取組として実施された山都町事業所改修等支援事業では、補助金を交付することで起業や事業拡張への民間投資を刺激しており、8件の実績を上げている。町内の経済活動活性化につながっており、今後の継続に期待する。

そよ風パークの利活用には、利用者の伸び悩みなど課題が大きいですが、木質バイオマスボイラーを導入するなど、施設運営のコストダウンに向けた投資を行い、今後の利活用への前向きな姿勢がうかがえる。本施設は、町民の福利厚生と町外からの利用者へのサービス提供による町内産業振興を目的としており、指定管理者と連携してさらなるサービスの向上を目指してもらいたい。

通潤橋周辺整備事業という大きなプロジェクトも、短期間の中で着実に進んでおり、国宝通潤橋の見学客に対する居心地のよい空間提供と、消費行動の喚起を目指す姿勢が見てとれる。計画どおりに全工事を完了させ、新しくなった通潤橋エリアを核とした山都町全体の観光振興を目指してもらいたい。

### (4) 建設課。

近年の異常気象により災害が頻発する中、社会資本整備事業では、国道・県道・町道・橋梁、砂防、河川、住宅等と、本町の広範囲な面積のため、その種類は多く、改良及び維持工事、管理・修繕関係等、町民からの要望も多岐にわたり、事業額も多大であるが、インフラ整備に伴う効果測定の予備調査など熊本県と協力し、各補助事業を有効に活用し実施している。

住民からの要望度が高い各事業であり、今後も国・熊本県と密に連携し財源の確保を図り、地域住民と一体となった安全・安心な社会資本整備をさらに進めていただきたい。

今年度の主な実績は以下のとおり。

地方創生道整備推進交付金事業、社会資本整備総合交付金事業、大矢野原演習場周辺民生安定事業等を主に補助事業を活用し、14路線の改良舗装工事、3件の維持工事、2件の橋梁補修工事、1件の河川しゅんせつ工事が行われた。

町営住宅関係では、公営住宅等ストック総合改善事業により2団地の居住性向上に向けた工事、また、南田住宅の外構工事及び住宅更新工事に向けた建設設計委託を行うなど、人口減少に歯止めをかける住宅政策を行っている。

町道の維持管理業務においては、地元住民の要望の全てについては、事業実施には至っていないが、住民生活に直結する事業であるため、機械借り上げ、原材料支給等を行うなど、今後も地域住民と協力し町道管理を行っていただきたい。

公共土木施設災害復旧事業について、令和4年災まで工事を完了できたことは評価する。しかし、令和5年災234件と令和6年災35件の合計269件について、137件は令和6年度までに完了し

たが、残りの132件について、令和7年度に繰越事業となっているため、早期の完工をお願いしたい。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 次に、総務常任委員長、飯開政俊君。

**○総務常任委員長（飯開政俊君）** 4、結び。

合併20周年を迎え、道の駅の開駅、中央グラウンド周辺・通潤橋周辺整備などを進め、来町者の増加に努めてきたが、経済活動につながる取組がまだ不十分と思われる。町内の観光地への周遊など滞在時間の延長を図り、特に宿泊施設の充実を望む。

企業版ふるさと納税が、実績15社に及んだことは、町職員の努力が認められ、さらなる上積みを目指す。

ここ数年少子高齢化が進み、若者の減少があらゆる所に影響を及ぼしている。事業の継続の断念や、自然豊かな景観の維持も厳しくなりつつある。このことは、農林業、商工業、福祉事業全てに関わることなので、若者の定住を促す政策を推し進めてほしい。

コミュニティバスからデマンド型乗合タクシーの制度や通院手段のない住民を対象とした移動型医療サービス（医療Ma a S）の運行を開始したことは高く評価できる。

本町は、様々な課題を前向きに捉え、政策を進めているが、外部のコンサルなどへの丸投げのような印象を持たれる政策が見受けられる。もう少し職員自身のアイデアを生かした政策が実現できるよう、職員の意欲を引き出す取組を期待する。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 質疑なしと認めます。

これから認定第1号を採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定とすべきとするものです。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号「令和6年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに決定いたしました。

---

## 日程第7 認定第2号 令和6年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

**○議長（藤澤和生君）** 日程第7、認定第2号「令和6年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長、眞原誠君。

**○経済建設常任委員長（眞原 誠君）** それでは、報告申し上げます。

山都町議会議長、藤澤和生様、経済建設常任委員長、眞原誠。

委員会審査報告書。

認定第2号、令和6年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について。

本委員会に付託された令和6年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、審査の結果、次の意見を付けて、利益の処分については可決すべき、また、決算については認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

意見。

令和6年度山都町水道事業決算においては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、同事業の当該利益の処分及び決算について議会の議決が求められている。

審査の結果、当年度未処分利益剰余金2,780万854円を繰越利益剰余金とする処分案については妥当と認め、当該利益の処分案については可決すべきものと決定した。

また、決算については、監査委員の審査意見書を踏まえ検討した結果、執行の状況、計数の精度、事業の適否等について、これを妥当と認め、認定すべきものと決定した。

今年度も着実に水道管などの設備の更新を進めているが、有収率はなかなか改善されない状況が続いている。人口減少に伴い給水収益の減少が予想される中、有収率を改善し支出を抑えねばならない。衛星からのデータを利用した漏水箇所の絞り込みを行う事業が、令和7年度から4年間にわたり実施される計画であるが、有収率の改善につながることを期待する。広大な面積に集落が点在する山都町において、水道事業を効率的に運営することは難しいが、水道事業は住民生活と町内産業を支える最重要事業であり、粘り強く取り組んでいただきたい。

以上になります。

**○議長（藤澤和生君）** 委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 質疑なしと認めます。

これから認定第2号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決及び認定とするべきとするものです。

本案は委員長報告のとおり可決及び認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号「令和6年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」は、原案のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

---

**日程第8 認定第3号 令和6年度山都町病院事業会計利益の処分及び決算の認定について**

**○議長（藤澤和生君）** 日程第8、認定第3号「令和6年度山都町病院事業会計利益の処分及

び決算の認定について」を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

厚生常任委員長、吉川美加君。

**○厚生常任委員長（吉川美加君）** では、令和6年度山都町病院事業会計利益の処分及び決算の認定について御報告いたします。

令和7年9月25日、山都町議会議長、藤澤和生様、厚生常任委員長、吉川美加。

委員会審査報告書。

認定第3号、令和6年度山都町病院事業会計利益の処分及び決算の認定について。

本委員会に付託された令和6年度山都町病院事業会計利益の処分及び決算の認定については、審査の結果、次の意見を付けて、認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

意見。

令和6年度山都町病院事業会計決算においては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、同事業の当該利益の処分及び決算について、議会の議決が求められている。

審査の結果、当年度未処分利益剰余金6億4,645万4,421円のうち、1億円を減債積立金、2億円を建設改良積立金に積み立て、3億4,645万4,421円を繰越利益剰余金とする処分案については妥当と認め、当該利益の処分案については可決すべきものと決定した。

決算については、監査委員の審査結果を踏まえ、審査した結果、執行の状況、事業の適否について、これを適正と認め認定するものと決定した。

山都町包括医療センターそよう病院は、公立病院、救急告示病院、僻地医療拠点病院として、良質な医療提供を行い、患者に信頼され、住民に親しまれる病院を基本理念とし、幅広い診療科目を持つとともに、3か所の僻地診療所の運営、訪問看護ステーション事業、また、令和7年1月より医療用Ma a S事業への取組も行われている。町内の病院の閉院が相次ぐ中、地域医療を担う病院としての役割は、さらに増すものと思われる。

決算においては、材料費、経費の削減に努められているが、人件費の増等により損失決算となった。管内の人口減少や医療報酬抑制等の要因も考えられる。病床稼働率は、病床削減の目安となる70%を超え72.4%となっている。

病院経営を取り巻く環境は厳しいものがあるが、内部協議はもちろんのこと、町当局・各関係機関との連携を密にし、問題解決に努めていただきたい。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 質疑なしと認めます。

これから認定第3号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決及び認定とすべきとするものです。

本案は委員長報告のとおり可決及び認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号「令和6年度山都町病院事業会計利益の処分及び決算の認定について」は、原案のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

次に、町長から発言の申出がっております。

これを許します。

町長、坂本靖也君。

**○町長（坂本靖也君）** お許しをいただきましたので、一言お礼を申し上げます。

ただいま令和6年度の一般会計及び各特別会計並びに各事業会計それぞれの決算等につきまして、認定の御決定をいただき、誠にありがとうございました。

各委員会におかれましては、慎重かつ熱心な御審議と、現地調査による御確認をいただき、厚くお礼を申し上げます。

また、審議過程におきまして、御指導、御指摘がありました事項につきましては、十分留意しながら、今後も適切な予算執行を図り、なお一層効率的、効果的な行財政運営に取り組んでまいります。

今後とも御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。お礼の言葉とさせていただきます。誠にありがとうございました。

---

## 日程第9 委員会報告 請願付託報告について

**○議長（藤澤和生君）** 日程第9、請願付託報告についてを議題とします。

請願第1号「教職員の働き方改革推進とゆたかな学びの実現・教職員定数改善を図るための、2026年度政府予算に係る意見書採択の請願について」報告を求めます。

総務常任委員長、飯開政俊君。

**○総務常任委員長（飯開政俊君）** 令和7年9月25日、山都町議会議長、藤澤和生様、総務常任委員長、飯開政俊。

請願審査報告書。

本常任委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

1、事件の番号。請願第1号。

2、付託年月日。令和7年9月4日。

3、件名。教職員の働き方改革推進とゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の請願について。

4、請願者。山都町下馬尾280-1、竹下玲他。

5、紹介議員。西田由未子。

6、審査結果。採択。

7、審査意見。

小規模校が多い本町の実情を踏まえた指導体制ができるよう教職員の処遇改善及び業務改善などの働き方改革を進める必要性を認識し、採択とした。

**○議長（藤澤和生君）** 意見書案について職員に朗読させます。

議会事務局長、高橋尚孝君。

**○議会事務局長（高橋尚孝君）** それでは、朗読をします。

教職員の働き方改革推進とゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書。

学校現場では、貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

21年の法改正により、小学校の学級編制標準は25年度までに35人に引き下げられた。また、中学校においては26年度から引き下げる方針となっている。今後は、高等学校での早期実施ときめ細かい教育活動をすすめるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要である。

また、実効性のある働き方改革を実現するため、自治体による「業務の3分類」をはじめとした施策に必要な財政措置が不可欠である。

本町においても教職員定数が減少し、必要な人材を確保できないことなどにより、子どもたちへのきめ細かな指導や教員の働き方改革が実現できなくなるのではないかと懸念がある。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置が講じられるよう強く要請する。

1、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で、義務教育国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

2、早急に教員の給与等の抜本的な処遇改善を実現するとともに、効果的な業務の見直しなどさらなる教員の働き方改革を進め、教員不足の解消に向けた取組を推進すること。

3、高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、地域の実情を踏まえた少人数指導に係る指導方法工夫改善、加配の維持、及び専科指導の加配要件緩和など、きめ細やかな指導体制の整備を推進すること。

4、自治体の実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

山都町議会議長。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから請願第1号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号「教職員の働き方改革推進とゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の請願について」は、採択することに決定いたしました。

---

### 日程第10 委員会報告 請願付託報告について

○議長（藤澤和生君） 日程第10、請願付託報告についてを議題とします。

請願第2号「オルタナティブスクール設立に関する請願」について報告を求めます。

総務常任委員長、飯開政俊君。

○総務常任委員長（飯開政俊君） 令和7年9月25日、山都町議会議長、藤澤和生様、総務常任委員長、飯開政俊。

請願審査報告書。

本常任委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

- 1、事件の番号。請願第2号。
- 2、付託年月日。令和7年9月4日。
- 3、件名。オルタナティブスクール設立に関する請願。
- 4、請願者。山都町白小野944、中学校不登校の子をもつ親の会、中畠友美。
- 5、紹介議員。後藤壽廣。
- 6、審査結果。趣旨採択。
- 7、審査意見。

現在、全国的に不登校や登校しづらい子どもたちが増え、文部科学省においても、不登校の児童生徒の支援体制構築に向け動き出している。今回、白糸第一小学校跡地を本校としたオルタナティブスクール設立に向けた計画の内容を検討する中で、跡地利用には町、地元の理解を得れば問題ないが、学校法人として運営、財源、生徒の登下校の在り方など課題について不確定要素もあり、趣旨採択とした。

今後は課題について、よく町と協議を重ねられたい。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから請願第2号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は趣旨採択です。

この請願は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号「オルタナティブスクール設立に関する請願」は、趣旨採択とすることに決定いたしました。

---

### 日程第11 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（藤澤和生君） 日程第11、各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

お手元に配付しました申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、各委員長から所管事務について閉会中の継続調査の申出がありました。

当該申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。令和7年第3回山都町議会定例会を閉会いたします。

---

閉会 午後0時13分

令和7年9月定例会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

報告第8号	令和6年度山都町財政健全化判断比率等報告書について	9月4日	報告済
議案第80号	専決処分事項（令和7年度山都町一般会計補正予算第3号） の報告並びにその承認を求めることについて	9月4日	原案承認
議案第81号	山都町職員の育児休業等に関する条例及び山都町職員の勤務 時間、休暇等に関する条例の一部改正について	9月4日	原案可決
議案第82号	山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に 関する条例の一部改正について	9月4日	原案可決
議案第83号	山都町火入れに関する条例の一部改正について	9月4日	原案可決
議案第84号	山都町手数料条例の一部改正について	9月4日	原案可決
議案第85号	山都町水力発電所条例の廃止について	9月4日	原案可決

議案第86号	令和7年度山都町一般会計補正予算（第4号）について	9月11日	原案可決
議案第87号	令和7年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	9月11日	原案可決
議案第88号	令和7年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	9月11日	原案可決
議案第89号	令和7年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）について	9月11日	原案可決
議案第90号	令和7年度山都町水道事業会計補正予算（第2号）について	9月11日	原案可決
議案第91号	そよ風パークの指定管理者指定期間の延長について	9月11日	原案可決
議案第92号	財産の取得について（山都町運動公園中央グラウンド備品調達（グラウンド整備用機械））	9月11日	原案可決
議案第93号	財産の取得について（山都町運動公園中央グラウンド備品調達（防災備蓄品））	9月11日	原案可決
発議第4号	山都町議会委員会条例の一部改正について	9月11日	原案可決
発議第5号	山都町議会広報の発行に関する規則及び山都町議会タブレット端末運用に関する規則の廃止について	9月11日	原案可決
議案第94号	工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園中央グラウンド電気設備工事）	9月25日	原案可決
議案第95号	工事請負契約の締結について（通潤橋ミエルテラス展望デッキ設置工事）	9月25日	原案可決
議案第96号	工事請負契約の締結について（通潤橋ミエルテラス外構工事（南側））	9月25日	原案可決
議案第97号	山都町特定教育・保育施設等及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	9月25日	原案可決
諮問第3号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	9月25日	原案同意
認定第1号	令和6年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について	9月25日	原案認定
認定第2号	令和6年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	9月25日	原案可決 原案認定
認定第3号	令和6年度山都町病院事業会計利益の処分及び決算の認定について	9月25日	原案可決 原案認定
委員会報告	請願付託報告について	9月25日	原案可決
委員会報告	請願付託報告について	9月25日	原案可決

議長報告 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続  
調査申出について

9月25日 原案可決

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長 \_\_\_\_\_

山都町議員 \_\_\_\_\_

山都町議員 \_\_\_\_\_